

七 營生機會の復興を急げ

今日の社會制度の規準たる法律は、ローマ法傳來の所有權本位の空理に基くもので、實際の生活とは非常に隔たりのあるものである。平生はこの大矛盾をゴマカシコジツケて來たけれども、この度の大地震の如き非常特別の大事件に遭ふと、この根本的矛盾はあり／＼と我々の眼に映ずるようになる。私共の立場からいへば、かくの如き空虚にして非現實的な法律制度の下に生を營むは誠に迷惑千萬なことであつて、大災は偶々この迷惑を極度まで緊張せしめたのである。従つて自然の勢としてこゝに極窮權の發動することを免れなかつたのである。極窮權とは、人が其生存を脅かさるゝと極度にして極

窮(エキストリーム・ニード)の状態に陥るとき其生存を維持するに必要な有形無形のものを用する經濟權をいふ。言換へれば人の生存權が危殆に瀕するとき發動する本來權が極窮權である。この度の震災に際しては、其生存が脅かされた人は無數であつた。而して其危迫が極度であつた場合には、人々は知らず識らず自ら極窮權の實行者となると共に他人の極窮權を厚く尊重したのである。其例の如きは、新聞紙上の記事に枚舉に遑ない程である。これ等の事例は所有權本位の法律眼から見れば、決して歓迎すべきものでなく、或ものは非難せられねばならず、或ものは處罰せられねばなるまい。一例を引かう。私の親戚の若い一婦人は、本所の猛火に追立られ、右と左とから來る火に、隅田川に飛び込む外なかつたが、幸に船があつて其中へ避難して火を免れ、再び土手の上につたが、恰も向から河の中へ飛込んで這ひ上つて來たと見へる丸裸の婦人が來た。其婦人は若い婦人が兎に角單衣を一枚被て居るのを見て、御前さんは衣物をきて居るぢやないかとて、手に持つて居た小さな風呂敷包を引たくつて走り去つたといふことである。所有權本位の眼から見れば、如何なる場合にも他人の風呂敷包を引たくるは不法なことで

あるに相違ない。しかし右の場合引たくつたことは、恐らく誰人もこれを怒り、これを咎めることは出来まい。何となれば、それは極窮權の行使とその尊重との一例であるから。男なら兎に角、女が丸裸で歩くといふことは、とても堪へられないことである。夢中で水から道上了つたときは、兎に角、ハット氣がついた瞬間、彼女は寧ろ死んだ方がよかつたと思つたかも知れぬ。其處へ風呂敷包を持つた他の焼出され女を見たとき、彼女は何の理窟を考ふる追もなく、自然本來の要求として極窮からの脱出を求めたのである。私とは、こゝには比較的インノセントな例を引いたが、インノセンスの遙かに缺けた場合をあげようとなれば、イクラもあらう。

極窮權は一種變態の生存權である。それが發動せねばならぬやうな状態を作り出すことは、甚だ希はしからざることである。然しながら、所有權本位の法律を無理にこじつけて居る限り、時あつて、極窮權の發動するのは到底免れることが出来ないのである。右例にあげたやうな自然的極窮の場合に、この權の發動することは極めて當然なことでは、是を呪ふべき理由は少しもないが、左様でない場合に、其れの發動するのは、所有權就中其

濫用に對抗する場合が多い。先年の米騒動の如き、即ち其適例であつた。當時私の公にした

『極窮權論』(全集
第四集所收) 參考

所有權を認めこれを尊重するのは、左様することが、人間の生存を維持し、共同生活を繁榮ならしむるに、有力有効であると認められるからである。だから所有權の主張が明かに人間の生存を脅し、其の共同生活を害する場合には、其は尊重せらる可き理由を失つたものである。平生歩くときは、下駄をはくのが便利であり、調法である。しかし猛火に追ひ詰められたときは、それをぬぎ捨て、かけ出さなければならぬ。然るに紳士たるおれは、如何なる場合にも下駄なしに馳出すなどといふ不行儀は出来ないと頑張つたら、其人は恐らく焼けて死んで仕舞ふであらう。所有權の主張と尊重とは、更らにこれを制約すべきより、高い原理の下に立つものである。國家社會は、この高い原理の擁護者たることに、其本來の使命を有する。所有權の認承と保護とは、決して國家最高の任務其ものではない。其の最高の任務を支ふ可き一の手段たるに過ぎない。然らば、其の高き原理とは何であるか、私は答へていふ生存權の主張と其の擁護これである。

二

生存權とは、凡ての生存するものが平等に且つ完全に享有す可き最根本的、最本來的の權利である。國家社會は其の中に生くるものに對して一様にこの本來權を認め、その主張を擁護すべき高き使命を有するものである。この高き使命を侵害する他の權利はこの使命の前には何等の權威をも有することは出来ない。若し強ひて權威を主張せんとすれば、其處に極窮權若くは更に畸形的なる其の變態が發動するといふ結果を招くのみとなるのである。

私は生存權本位の社會政策を主張すること既に久しいが、此度の大災ほど痛切にこの主張の切要なるを感ぜしめたことはない。從來私の生存權論に對しては種々な批評を聞いた。或人は曰く、それは自然法時代の陳腐な個人主義思想を塗り換へたものに過ぎない、社會政策はその様な個人權などの上に築かるべきものでない。また或人は曰く、單に生存することを擁護するといふとは何等の文化價值を有しない、従つてそれは如何な

る學問體系に對しても指導統制原理たり得可きものではないと。私は今これ等の人々に問ひたい、自由とか貨幣價值とか創造價值とか其他様々な名稱でいひくゝるめられて居る所謂文化價值なるものが、本所の被服廠跡にむらがつて居た人々にとつて何の意味を有して居たか、否、災後一ヶ月の今日まだ住む可きバラツクなく被るべき給一枚持たず、卅日間一度も入浴もせざる人々にとつて所謂文化生活の主張者等は果して何物を與へ、何物を附け加へ得るか。人が極窮の状態に置かれたるとき、其の指導原理たり統制原理たり能はざるものに、我々は何の普遍性を認め得るか。普遍的の統制者は、極窮の場合にも平生の場合にも、均しく統制者たるものでなければならぬ。極窮の場合に全く屏熄するやうな統制原理には、我々は統制原理たる資格を認めることは出来ない。

『生きよ而して生かしめよ』とは哲人フイヒテが十九世紀の初頭に喝破したことであるが、今日も尙燦然として光を失はざる不朽の眞理である。我々は個人としても、亦國家社會の一員としても、『生きよ而して生かしめよ』なる哲理の下に立つて生を望むものである。この哲理は、決して個人主義思想の結晶ではない、社會國家に於ける共存共樂の理

法も亦たこの哲理を仰いで普通の統制者とするものである。生きた人から成る社會國家は先づ凡ての人を生かじめ而して自ら生きなければならぬ。これが其先天命題である。文化價値の哲學といふものが災前の日本社會の指導哲學であつたとしても、それは今丸焼けとなつて仕舞つたこと文化哲學の輸入元たる丸善書店のそれに於けるが如くならずんば僥倖といふべきである。文化生活とかの主張は文化住宅とか稱する薄つぺらな建築物同様今度の大震に一たまりもなく倒壊して仕舞つたにあらざれば、それは一僥倖である。これに對して私は生存權の主張は大災を経ていよくその緊切さを證據立てられた不朽普通の要求であると信ぜざるを得ぬものである。

所有權本位の世界觀は物を主とし人を従とする否、多くの場合たゞ物のみを見て、其の主體たる人を全く度外に置く。當面の問題でこの次第を最も痛切に示すものは、焼跡バツク建築問題これである。借地借家權は建物てふ物の存在を根本の條件とする。故に其の建物が大災によつて全焼した今日、借地借家權は全く消滅したものだといふのは、所有權本位物本位の法律觀からいへば、尤も千萬な主張であつて、如何に巧妙なこじつけ

を以てしてもこれに打克つことは出来ない。否、こじつければつけるほど變挺なことになる。或人曰く、建物が焼失すれば借地借家權は消滅するといふことには、多少解釋の餘地がある。即ち家屋其のものは焼けたに相違ないが、その家屋なるものは、住居人がその財産を持ち込み、これを保管して置く場所であつた。その財産の中には焼け残つた儘になつて居るものもあらう。これ等は依然として舊住居人の所有權内にあるものであつて、彼はその處理をなすべき權利を有する。従つてこれ等殘存財物の處理に必要な限りは、假建築をして、その處理の濟む迄、其處に居住することを許さるべきである。

三

この論理は我等から見れば奇妙不思議な結果を生ずる。焼け残つたバケツ一個、半焼けの筈一本のある限りは假建築は出来る、それ等何もなく本當の丸焼けになつた人は、假建築をすることは出来ない。然らば問ふ焼け出され生残つた人間の處理を如何する。バケツや筈の處理の爲めには假建築は出来るが最緊要の焼け残つた人間の生存の處理

の爲めには、其れが出来ないとならば、其處理は如何にしてこれを保障するつもりなのか。冠服轉倒も茲に至つて極れりと云はなければならぬ。今日最も處理の急なるは、バケツや箒ではない、焼出されて住むに家なく、食ふに米なき數十萬の憐れな人間これではないか。然るに今日の法律では、バケツや箒の處理の爲めには寛大な解釋を許しつゝ、この憐れな人間の處理の爲めには、一條一項も設けられてないのである。さりとは餘りに非現實的、非人間的ではないか。

物を主とし人を無視する現代觀は、右の外幾多の事例に於いて暴露された。東大の圖書館が丸焼になつたとて、文化の中心東京を去つて京都に移らんと聲言した人があつた。圖書館といふものさへあれば、其處が文化の中心となり、其物のない東大は文化の意義を全く失ふなどは噴飯にも値せぬ速斷である。東大の圖書館は焼けた確かに焼けた。しかし東大の學者中大災の爲に死んだ人はたしか一人もなかつたと思ふ。東大は依然として多數の有爲なる學者を有して居る。たゞ其の研究の道具たる圖書が今暫らくの間映けて居るといふだけである。然るに道具が焼ければ、學者が何人居ても文化の中心

を京都に奪はれるなどは、如何に物本位の考へ方が勢力を有するかを證明するものではないか。思へば、思へば、所有權本位の社會が非人間的の物格中心主義に墮落したことは、實に甚だしいと云はねばならぬ。圖書館と青い顔をした人が若干名あれば、それで文化の中心が出来ると考へるのは、箒やバケツの處理の爲めに、バラックを建てることは出来るが、人間の生存擁護の爲めには、それが全く許されないと云ふのと、全く同様な迷想で、殆んど御話にもならない人間無視觀である。

私はこれらの時流に對して、生存權擁護の立場から、一切を考へ直し見直すことの切要なるを主張せずには措く能はざるものである。其れと同時に、今政府が、尨大な規模を以て着手せんとする復興事業に對して、この立場から少からざる疑懼の念を懐くを禁ぜざるものである。何となれば、今日までに公にせられた政府の復興に關する方針や施設は、依然として物本位のものであつて、人本位の施設に至つては、殆んど聞くことを得ないからである。後藤子が企てる復興は形式復興に偏し、道路、建物、公園等に主として着眼し、物の技師は八方から集めて来るが、これらを利用すべき人間の復興に就ては、一體如何する

つもりなのか一向わからぬのである。

四

私は復興事業の第一は人間の復興でなければならぬと主張する。人間の復興とは大災によつて破壊せられた生存の機會の復興を意味する。今日の人間は生存する爲めに生活し營業し勞働せねばならぬ。即ち生存機會の復興は生活營業及勞働機會此を總稱して營生の機會エルヴエルフスゲの復興を意味する。道路や建物はこの營生の機會を維持し擁護する道具立てに過ぎない。それらを復興しても本體たり實質たる營生の機會が復興せられなければ何にもならないのである。

營生の機會の復興から當面の問題を見ると私は悚然として恐懼す可き幾多の暗礁がその解決の前に横つて居るのを見出さざるを得ないのである。私は今その一二について卑見を述べて見よう。

第一は失業問題である。大災によつて殆ど一切の東京市民は一時的失業者となつた。

其種類は色々にわけ得るが假りに 一財産所有者にして財産収入を失つた者 二獨立營業者にして營業収入を失つた者 三雇傭勞働者にして雇はれ口を失つた者 四自由勞働者にして失業した者の四とするところが出來よう。彼等はいづれも一生活及營業合せて營生といふの本據たる場所と營生用の道具の全部若くは一部を失ひ二向後營生の源泉たる可き収入を失つたのである。失業者とは後者のことをいふのでこれに對して前者を一般に罹災者といつて居る。即ち罹災者の中には失業者と非失業者とを含んで居るのである。私がこの學究的區別を爲す所以は人の復興營生機會復興の事を考ふるについて其の何を主とし其の何れを先にするかの本の方針を決定するに甚だ肝要であるからである。而してそれと同時に罹災救護と復興とは決して同一視すべきものでないことがこれによつて分明するだらうと思ふ。何故となれば罹災救護は兎に角失はれたる營生の物的要件を支給することであるが復興は其の人的要件を保證する事であればならぬからである。救護は一の損失を補填するに止まる。而して其れはホンの一時の話である。災後一ヶ月を閲した今日に至るも尙ほ此の補填すら充分に行渡らないと云ふは實に遺

ラックの建設でふ救護處置だけでは足りるものでないことは云ふまでもない。収入獲得の機会を恢復せなければならぬのである。政府が設けんとする職業局は如何なる組織のものであるか未だ判明せぬが、恐らくそれは救護の延長に過ぎざる底のものであらう。然るときは、その今日の經濟組織活動の根本原理を無視したこと、佛國の國民工場と全く同一のものたるに止まるであらう。

流通經濟の根本原理を無視した爲めに飛んでもない失敗を來した手近な例は、一度芝浦へ行つて見れば直ぐこれを見ることが出来る。救護品配給の大失態は、決して誰れ彼れといふ役人や官廳の過誤のみに歸す可きではない。流通經濟の根本理法を無視して一種變態な共產主義而も無政府主義的を強行した大なる誤から來るのである。我國人はロシアのソヴキエチズムを笑ふ、いづくぞ知らん其の失敗を數倍したやうな失態が、今芝浦に暴露せられて居るではないか。尻でもない用向に得々と徴發自動車を馳らせる彼等市區役員は、共產主義經濟の實行者としてはロシアのボルシエヴキに劣る數等なものである。恐らく職業局といふものが出來れば、それが共產主義實行の落第生たること

これよりも更らに甚しいことであらう。

故に私はいふ現在東京其他罹災地に於ける失業者問題の取扱は平生のそれとは全く異つた眼點を以てせねばならぬ。單なる紹介單なる授業を以つては、徒手海水を汲むが如きものである。それよりも先づ根本に溯つて、營生機會の復興を圖ることが焦眉の急務である。

六

私は前段に示した四種の區別について逆に述べて見やう。第四種の自由勞働者、これはその平生の營生がたゞ狹められたといふだけで、兎に角住と食とを興へられて居る。中には人夫などに雇はれることによつて二の收入の源泉は災前よりもより豊富に與へられて居るものもある。薄暮から夜にかけての日比谷一帶の賑かさは、明かに此の事を證明して居るではないか。故に私はいふ、この第四種については、目前も亦た近い將來も左迄悲觀するには及ばない。更らに私の主張する經濟網が恢復せられ、復興の意

氣が衰ふることさへなければ、彼等の營生の機會は自ら確保せられるであらうと。

第三種の雇傭労働者については事態甚だ異なる。私の平生尊敬する我邦有数の實際統計學者たる二階堂保則君は獨力を以て甚だ周密な工場罹災統計を作られた。その結果によると、大正十一年五月現在の東京市内の官私工場總數は二千六百六十一であつた。その従業職工數は九萬四千十五人であつた。右の内焼失した工場數は總計千七百三十二であつて、總數の八割〇一五に當る。其職工數は總計七萬二千五百八十六人で、總數の七割七分一八に當るといふことである。私立工場だけを分けて見ると、焼失工場數は總數の八割〇二九に當り、その職工數は總數の七割六分四五に當る。この外隣接町村に千九百六十二の工場、その従業職工數十一萬六百七十七人であるが、その内どれだけが焼けたかは未だ調査が出来て居らない。此等の隣接町村所在の工場の中には、焼けなくとも經營能力を永久的にか一時的にか失つたものも少からずあらう。

假りに其の一切の割合を五割と見ると、六萬近くの職工が遊んで居るわけで、市内のそれと合算すると、十萬人ばかりの失營生機會者があるわけである。職工一人が平均二人づつの家族を扶養するものとする、無慮三十萬人の失營生機會者が市の内外に遊食して居るわけである。この數はもとより私の推測によるものであるから、實際はモット多いかも知れず、また少いかも知れないのはいふまでもない。

さりながら、兎に角、二階堂氏の精確なる統計によれば、東京市内で八割近い職工が適當なる營生機會を奪はれたので、災後一ヶ月にもなる今日、それは全く恢復せられないで、其まゝにあると云つても大過はないのである。二階堂氏は更らに各種の業別について詳しく調査せられたのだが、或工業の如きは全滅といつてもいゝ状態にある。例へば硝子工場の如きは總數百四十六工場の内百四十四焼けて、残るは僅かに二ヶ所、職工數は三千二百三十九人の中、焼け出され工場のそれは三千二百七人で、タツタ三十二人だけが焼け出されざる二工場の職工數なのである。

七

更らに中央職業紹介事務局發行の公報震災版第一號によれば、一震災のため全然失

業状態にありて復活の見込なき勞働者數一萬二千七百五十六人 二當分失業状態にある數一萬四千九百二十五人 一 二合計二萬七千七百八人とある。日本勞働總同盟の調によれば失業者總數三萬三千五百七十四人外に官設工場職工總數一萬三千三百十五人である。その推定では職工現在數十三萬四百九十六人であるから失業者の割合は、二階堂氏の統計よりズット少いわけである。私は二階堂氏の百分率の方が實際により、近くはないかと思ふが、假りに三萬三千の失業職工としても、これに三を乗すれば十萬といふ數が出て來るのである。而してそれは寧ろ甚だ少きに失せはせぬかと私は思ふ。

更らに工場以外の雇傭者に就て見るに、精確な數字は一向得られないが、失業會者の割合は恐らく工場職工のそれに類したものであらうと思はれる。私は應急の處置として、これら凡ての雇傭者については、この際緊急勅令を以てこの勅令を生存權擁護令と名づ三ヶ月の解雇申入れ期間を要せしむ可しと主張して置いた。しかしそれは同じく焼出された使用主にとつては大なる苦痛であらう。故に私は國家は、先づこれ等勞働者の使用主に必要にして適當な補助を與ふ可きものと信ずるものである。而して三ヶ月の申入

れ期間の経過せざる内に、出來るだけ早く經濟網の恢復を圖ることによつて、失業者を出すことを減ずる方法を講ぜなければならぬ。或人はこれらの雇傭者に従前收入の何日分かを直接政府から給與す可しと主張するが、私はそれは適當な方法でないのみならず、流通經濟の復興は却つてそれがために妨げられはせぬかを恐るゝものである。

次に第二種の失業會者が來る。私は目下最も悲慘な悲觀的状态にある人々は、此の種中に最も多數を占めて居ると思ふのである。彼等の中には、永久に東京に於て營生の機會を見出し得ないものも少くあるまい。東京が過當に膨脹した都であるといふ批評には眞理がある。而してそれは此の第二種に屬する人の多いことによつて證せられて居たといふも過言ではあるまい。従つて復興東京には、彼等の或部分は永久に不要に屬するか、又は永久に營生の機會が到來しないことはやむを得ないこと、見なければならぬ。年去此種の全部が不要に歸することはない、新しい東京は彼等の多くを必要とせざるを得ぬ。無論その中のあるものは、この際末永く東京を見捨てるものもあらう、若くは其經濟的地位を見捨て、雇傭者となるものもあらう。それは必ずしも悲む可き、又は防

止す可きことではない。然しどれだけがなくなり、どれだけが残る可きかは、これを豫測豫言することは出来ない。文士の或ものが大阪永住、郷里引退を決したとかいふことは、寧ろ歓迎すべき現象ともいふ可きであらう。此第二種中には寄食階級（クラスステパンデール）といはねばならぬものも少からずある、それが其状態を脱出することは却つて結構千萬といはねばならぬ。この種の人々に對しては、私は或る特定の施設は到底不可能でもあるし、また希望す可きでないと思ふ。その取扱は一般的に經濟網の復興による外はない。それが復興すれば、留る可きものは自ら留り與へらる可き營生の機會は自ら與へられると信ずる。

八

次に第一種の者がある。此種には大小中の差異が甚だしい。數戸の家作で漸く生計を營んで居たものもあらうし、大財産を擁して豊富なる生計を立て、居た者もあらう。私は一般的にいふ單に財産収入に衣食する種類の人々が、永久に其機會を失ふことは、國

として必ずしも悲むべきことではない。唯此の種中、企業能力を有し事業指導管理の事に當つて居た人々が絶滅することは、國家社會の深憂とすべき處である。

第二第一兩種の人々にとつて今大問題となるは、火災保險金問題これであらう。次に復興資金の融通これであらう。私はこの二つの問題について次の如くに考へて居る。

生存本據權、營業本據權

私は兩者を合せて居住權または營生本據權と名づける

の確保は、何人に對しても擁護せられなければならぬことである。焼跡建築問題は此立場からこれを解決すべきである。

借地借家の所有權問題は契約法理の拘子定規で律せらるべきではない。國家社會は各人に對し營生本據權を保證せねばならぬ。この保證は、物本位の所有權や權利本位の契約を超越する。従前の借家借地關係が有効とせらるゝに非れば、營生本據權が保證せられ能はざるとき、私は生存權擁護令によつて、九月一日に於ける効力を、或期間その儘に存続せしむ可し、私法の一部は當然モラトリウムの下に置かる可しと主張する。此のモラトリウムの施行は、今實に一日の急を要するものである。法律の社會化を主張する新入諸君、今何をして居るのか、不思議千萬なことである。

火災保險金の支拂も亦然かり、敷地は保證せられても、バラツクなり本建築なりに要する資金を保險金の支拂に仰がうとする人々に對して、國家は或程度迄の緊急處分をす可き國家當然の營生擁護の義務を有する。住居は郊外の親戚知人の許に見出すとしても、營業を恢復する爲めには營業本據が與へられなければならぬ。然し今日の民法の契約法理では、保險會社に火災保險金を支拂はしむることは殆んど不可能で、商法の『原因の何たるを問はず』云々の條文を楯にする解釋論は、法律論として力甚だ微弱なるもので、恐らく收けるだらう、勝つとしても永い訴訟の結果を待たねばならず、焦眉の急を救ふに足らない。

故に私はこの際緊急收用によつて、或限度迄は全額、それ以上は遞減按分比例によつて、政府が保險金を支拂ふべく、其代り火災保險會社の全部を政府に收用して、即時に火災保險私は一切の保險業を國營とす可しと主張するものである。を國營とす可しと主張するのである。私のこの主張は、生存權保證營生機會の復興といふ見地に立脚するものである。従つて多額の被保險者の慾張つた要求を全然拒絶すべしとし、少額の被保險者を主として考慮せんとするものである。

である。

火災保險會社は、故意か否か支拂保險金額の確實な數字を公表しないで、たゞ二十三億圓の損害額會社がこれを損害といふのは可笑しな話でないか。だといふに過ぎないが、その數字の根據は何れにあるか一向示されてない。二階堂氏は次の如き推算を爲して、右の二十三億圓云々は甚しく誇張に失すと云つて居られる。

九

大正九年度末の調それは以後の數字は得られない。によれば、全國の火災(家屋及物品)保險件數は三百七十九萬七百一件で、其總金額は百二十四億四千五百九萬圓であつた。即ち一件の保險金平均額は三千二百八十三圓に當る。東京市内の燒失家屋數三十一萬五千の全部が保險せられて居たものとしても、右の平均金額を乗ずれば總額十億三千三百五十一萬圓にしかならぬ。日本全國の世帯總數は一千一百二十二萬二千五百五十三であつて、契約件數三百七十九萬七百一はその三割三分七八に當る。故に東京の燒失家屋數にこの率を乗ず

ると、十萬六千四百七戸が焼失保險家屋數で、これに三千二百八十三圓を乗すると、三億五千萬圓許りにしかならぬが、假りに東京は一件の保險額平均五千圓とし、件數を二十萬件として見ると總保險金額十億となる勘定である。これは、二階堂氏の推定であつて、決して精確な統計でないことは、同氏の明言せらるゝ通りであるが、若しこの推定が事實に近いものとするならば、火災保險會社が二十三億圓とか二十四億圓とかいつて居るのは、とても拂へませんといふことを力強く主張する爲めに、金高をウソト桁を上げて居るものではないかと疑はれる。十億と二十四億とは、一言にいへば何でもないやうだが實際眞面目に問題を解決しやうとするには、實に莫大な差違が存するのである。

私は右の契約總件數中例へば三千圓以下、五千圓以下、一萬圓以下、及それら以上の割合及び數がどれだけであるかを知りたいのであるが、今日まではそれを知るべき便宜を有しない。火災保險會社は、一日も早く其の真相を的確な調査に基いて公表すべき義務を有する。政府も亦たこれを爲さしむべき責任あるを免るゝ能はざるのであるが、今日迄は何等聞く所なく、政府も會社もたゞ漠然たる、しかもチェックし能はざる數字を根據

として騒いで居るのは、如何にも無責任千萬といはざるを得ない。

私は政府の收用に基いて、東京(横濱其他も)に於ける一件平均金額に當るだけは全額を支拂はしめ、それ以上の分は平均以下の受拂者の分を多少廻して或る少い率で拂つたら然る可しと思ふ。その率は恐らく極く小なることだらうと思ふ。それは當然である。若し支拂總額が十億内外であるとしたら(會社財産)一億何千萬圓だけでも一割何分かは拂へる。政府がそれと同率の補給をすれば總體で三割見當(平均五千圓とすれば五千圓迄は金額)を拂ひ得ることになる。これだけあれば營生本據の保障としての建築に要する資金は供給せられるだらう。

十

火災保險會社の資本金總額は同じ時の調べでは二億三千五百萬圓であつた。これを全部抛げ出せば、二割何分かは拂へるが、實際の積立金は總計五千萬圓位しかない。茲は如何しても生存擁護の大使命を有する國家が一時負擔するを辭すべきではない。或は

火災保險會社を全部無償で收用すべしとの論を聞くが、それは穩當でない。私は拂込資本額だけを補償し、これに對して無利息又は極低利の公債を交付して收用すべく、政府の被保險者に對する支拂は五分利附位の公債を以てすべきかと思ふ。而してそれらに對する元利の償却は、收用會社財産及向後の官營保險利益金を以てこれにあつれば、國の財政に累を及ぼすことはなくて濟むかと考へる。

次に復興資金の融通であるが、幸ひ政府は日本銀行、勸業銀行などをして最も寛大な貸し付けを實行せしむるといふ、これは結構な話ではあるが、今日まで公になつた處では依然として物本位であつて人本位でない。即ち見返り品擔保物などと物をあてにして貸し出すので、これらの物を始めから有せず若しくは丸焼けになつた人に對してはこの寛大は何等の意味を有しないのである。其結果は依然として財産階級偏重となるに相違ない。これは甚だ不當である。復興に第一に要するものは、人と其の能力である。人が確實であり、其の能力が信頼するに足るといふことは多少の擔保品があるなどよりは、遙かに多く信頼すべきことである。政府は各銀行の貸出しに當つて、輕率は嚴に戒めなけ

ればならぬが物を信することの代りに人を信するといふ新らしい方針をとることを命令せねばならぬ。復興の意氣旺盛で、而して其の實力ありと認む可きものは、以上第一、第二種を通じて必ず多くあらう。これらに對しては極力復興資金を融通す可きである。反對に多くの財物を有して居ても復興の人として不適當なものには普通以上の取扱を斷乎として拒む可きである。

○未だ外に澤山の問題があるが、餘り長くなるから止める。要するに復興第一の標準は營生機會の復興にあらねばならぬ。徒らに形式復興、建築復興、入れ物の復興（總評すれば風袋復興）許り考へて、肝腎要めの其中に入つて生き、且つ働く可き人間の復興を閑却するが如き現下のやり方は、根本的に改めて貰はなければならぬ。この要求は復興日本の一切の人が主張すべき處である。その罹災者たると然らざると、罹災地に住むと否とによつて少しも異なる所ある可きではない。何となれば復興は單に罹災地のみのものでなく、日本全體にかゝる大事業であるから。（二二〇・八）

||大正十二年十月自十五日至廿四日『報知新聞』掲載||

男工失業者數	壹、三三人	〔内適用工場の分〕	四、四六八人
		〔非適用工場の分〕	一九七五五人
女工同	一、四六六人	〔内適用工場の分〕	二、九六八人
計	七、二七八人	〔非適用工場の分〕	三、〇三三人

即ち約七萬八千人が男女合計の失業者數とせられて居る。

二 警視廳勞働課の調査統計

これは職工五十人以上を使用する工場四百五ヶ所のみに限られたものであつて其數字は次ぎの如くである。

種別	殘存工場	倒壊工場	焼失工場	合 計
工場數	一七五	一〇三	一二七	四〇五
被害見積金額	七、五〇九、四二八	二九、〇七三、三四五	八九、六一五、〇〇〇	一二六、一九七、七七三
1 九月一日職工數	四〇、三六一	五〇、二九二	二九、三〇一	一一九、九五四
2 工場内外死亡者	六六	四五四	六三	五八三
3 重傷者數	二二	二〇〇	二二	二四五
4 輕傷者數	六〇	三六〇	三三	四五三
5 解雇職工	五〇三	八三五	五、八七七	七、二一五
6 工場跡片附使用人	八、五〇四	一〇、三六九	五、二六〇	二四、〇三三

7 一時停轉職希望者	五七二	一、五一四	二、三九三	四、四七九
8 手当受給者	七、一三三	七、二七四	一、一四七	一五、五四四
9 離職者	八九五	八、七三九	六、二〇九	一五、八四三
10 滯京求職者	一八三	四、二〇〇	三、〇七二	三、六七五
11 所屬不明者其他	八四三	一、二、四一七	七、一四二	二〇、四〇二

右諸欄の中明かに失業者と認む可き(5)(7)(10)(11)の諸數を合計すると、三萬五千七百七十一人となる。此數を四百五工場の職工總數十一萬九千九百五十四人に對比して見ると、約其の三割に當る。ソコで震災前の適用非適用各工場通計の職工數二十二萬五千二百九十八人に、此の三割を乗じて見ると、六萬七千六百六十八人の總失業者數を得ることになる。然し(8)手当を受けつゝ復舊を待ちつゝあるもの(9)一時歸國したものの中には當然失業者と看做す可きもの、又は遠からざる將來に於て失業者となる外ないものも、必ず存在するに相違ない。従つて救護事務局が總數七萬八千と推定したのは、其等を舍めての數と見れば、兩者推定數の間に大した間隔はないと云つて宜しからう。

三 日本勞働總同盟の調査統計

(職業紹介公報 震災版 第一號 十四頁による)

男工 總數 七九、九三七
 内四割退京者 三一、九七五
 差引 四七、九六二
 内三割就業者 一四、三八八
 差引失業者總數 三三、五七四

と推定し居るのは過少に失するものではあるまいか。日本勞働總同盟の此推定數は全く考慮以外に置く方が安全らしく思はれる。

四 社會局某氏の調査統計

東京の失業者推定を左の如しとして居る。

工業勞働者 八 萬人
 内 男 六萬五千人
 女 一萬五千人
 工業事務員 一萬五千人
 商業従事員 四萬五千人
 合計 十四 萬人

五 前統計官二階堂保則氏の調査統計

二階堂氏は獨力を以て綿密な調査を遂げられた結果、東京市内の工場を大正十一年五月東京市商工課の名簿によつて、一々罹災と残存とに分けて、各業別毎に詳しい數字を統計協會に於いて發表せられた。其合計丈けをあげて見ると次表の通り

	大正十一年五月現在數		罹災		數	
	工場數	職工數	工場數	職工數	工場數	職工數
官設	三	一〇,五七〇	一	九,四四九	二	一四,三五六
私設	二,三三六	一五,五八六	一,七二五	四六,三三六	二,九六三	一六,三三六
合計	二,三三九	二六,一五六	一,七二六	五五,七八五	一六,七七一	三二,七〇二
		罹災百分率	合計	私設	官設	
			八〇・二五%	六・三%	七・七%	七・二%

官設工場は縦令罹災しても解雇者を一時に續出しないものと推定しても過ちなからうから東京市内丈けの罹災者數は私設工場の其數即ち五萬八千に隣接町村の失業勞働者數を加へたものと見て差支あるまい。二階堂氏の調では東京市隣接町村には、工場總數千九百六十二箇所ありて男工六萬女工五萬合計十一萬人が従事して居つた。其中幾

平が罹災したか、同氏の調査はまだ其點迄及んで居らないのは、甚だ遺憾なことである。私は假りに其率を二割として見た。然るときは、市外の失業労働者数は二萬二千となり、五萬八千に之れを合算すると大約八萬と云ふ數を得るのであつて、其れは救護事務局調の失業者總數七萬八千、社會局某氏推定數八萬などと甚だ接近した數を得ることになるのである。

併し乍ら二階堂氏の推計に對しても亦救護事務局の其れに對しても、少し考へなければならぬことは、倒壊、燒失工場の從來労働者の全部が、今直ちに失業者となつて居るとすることは、如何なるものであらうかと云ふ點である。警視廳の調によれば、五十人以上使用の四百五工場に就ては、燒跡整理に使用せられて居るもの、手當を受けつゝ復舊を待つもの、一時歸國したものが合計五萬五千四百十九人あつて、總數の十一萬九千の約半數は今直ちに失業者となつて居らぬものである。此れは無論大工場に就ての例であつて、工場主に資力ありて即時に解雇することを手控へて居り若くは復舊の多いものであるから、其以外の工場に就ては同一筆法を以て見ることは能はざるは無論のことである。ソコ

デ單なる推測に過ぎないが、罹災工場職工總數の二割は必ずしも目前の失業者たらざるものとする、罹災總數が八萬ならば六萬四千、七萬八千なら六萬二三千人が適當に現前の失業者と認む可き數となり警視廳の調に就て、私が上に算出して見た數の六萬七千六百人と、粗ぼ同程度の總數を得る事となるのであつて、私は今失業者問題を解決せんとするに方つて、我々が基準と爲すべき失業工場労働者の數は、大約六萬人位を目安とするのが事實に近くはないかと思ふものである。此稿を草し終つた後職業紹介公報震災版第二號を接手した。其の十三頁以下には警視廳保安課調の詳しい種別及市内外の非適用工場に關する調査が

三

右は工場労働者丈の數である。此外に工業職員と商業職員並に従業員とがある。社會局の某氏は前者を一萬五千、後者を四萬五千と推定して居られる。此推定は甚だ困難なことで、工場労働者の場合に於ける様に多少たりとも根據と爲す可き數字が殆んどないのであるから、如何にしても目分量に陥るを免れない。私は此場合僅か乍ら頼りと

す可きものは、大正九年十月一日の國勢調査に顯はれた東京市の有業者職業地位調べであらうと思ふ、依つて其に就いて次のやうな推算を試みて見た。但し比較の基礎を共同にする爲め、私は此推計に當つては、凡て右の國勢調査の數字を其儘に用ふることにした。これは無論不精確であつて、少くとも四十一年の市勢調査から大正九年に至る増減の率を國勢調査の數字に加算して、推定數を算出せねばならぬのであるが、推定と推定とから更らに第三の推定を算出する間に計數に拙い私が誤りに陥ると云ふ恐れがあるから、此の當然爲さるべき秤量推算をしないで、國勢調査の實數を直ちに使用したのである。

東京市勢統計原表 大正九年十月一日現在調査 比例篇四〇八頁以下「職業、及職業上の地位に依て分ちたる本業者有業者」によれば、

業主	工業	商業
職員	八九、七八三	一一九、八四一
勞務者	三九、三四六	八三、七六二
計	二四八、六九〇	一〇六、九四七
	三七七、八一九	三一〇、五五〇

であつた。今工業勞働者數を大きつばに二十五萬人とし、其の中の失業者數を前の推計によつて六萬人とするときは、失業の百分率は二割四分となる。此率を

工業職員	三九、三四六
商業職員	八三、七六二
勞務者	一〇六、九四七
合計	二三〇、〇五五

によつて得た概數二十三萬人に乗ずると、五萬五千人と云ふ失業者推定數を得る。社會局某氏の推定は六萬であるから、大して差違はないと云つて宜しからうと思ふ。ソコで六萬と五萬五千と合計十一萬五千人と云ふ商工業職員勞務者全體を通じての失業者數を見出すのであるが、私は成る可く内輪に見積る爲めに、工業職員、商業職員及び勞務者の總計を二十萬と看做し、失業率を二割として四萬としたならば、少きに失せず多きに過ぎざる數を得之れを前の六萬と合算して最低十萬人を以つて、目前直下の救済を要す可き失業者總數とすることが出来るかと思ふのである。約めて云へば、十萬乃至十一萬五千と云ふのが焦眉の急として救済の目的たる可き失業者の數であらうと考へる。したが

つて社會局某氏の推定總數十四萬は少しく多きに失しはせぬかと懸念しつゝあるのである。

次に來る問題は此失業者の種類である。總數に就てさへ色々推計を試みなければならぬ程であるから、種類分けにした割合の如きは到底確實なことは分らないのである。乍併幸にも二階堂氏は市内の罹災工場に就て、各業別に詳密な調査をして居られるから、此れに就て假りに大まかに分類して見ると次表の通になる。本文既稿後接手した警視廳で、二階堂氏調に就いて私が試みた分類のやうには參考にならぬ。

業種	二階堂氏調	
	失業工業 労働者數	職工數 百分率
1 織維工業	八、二〇〇	一三・六七
2 機械船車製造	九、二〇〇	一五・三三
3 器具製造	三、七〇〇	六・一七
4 金屬工業	一一、六〇〇	二一・〇〇
5 化學工業	一七、七〇〇	二八・三三
		六、四二七
		一一・三九

業種	總數に對する 百分率	
	6 飲食物類製造	二、二〇〇
7 印刷紙器製造	一〇、〇〇〇	一六・六六
8 木竹製造	二、〇〇〇	三・三三
9 被服類製造	二、五〇〇	四・一七
10 其 他	一、九〇〇	三・二七

これは工場労働者の種類分けである。之れに對して工業職員、商業職員並勞務者三種は如何に分類せられるかと云ふことは、推計を爲し得るのみで工業労働者に於けるやうに、稍々信頼す可き根據ある數を示すことは不可能なのである。ソコで私は次のやうな推算をして見た。國勢調査の結果たる右三種の雇傭者の合計は二十三萬五十五人であるが、之れに對して右三種の雇傭者の數を對比して、其れ／＼の百分率を見出し、其率を私が推定した右三種者の失業總數にかけて見ると次の如き結果を得る。

種別	國勢調査に よる人數	百分率	推定失業者
總數	二三〇、〇五五	一〇〇・〇〇	四〇、〇〇〇
工業職員	三九、三四六	一七・一	六、八四〇

商業職員 八三、七六二
商業勞務者 一〇六、九四七

三六・四 一四、五六〇
四六・五 一八、六〇〇

四

さて右の様に失業者の種類分けをした所以は、其救済法を考究するに方つて重要な關係があるからである。

工業勞働者の失業者中最大の割合を示すものは、二割一分を占める金屬工業の一萬二千六百、一割七分を占める印刷業の一萬、一割五分を占むる機械製造業の九千二百、一割三分を占むる織維工業の八千二百等である。之れに反し器具製造、被服類工業、木竹製造業、飲食物製造業等は小なる割合をしか占めて居らぬ。今差當り市民の生活に必要な器具、被服、木竹物、飲食物製造等に、此等の失業者を收容する餘地があり、若くは餘地を作ること努力するとも、其れによつて救はるゝ失業者の數は甚だ少いのである。言葉を改めて云へば、失業者の大多數は營利生産、資本的生産、生産要具生産に關する業務に屬して居る

のである。其の中には不熟練工も多數あるであらうと共に、熟練職工で、其熟練は他の業に轉ずるによつて失はる可き大なる價值たる可きものも尠くないのである。不熟練工と雖も、其業にあつてこそ相當の能率を現はし得られるけれども、俄かに他の業に移り、殊に燒跡片付けとか廢艦作業とか云ふやうな粗雑な業に轉ずるときは、其の爲めに固有の能力を發揮することを著しく妨げられるものゝ割合は決して鮮少ではあるまいと思はれる。沉んや今急に海外に移出したとて、日本に於けると同様の作業が確保せらるゝにあらざる限り、其苦痛其困難は極めて大なる可く、農民を南米へ移出した失敗の歴史に數倍する失敗を繰返へすことなきを保し得られない。否、私は失敗は逆賭し得べしと信ぜざるを得ないのである。

唯だ何とかして、失業者の始末を付けさへすれば事は濟むと思ふが如きは誤れるの甚だしい者である。彼等失業者の多くは普通無産者と云はるゝものに屬するであらう。然り有形的には其れに相違あるまいが、奚んぞ知らん彼等は或は熟練工として或は不熟練工として一定若くは類似の作業に適應した技術能力習慣訓練てふ大なる無形の財産

を有して居るものである。人をして唯食ひ唯寝るを得せしめば可と云ふのなら論はないが人を人らしく人としての價値と權威とを維持しつゝ生かすめようとするには此無形の財産を損毀してはならぬ。否愈々之れを増進し益々活用せしむる事を圖らねばならぬ。失業者救済は此高い立場から出立するものでなければならぬのである。

五

工業職員、商業職員、商業勞務者の三者は或意味に於て俗に所謂精神勞働者に屬するものであつて、右の燒跡始末云々は無論問題とならぬが、工業勞働者の如く必ずしも一定若くは類似の作業に適應せしめねばならぬ必要は大ではない。社會局の案として新聞紙上に傳へられるやうに、市、區、役所、諸會社のカード整理とか書類筆寫とかに使用することは甚だ當を得たことと考へられる。

其れにしても、工業職員の方は少々特殊の取扱を要するに相違ない。而して此三種とも海外移出云々の今直ちに決して問題たり得ないことは、工業勞働者と同じことである。

南米、滿洲扱ては北海道移出と云ふことは、谷中村民とか十津川村民とか云ふやうな農民に就ては、十分考へられることであるが、都會殊に東京における雇傭者の取扱法としては殆んど問題に上ばす價値のないことである。工業勞働者の大多數即ち金屬工業、印刷業、機械製造業、織維工業の中、地方へ移し得るものあることは決して疑ふ可からざる處である。例へば織維工業の如きは轉地に何の妨害を見出し得ないのである。機械製造業の或るものも亦然りであらう。而して關西地方の人々が云ふやうに、今迄の東京は餘りに多く集中し過ぎ、却つて他地方に在つた方が勝れりと思はれるものまでも東京に集めて居た。今日を好機會として、其等が大阪に名古屋に其他の地方に移り行くことは、却つて甚だ希はしいことと、私は信ずるもので、東京は何でも彼でも災前通りの業を復舊せねばならぬなどと考へるのは、誤つた寧ろ有害な復興方針とせねばならぬ。

然し今俄かに移らうしても事實不可能なものが澤山あることは忘れてはならぬ。例へば印刷業の如きは

	印刷業		新聞印刷		通計	
	工場數	職工數	工場數	職工數	工場數	職工數
災前	一二四	一一、六三九	一九	二、〇六一	一四三	一三、七〇〇
罹災	一〇二	七、〇〇二	一四	一、四二六	一一六	八、四二八

と云ふ數を示して居つて、二者合計百四十三工場の内百十六箇所焼失し、普通印刷業は百廿四の内百二箇所焼失、殘存二十二工場に過ぎないが、博文館印刷所、秀英舎、日清印刷所、行政學會印刷所の四工場丈けで大阪、京都、名古屋、神戸の四大都市總計に等しい印刷能力ありと二階堂氏の調査に示されてある。災後出版業の中心は東京を去つて大阪に移るなど、慌てたことを揚言した人々に之れを聞かせたなら、何と云ふであらうか。兎に角この状態の下に、稍速き將來はイザ知らず、今直ちに印刷工の罹災者を他地方へ移轉せしめることは不可能と云はざるを得ぬのである。

六

復興院とかで、罹災者の救護はソツチ除けで、やれ幹線道路の、地下鐵道の、公園のと、風袋

計劃に没頭し、肝腎要めの人民を殆んど眼中に置かず、白紙地圖の上に筋を引張つて得意になつて居るさうである。又失業者問題を論ずる人の中には、否其多數は、東京市民は如何にして生きて居るかの無形の組立てを全く眼中に置かず、北海道や滿洲を拓殖するやうな白紙計劃に愛身をやつして居る。國立工場を作つて授産せよと云ふのは其適切な一例である。國立工場なるものは、佛蘭西で有名な失敗の歴史を残して居るきりで、未だ何れの國に於ても成就したためしはない。強て求むれば、英吉利のアイムスバウスであらうが、其れが如何なる失態を以つて終つたかは、私が茲に繰返す可く餘りに著明な事實である。併し黙つて捨て、置くと、今に又職業院とか職業審議會とか云ふやうなものが出るかも知れない。私は極力其様な愚案に反對せざるを得ざるものである。今日の經濟生活は何百年の發展行程を経て出來上つた、一の流通經濟の組織によつて支へられ活動して居るものである。其の發動の態は流通であり、其心的動機は營利である。此れには無論幾多の弊害はある、然し今日俄かに之を廢すれば、今日の發達した我々の經濟生活は、之れを營み之れを發展せしむることは出來ないのである。

而して此の營利的經濟生活は流通網を絶えず流れて居る經濟流によつて動力を供給せられて居るものである。電車を動かす電流が電線網によつて傳へられて居るのと同じ事である。此網なくば此流を傳へることは出來ず、此流を傳ふるにあらざれば今日の經濟生活は維持せられ得ないのである。大災は有形の建物を燒盡したと共に、此の經濟網を多くの點に於いてズタ／＼に絶ち切つた。然し全滅せしめたのではない。ズタ／＼に絶切られた經濟網を其儘に捨て置いて、失業者の救濟法をイクラ案出しても、其れは駄目な事である。今日世上に顯はるゝ救濟法の多くは電線網を恢復せずして、手押し車を東京市の交通機關としようとするが如きものである。

ツイ先日迄品川から上野、淺草に到る大通りを馬力車の乗合が營業して居て、品川から上野まで十三貫呉れの日本橋から淺草迄五貫よこせのとわめて居た。今日の失業救濟案は之れよりも猶幼稚にして劣れるものである。馬力時代には日暮れ近くなると、我々は急いで山の手の繁華町に逃げ歸るを餘儀なくされた。今日でも京橋日本橋の隅の方や深川本所等は日が暮れると加でも出さうに寂しい。今日の様な失業救濟案では氣の利いた失業者は、一日も早く東京を逃げ出す

ことを考へなければなるまい。

私は主張する。今日の失業問題は平日の其れとは事態著しく異なる。失業者追拂ひ主義の救濟法では駄目である。

否、失業丈げを問題として居ては、逆も解決が就かない、救濟々々と騒ぎ立てる暇に、我々は如何して一日も早く東京の經濟生活を再び生かしむべき流通網を恢復し、之れに經濟流を通すべきかを考へなくてはならぬ。其れは必ずしも復舊ではない。東京がまさに有す可き經濟的活動東京市民凡てに與へられるべき、營生の機會（エルヴェルブスゲレーゲンハイト）を急速に復興することこれである。營生の機會が適當に恢復せられるに非ざる限り、右の種類分けをした様な各種の失業者の大多數を救濟すべき名案は、決して案出せられ得可きでない。東京の失業者を救ふ者は、大阪ではない、神戸ではない、南米でもない、支那でも、米國でもない。東京を救ふ可き者は、主として東京でなければならぬ。東京の失業者は東京に復興する營生の機會によつて、詳しく云へば東京に普く引かるゝ經濟網を傳はる東京の經濟動力によつてのみ主として救濟せられる。東京の失業者に

授産する者は、政府の國立工場ではない、慈善家の義捐金でもない、東京の經濟生活其ものである。東京の經濟生活が興ふる營生の機會其ものであらねばならぬ。

七

私は火災保險の問題を主として此點から觀察せんとするものである。何んとなれば、火災保險金の支拂は兎に角今端的に東京の經濟網復興に最も手近な出發點を興ふるものであるからである。私は民法商法の解釋論として地震免責特約條款が無効なりと主張する議論は到底成立せぬものと見て居る。畏友花岡博士は商法によつて其成立可能を極力主張して居られるが假りに其れが成立するとしても其れは必ず長期に渉る訴訟を要し罹災者の復興に間に合はぬ。訴訟に勝つて保險金が貰へる頃には去る可き營生の機會は疾くに去り俄と寒さに惱める人々は或は死去り或は離散して仕舞つて居るのであらう。其では何にもならぬ。火災保險金支拂は今急速に行はれ、ばこそ同生起死の神効があるのである、後れては其の効はない。十萬を數ふる失業雇傭者は、彼等を雇傭

し彼等に營生の機會を供給する雇主を要する。其雇主の復興には、此際火災保險金支拂も無効である。は甚だ有効有力である。世に保險をかける様な人々は、有産階級ブルジョアに屬する。其の救済に國家が力を用ゐるは階級偏倚の所業であると主張する人もある。此れは社會が根本的に改つた後なら兎に角、今日現在の經濟生活に於ては其の根本理法を無視した僻論である。

火災保險金問題に就ても、數字の根據なき議論が澤山に行はれる。一體支拂ふ可き保險金額は何程なりや、的確な數字は誰れも示して呉れない。保險會社は二十三億圓なりと云ふ、或ひは十九億圓と稱せらる。此れは到底支拂ふ能はずと云ふことを威壓的に示すには甚だ有効であるが、其據り所は何れにあるか一向示して呉れない。農商務省では無論調査してある可き筈だが、一向之を公示しない。然るに二階堂前統計官の推算によると、東京に於ける罹災者の保險金額は總計十億圓見當なる可しと云ふことである。今氏の推算の甚く所を紹介すれば左の通りである。數字は凡て大正九年度末調にかゝる。

日本全國の契約件數

三、七九〇、七〇一件

四 復興經濟の原理及若干問題

一九六五

同契約保険金高

三、四四五、〇九〇、〇〇〇圓

一件平均金高

三、二八三圓

東京市焼失家屋總數

三一五、〇〇〇戸

右全部を被保險物とし、これに全國平均金高を乗ずれば

一、〇三三、五一〇、〇〇〇圓

即ち東京市内焼失戸數全部が保險せられてあつたものとし、之れに全國の一件平均保險金高を乗ずれば十億三千三百五十一萬圓となる。

私はまた別に左の推算を試みて見た。

日本全國世帯數

一、二二二、二〇五三

に對し、右の全國保險件數を割當て、見ると、其割合は三割三分七厘八毛となる。今此率を東京市焼失戸數に乗ずると、被保險家屋の焼失十萬六千四百七戸となる。一戸平均一萬圓の保險を附けてあつたとすると、總額十億六千四百七萬圓となるのである。

二階堂氏もまた第二の異なる推算を試みて居られる。即ち東京の被保險家屋總數は、全國平均よりズット多く(約二倍)約二十萬戸ありとし、一件平均保險金高も全國一件平

均より多く、一件五千圓平均として見ても、矢張り十億圓と云ふ數が出ると云ふのである。兎に角保險金額が十億圓内外、横濱其他を約二割五分と見、であるのと、保險會社側の云ふ様に二十三億もあると云ふのとは實に莫大な相違である。

ソコで、現契約と其法律的解釋とに依ては、右額の一分なりとも拂へぬものとして、私は差當り火災保險私は一切の保險を行々は官營の官營を即行することを主張する。政府はにす可しと考ふるものであるの官營を即行することを主張する。政府は

四十二會社大正九年を悉く收用す可く、之れに對して長期無利息又は極低利の公債を交度末現在の拂込資本大正九年度末に於て六千五百二十四萬圓に限る可しと考ふるものである。

其償却は次項公債政府は收用會社の財産假りに之を二億内外と見るの運用又は處分並びに向後の官營利益を以つて、元利償却に充つ可き一の特別會計を設け、被保險者には五分利公債を交付して保險金の支拂に充つ可しと思ふ。假りに收用財産は問題外に置き、單に從來の利益を以つて元利償却に充つるものとして計算して見るに、帝國統計年鑑によれば、大正九年に於いて四十二會社總計左の如くである。

收

入

支

出

差引總利益

八 失業及火災保險問題

一九六五

保險料	七三、八一、八六九	保險金	二二、六七四、一〇一
利息	五、一九四、〇三九	保險金以外 の契約金	三、六九六、七三二
其他	二八、五一、七三〇	營業費	一九、四三四、五七五
其他		其他	四〇、〇七〇、八六三
合計	一〇七、五一七、六三八	合計	八五、八七六、二七二
			二一、六四一、三六七

右の内收入は其儘とし支出の項中營業費は著しく節約し得られるかと思ふ。假りに其節約高を總額の四割強八百餘萬圓とし従つて差引總利益高を三千萬圓とし之れを以つて元利を何十箇年間に償却し得る金高を以つて右の保險金支拂の爲めに交付す可き公債總額(即ち保險金支拂總額)とする時は何程に當るかを算出す可く而して其額中全國一件平均の保險金高三千二百八十三圓若しくは二階堂氏推計の東京保險金平均五千圓迄に對しては其の全額を支拂ひ次に其以上の金高に對しては其の殘高を遞減按分率に支拂ふこととして如何なものかと思ふ。假りに元金償却年數を三十年とすれば、

$$A = \frac{r(1+r)^n}{(1+r)^n - 1}$$

$$\frac{0.03(1+0.05)^{30}}{(1+0.05)^{30} - 1}$$

の値は 0.03(1+0.05)³⁰ / ((1+0.05)³⁰ - 1) であるから、保險金として支拂ひ得る總額は約四億六千百萬圓となる。即ち十二億五千萬圓の總額に對して三割六分八厘八毛の支拂が出来るとなるのである。ソコで五千圓迄は全額を拂ふとすると、其以上に對してどれだけ拂へるかを知らねばならぬ。然るに總額さへには十億又は十二億五千萬圓の契約高の内譯金額を知らねばならぬ。然るに總額さへ曖昧に附せられて居る程の今日到底其の内容などは之れを知り得る道はないから、此推計は全然不可能なことである。乍去私は之れを悲觀しない。何となれば、ダトへ五千圓以上の保險高に對して極少率乃至は皆無が支拂れるとしても、契約者の多數は十分満足せられるのであつて、五千圓以上の契約者は五千圓丈けほどの道得られるのであるから、復興資金は其れ丈け供給せられることになるべきである。既に國家が其義務以外のことを爲す以上、ダトへ其れが一般國民の負擔となることなくとも、成る可く小なる者弱き者、十分に大なる者多く有する者は後廻しにすることは當然である。火災保險金を國

家が支拂ふ事は國民の膏血を絞つて有産者を偏惠するものであるとの反對論者も、私此案を知れば國民一般に負擔を荷はしめずして支拂ふのであるから決して反對することとはあるまい。況んや五千圓以上の契約者には全部を支拂ふのでないと云ふことを聞けば中産階級擁護の立場からして寧ろ進んで賛成するに至るであらうと信ずるものもある。

火災保險問題を解決する道は、國家の收用、其後の官營を措いて外に何の道もないものと私は信ずる。が商業會議所などで考察した官民合同經營とか、福澤某氏の新聞に廣告した手品のなやりくり案は到底物にならぬと私は信ずる。兩者とも其れこそ實體は小なる被保險者を利するよりも寧ろ富者保險會社を庇護する結果を齎すものであると思ふ。政府收用により少額契約者に全部を支拂ふことは他方に於て之れに復興資金の一部を供給し其作用として、各種の商工失業者の數を減ずることになると確信する。かくて經濟生活は過當なる經濟流を興へられることになり、失業者問題解決の上に大なる力となる。故に私は云ふ、失業問題の解決と火災保險問題の解決とは、不可離密接の關係を

有すと。

大正十二年十一月「エコノミスト」掲載

九 火災保險金問題について

火災保險金支拂問題は、如何に解決せらるゝか、私が此稿執筆の際は何事も知るゝが出來ない。然し何時まで此問題を曖昧に附して置くわけに行かぬは明かなることであるから、恐らく此稿を載せた『改造』公刊の頃には、何とか曲りなりの解決がつけられて居るかも知れない。私は曲りなりと云ふ。何となれば、今の形勢では逆も其以上の解決の附きさうな様子は見えぬから。即ち其解決は何人をも満足せしめず、誰人をも首肯せしめ得ぬものたることは、殆んど逆賭し得ることである。せめてロイド・デューデ位な政治家が日本に居たならば、多少思切つた解決をするだらうかと思ふが、今の日本には、何とも致

方ないことである。乍去私共は決して失望せず落膽せず、晚かれ早かれ日本も其の當然の使命に目さむる時が来ると樂觀して居るものである。此の樂觀なくば閑寂な學窓から時事に關する意見などを出して、空論の暴言のと徒らに世人の嘲笑を招くに甘んずる勇氣は逆も持ち能はぬのである。

火災保險金問題に關して種々な議論を聞いたが、私が最も片腹痛く思ふ一の學究論は次のものである。曰く、火災保險の被保險者は、會社と契約を結んで保險を附けたのである。而して其契約には地震による火災の損害は填補せずと明記してある。然るに今地震による火災放火によるものの損害の填補を求むるは謂れなきことで、會社は無論支拂ふ義務はない。而して國家が之れに支拂を爲す可きわけもない。何となれば、被保險者は何れも有産者である。無産者も均しく負擔する國家の歳入の一部を割いて、有産者が契約上何等權利なきものゝ支拂を受けんとするものを援助するのは、不當不法である。若し何分かの支拂を爲すに非んば問題の納りが付かないと云ふのなら、唯一途あり、即ち會社の徳義心と其誠意とに訴へて、裁判かの金を見舞金として支拂はしむる是のみであ

ると。此議論は慎重冷靜な而して情理兼備な立論を好む人々によつて唱へられて利害關係なきがよしあつても、其れが爲めに判斷を誤られることなき、公正な人々を首肯せしむるに足るかの様に見える。

私も現存の契約によつては、會社に支拂の義務なきことは之れを認めざるを得ずと信ずるものであつて、花岡博士等の主張せらるゝ商法四一九條解釋論は、法律解釋論として、殊に現存契約解釋論として到底成立せぬものと考へる。よし成立するにしても、それは長い訴訟の結果に待たねばならず所謂理窟に勝つて實行に負けることになる外はあるまいと信ずる。乍然、私は以上の健全常識論者に問ひたい。若し火災保險契約は儼として存するがら、會社も國家も道徳上は兎に角道理上保險金を支拂ふ可きものでないとしたならば、今日の所謂勞働爭議を如何するつもりであるか。勞働も亦た雇傭契約と稱する一の契約によるものである。雇主が明かに契約違反のことをすれば、其れは契約違反として法廷に於て争へばいゝではないか。其以外に勞働爭議を起すのは、不當不法のことであると云はねばならぬわけとならうと。乍去、其んな馬鹿げた話はない。然らずん

ば國家が勞働保護をするのも不當のこと、云はなければならぬ。勞働者は國民の一部に過ぎない。殊に主として勞働爭議の主人となる工業勞働者は、全日本人口の何分の一にしか當らない少數者である。然るに此一部少數者の爲めに、全國民の負擔する國費中より經費を出して種々なる社會政策的施設をするのは不都合なことである。云はねばならぬことにならう。世豈に此くの如き没理の主張あらんや。社會政策は勞働者のみの爲めに、無産者のみの爲めにするものではない。社會政策とは社會全體の幸福の爲めに必要なることを、直接關係者が少數であらう 國家が施設することの謂である。殊に現在の勞働雇傭契約なるものは契約の名あつて其實なきものであるから、私法の及ばざる所を公法的手段によつて救済するのである。契約と云ふ名がありさへすれば、而して其の當事者が全く無産者なるにあらざれば國家は一切無干渉無關係たる可しと云ふ理は、果して那邊に存するの

か。殊に私を以つて見れば實に馬鹿々々しくて、殆んど問題とする價値のない議論は、會社の徳義心とか誠意とかに訴へて、何分の支拂をせしめよと云ふ論之れである。就中勞働

問題に就いて温情主義とか主従關係とかを高唱する論を晒ふ人々から、今火災保險問題に就いて此の徳義心論を聞くに至つては、笑止千萬なことである。如何に御座なり論が無難無事であるとは云へ、此れは又た曲學阿世も甚だしいのである。道理上一文も支拂ふ義務なしとする會社に、營利會社たる資本主義保險會社に、トヘ一分でも二分でも道徳的支拂をせよと要求するとは、馬鹿らしいも程があるではないか。彼等會社は舌を出して云ふであらう。オ、道徳的にして人道的なる學者諸君よ、諸君によつて、我々の支拂義務なきことが裏書せられるとは、何たる不思議の因縁ぞや。乍去諸君は知るであらう、英人の諺を曰く、ビジネスイズビジネスと！

私は花岡博士主張の商法四一九條論には、法律解釋論としては無理があることを認め、乍去、其れと共に契約の實質から見るとき、之れを法律の狭い眼で見ず、廣く人間生存の立場から見るときは、博士の主張は其れとして、牽乎として、抜く可からざる鐵案なりと確信するものである。乍去、今日の低い狭い法律の天地には、其の鐵案は到底容れらる可くもないと認むる外はないのである。

一法律解釋上、會社に支拂を要求すると出來ず、二國家には直接何等の義務のないことと明なる以上は、問題の解決は次の三の何れか一によるの外はない。一問題全部の放棄即ち今回の罹災者は放火によるものなること、一切一文も支拂ひを受けず、國家も亦何等措置するを要せずとすること。二會社側に於ける施設を國家が援助することによる解決官民合同組織か、再保險會社設立何れも其れである。三火災保險官營。是れである。會社の徳義心に訴へて何分か出させ兼て國家が若干補修をすると云ふ案は、二つの不合理を合併することである。而して其れが恐らく、現に實行せられる解決法らしく思はれる。是れ私が極力非なりとじて排斥する最不合理最姑息的解決法である。一會社は義務なきものを支拂はしめられ、國家は一般國民に負擔を課して、國民の一部に過ぎる被保險者の特恵するの無理を敢てし、二而して支拂を受たる被保險者は決して満足せず、所謂八方塞りとは、此案の如きを指して云ふのであらう。若しも此れが實行せらるれば、十の七八左私は其れを無茶苦茶の跋扈として痛歎せず措かれないのである。合理的なる解決二案の中、會社側に於ける施設を國家が援助することは資本主義の弊

害を助長するのみで、其害は其れが與ふる若干の利益に倍するものあることは殆んど多言を要せざることである。福澤某氏の立案の如き、商業會議所の案なりと世上に傳へられるもの、如き何れも然りである。但し以上は、今日まで世間に公けにせられたものに就いて言ふことで、別に新案あつて、會社側を發動者とし、其の徳義とか誠意とか云ふやうな得體の知れない曖昧なものを頼りにせず、何處迄も營利會社としての立場から合理的の立案を爲さしめ、國家が之れに適當にして合理合法的なる援助を爲すことによつて、此問題を解決し得る見込が確立するならば、私は暫行方法としては、必ずしも其れに反對するものではない。乍去私は恐る其れは殆んど不可能なことであらう。而して合理、合法の假面の下に、會社特惠財産階級庇護が實行せられる結果に陥る外は、あるまいと。

此くの如き懸念なき唯一の合理的解決法は、即時火災保險會社を收用して、其の營業を國營とする之れである。私は十月八日、十一日及び同十五日の「二十三日會」に於いて、此議を主張した。左は其の時の批評によつて第六項を修正した私の案の梗概である。

火災保險金支拂問題處理案（數字は凡て第四十一回日本帝國統計年鑑大正九年度分

による)

- 一 政府は即時四十二の火災保險會社を收用して、火災保險業を官營とす。
- 二 現契約履行の義務は政府之れを承繼し、會社財産は一切之れを收用す。
- 三 政府は收用せる四十二會社の財産約二億圓を基金とし、火災保險特別會計を立つ。
- 四 右特別會計は基金を運用又は處理し、並に火災保險利益金を其收入とす。
- 五 火災保險の經營は、差當り現會社の經營は其儘承繼し、社員は不必要のものを除くの外全部之れを任用す。
- 六 政府は會社收用に對し四十二會社通計
 拂込資本額 六五、二四〇、〇〇〇圓
 に對し、公債(三十箇年据置、但し隨時其以前の償還を保留す)を發行して、之れを各會社に交付して收用代金とす。
- 七 右以外政府は會社に對して何等の賠償を交付せず。
- 八 政府は今回の大震災の焼失したる家屋動産の被保險者に保險金を支拂ふ。其方

法左の如し。

政府支拂金總額

四六一、〇〇〇、〇〇〇圓

内

五千圓迄の保險金

全額支拂

五千圓以上の保險金

遞減按分率による

但し右五千圓は之れを全國平均額三千二百八十三圓に止むるも一案ならん。

九 支拂は五分利付公債を以て之れに充つ。

十 右公債の元利償却案左の如し。

大正九年度末報告による四十二會社收支計算

收 入	七三、八一、八六九
保 險 料	五、一九四、〇三九
利 息	二八、五一、七三〇
其 他	一〇七、五一七、六三八
合 計	
支 出	

九 火災保險金問題について

保 險 金	二二、六七四、一〇一
保險金以外契約金	三、六九六、七三二
替 業 費	一九、四三四、五七五
其 他	四〇、〇七〇、八六三
合 計	八五、八七六、二七一
差引總利益	二一、六四一、三六七

右の内収入は當分其儘と假定し、支出に於て營業費及其他中より八百餘萬圓を節約することとは易々たる可し。

仍て一箇年總利益高概算 三〇、〇〇〇、〇〇〇圓とし、此を以て三十箇年に元利を償還

するものとす。

式左の如し

$$a = A \frac{r(1+r)^n}{(1+r)^n - 1}$$

年限を三十箇年、利率を五分とするにより

$$30 = \frac{0.05(1+0.05)^n}{(1+0.05)^n - 1}$$

仍て三千萬圓を以て三十箇年間に五分利付公債の元利を償還し得可き金額は四億六千百萬圓となり、保險金總額推定十二億五千萬圓(第十一項を見よ)に對し三割六分八厘八毛を支拂ひ得ることとなる。

十一 右支拂ふ可き保險金總額の推定は

- A 二階堂氏推定額 一、〇三三、五一〇、〇〇〇圓
- B 福田推定額 一、〇六四、〇七〇、〇〇〇圓

福田推定の方法左の如し。

- 1 日本全國世帯數 一一二、二二〇、五三戸
- 2 全國保險契約件數 三、七九〇、七〇一件
- 3 保險契約百分率 三三、七八%
- 4 東京市焼失家屋數 三一五、〇〇〇戸

- 5 東京市契約推定件數(4に3を乗ず)一〇六、四〇七戸
- 6 一戸平均保險金額を一萬圓とするときは總契約金高
一、〇六四、〇七〇、〇〇〇圓

を得るなり

〇 十月十二日發表火災保險協會調查の契約金額

一、〇一八、四〇〇、九六一圓

一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓

仍て概數を

とす。

東京以外の契約高を東京の二割五分と推定す

二五〇、〇〇〇、〇〇〇圓

一二五〇、〇〇〇、〇〇〇圓

通 計

十二億五千萬圓となる。火災保險協會は總額十八億九千萬圓と公表したれども之は疑ふ可し。神奈川縣のみを東京の四割と見るが如き常識上首肯し難し。

十二 右火災保險收用並に官營業は、無論一切の保險業官營の第一着歩として考案せるものとす。

十三 會社收用代金の元利償還は易々たる可し、此點別に考案す。

外國火災保險會社の始末亦同じ。

附 十月十八日萬朝報掲載。二階堂氏の文によれば、同氏は横濱の火災保險金總額を東

京の二割其他の罹災地のを五分と推定せらる。是れ福田第十一項の推定總額二割五分と全く同じ、予は其の推定の同じきを見て満足するものなり。

私は別に、一切の保險業の官營貯蓄機關の官營を以て復興資金の作り出しに緊要なりと信ずるものである。差し當り火災保險と同時に生命保險をも官營とし、郵便貯金の最高額二千圓を引上げて五千圓若くは其以上とするとの急要なるを主張する。而して其等に就て、何れ機を得て卑見を陳述したいと思つて居る。(二十二、十八稿)

||大正十二年十一月『改造』掲載||

十 失業問題の數的考察

震災による失業者の數が甚だ多かるべきこと、其の救済は焦眉の急を要することであることは、誰も之を認める所であらう。然しながら、其總數が實際何程に上り、其れに與ふべき職業の種類は如何なるものであり、各職業種類に按排せらるべき失業者それ／＼の數は何程であるか、又た一般の副業と殊に婦人の内職との希望者數は如何程で、其の種類はどうなるべきや、今日の處一向適確な調査が試みられて居ない。私は十一月一日發行の『エコノミスト』誌上に、此の大缺點を指摘し、兼て自分の力の及ぶ限りの推計を試みて見た。前段ハ其文を收む 然る所以は、此等の事項にして、何分なりとも事實に近く整頓せられた

上でなければ失業者救済の對案を立つ可き方針が全く得られないからである。

我邦の人は、誠に數字嫌ひな國民と見えて、問題起る毎に、枕上の想像論を以て、色々な意見を吐くことに急で、節を屈して、先づ事實の真相如何を綿密に調査する勞を執ることを好まない。政治家といはず、實業家といはず、概ね其類であつて、實際家ほど却て、より多く空論家であるといふ珍奇な現象を屢々見受けるのである。目下の大問題たる、火災保險金支拂問題に就ても、會社側が保險金總額二十三、四億圓だと呼號したのを、輕信して、其真相其内容などを一向精査しようとしなす。二階堂氏一人あつて、其は甚しい誇張である、東京市内の保險高は十億圓内外なる可しと指摘せられたので、會社側も反省する所あつたか、現實の數字を十月十二日になつてやつと公表したが、それは即ち二階堂氏の推算せられた金高と誠に相近いものであつた。一人の篤學なる統計學者よく、民衆を正しい道に導くことが出來たのであるが、滔々たる論客實業家學者政治家は、この點に就いて何事をもなさなかつた。

殊に火災保險問題を論議する學者の大多數は、花岡博士は卓越した除外例である 契約神聖論一點張り

で、地震の當日に於いて既に保険金は一文もとれないと他人に教へて置いたなどと自慢したり、甚しいのになると、ドイツ人の何某氏が地震官營保險を立案してあるのを、自分の手柄の様に吹聴したり、目前の火保問題の解決に、何等の解決をも與へ得ない雑談を誇り顔に公表する學究先生などは、等ではくほどあるが、十億圓の保險金の内容、殊に小額保險者と大額保險者との割合が如何なつて居るかの重大事項すら、今日未だ一向確知せられて居ないのである。失業者問題に至つては更らに甚しい、某重要當局は、東京の失業者は二十五萬人を算すなどと云つて居るが、そんな數はどうして算出せられ得るか一向説いて居ない。勞働運動の先覺者たる某氏さへ日本勞働總同盟の調査なりとして、失業者總數三萬三千五百七十四人だと公表せられた。二十五萬も亂暴だが三萬三千に至ては、實に御話にならぬ暴算といはねばならぬ。幸ひ東京市役所では、去る十一月十五日現在に、ついで、大規模な罹災者調査を施行したといふから、其調査の結果が適當に擧れば、此處に我々は始めて精確に近い失業者數と其の職業別とを預り知ることが得るわけである。

二

然しながら市勢調査や國勢調査の集計行程の經驗に徴すると、右の結果が公けにせらるゝは、果して何時の事であらうか、或ひは喧嘩過ぎての棒ちぎりとなるのではあるまいかと懸念せられる。去る大正九年の國勢調査の結果は、東京市に就いては幸ひ當局非常の努力と勉強の御蔭で、本年三月までに浩瀚な報告六冊の刊行を完了したが、日本全國に就いては、未だ『速報』といふ短篇の外何物も公けにせられたのを聞かないのである。此の割合で十一月十五日調査の結果が今から三年後にでもなつて公けにせられる次第であると、餓死すべき人は大抵死んで仕舞つて、何回目かの命日に相當することになるかも知れない。センサスとしては其れでも宜しいであらうし、また已むを得ぬことではあるが、東京市の罹災者調査はセンサスの材料を得る爲めよりも、寧ろ目前の失業者また並びに一般罹災者救護の資料を得る爲であらうし、又た左様なくてはならぬのであるから、其結果は至急公けにすべき筈のものである。此の點に對して果して如何なる用意があつ

たか私は預り知ることを得ないが其の配布せられた調査用紙を一見した處では殆んど何等の用意の跡を認むることが出来ないものである。彼の用紙の様なものを用ひては集計の際非常の手間を要することであらうと思ふ。更らに又た其の調査の方法調査事項の排列などを拜見すると私は彼の調査は恐らく十の八九全然失敗に終り二度やり直しをするか然らざれば全く廢棄するか二つの一を選ばなければならぬ仕儀となりはせぬかと懸念しつゝあるものである。内閣統計局の某々氏等は此事を豫め慮つて注意をせられたとか聞くが一向其の利目がなかつたようなるは甚だ残念な次第である。

十五日調査の實状を色々傳聞した所では調べる人も調べられる人も何が何やらサツパリ分らず随分甚しい誤謬を其の儘記入したようである。殊に失業といふことの意味が徹底して居らないように思ふ従つてその結果として出て来る失業者數なるものは余程妙なものとなりはせぬか果して然らばそれは無用と云はんよりも寧ろ有害となるかも知れないと思ふのである。此文を公けにして後數週果して新聞紙に此調査は甚しい杜撰なりとの非難喧しいとが報ぜられてあつた。事實は果して如何であらうか 然る所以は避難者は其日その日生計を立てゝ行かねばならぬものであるから

可能なる限りは何等かの職業を見出しこれを營むものである。日に數百圓の利益をあげる商賣をして居た人が今スイトン屋をやつてゐるからとて此れを完全なる有業者と數へるなどは甚だ誤つた計數を産み出す外はない。今日の失業は平生の失業とは事態甚しく異なるのであつて従つて其取扱は決して平生のいはゆる失業者の取扱と同一筆法に出でてはならぬのである。平日の失業は一の經濟的又社會的現象たるに止るが今日の失業は獨りそれに止まらないのである。其性質に於いてもまた其範圍の廣さに於いても非常に相違の存するものである。

私は東京市役所の調査立案者がこれ等の點に對して果して如何程の考慮を用ゐたかを深き疑惑の眼を以つて見ることを禁じ得ないものである。私は切に此の調査が違算なく施行せられて焦眉の大問題たる失業者救済に確實な資料を一日も早く提供するに至らんことを神に念じて希ひつゝあるものである。私共が集團バラツクを實査した經驗によると避難者等は調査中毒に陥つて居る。何回も何回も調査々々と各種の人々が來襲するが一向調査の爲めに惠を被らない所持の布團の數などを追究的に尋問して行

くの、さて配給の實績如何といへば布團のフの字の影さへ見せないと啣つ人が少からずあつた。其他ヤレ所持金がイクラあるの、親類は何人あるのと、人の秘密を發き立て、其結果は一もないと怒つて居た人もあつた。殊にひどいのは夜の十時過に寝て居る處を叩き起して調査用紙を前に、男や女の學生が、不得要領の詰問をしたとて、モ一調査員は眞平強ひて調べるといふなら叩き出すぞと叱り飛ばされたこともある、心ない調査騒ぎにも程のあつたものである。

三

閑話休題右にいふ大規模の調査の結果が公にせられない今日に於て、失業者問題を出來るだけ事實に近く考慮しようとするには、推計を用ゐる外に道はないのである。恰かも火保會社が調査未了と稱して、保険金額を公表しない間に於いて、二階堂氏が出來るだけの資料を蒐めて、一の推定を試みられた如くにする外はないのである。私は去る十一月一日發行の『エコノミスト』誌上に當時十月十二日執筆私の入手し得る限りの材料について

失業者の總數と其の分類とについて、一の推算を試みて置いた。前段それは誠に不充分なものであることは、私の自ら覺悟して居た處であるが、兎に角、其の結果として、私は東京市内外に現住する失業者の總數は十萬乃至十一萬五千人であらう、而して其中工業失業者の數は、六萬乃至六萬七千人位で、商業失業者數は三萬三千人位であらうと推定して置いたのである。又た工業に就いては十種類に分類した推定數も出して見た。ところが、其後東京市社會教育課で商大學生に市營バラック收容者の職業調査を依頼し來り、學生は私に應援を求めたから、去十一月二日から十日まで八ヶ所のバラックと馬場先のテント村と計九ヶ所について、百名ばかりの學生を數班に分けて實地踏査をした結果を、第一回集計表として此の程公けにして置いた。

もとより學生の獨力で施行したことで、市役所から一錢の經費も貰はず調査用紙を自分で買入れ、其印刷も亦た學生自ら此れに當るといふ次第であるから、甚だ不充分なものであるに相違ない。たゞ學生諸子等の熱心と努力とによつて、兎に角三萬七千人について調査した結果を有業者票、求職者票に書き入れ、自計式によらず他計式により、また票を用ゐたのは集計を出來るだけ迅速に完了し

七、當面の參考資料を得たのである。

其の集計も無論學生自らこれに當つたのであるが、其際 一完全有業 二轉業 三失業 四新求職 五新有業を嚴密に査計することをつとめた。完全有業者とは震災前と全く同一の職業を有する人をいひ、轉業者とは災前と異なる職業を營む人をいひ、災前職業を有して居て現在何等の職業をも有たぬ人を失業者とし、災前無業者であつて、今日新たに職を求むる人、新求職者、同様災前無業者であつて、災後新たに職業を有つ人を新有業者として、分別することにしたのである。更に轉業者については、現在業種を各特色あるものに從つて分類するつもりである。

私は右の結果、一有業率 二失業率 三有業者扶養者率などを算出して見て、それを東京市内外現住の避難者總數に對比して、それらの總數を推算し、兼て失業者の職業分類に分けて、各業の失業者數を推算して見たのである。

四

右の結果私は東京の内外(大東京市區域内)に現住する失業者の總數を十一萬二千ばかりと推定した。此の數は『エコノミスト』に掲げた數とは全く異なる根據から得たものであるけれども、兩數殆んど一致して居るのは、私の甚だ心強く感ずる所であつて、恐らく此れが事實にかなり接近した數であらうと私は考ふるものである。同じくこの總數を業別にするために學生踏査の結果得た各職業の失業率によつて算出して見た處、工業失業者六萬五百人、商業失業者三萬二千九百人、交通業(通信運輸)失業者三千六百人、公務自由業失業者三千人といふ結果を得た。此れ又た前回の推計と殆んど一致して居るのである。私が机上で得た數字と僅かではあるが實地 査の結果得た數字と、かく接近して居ることを見出したのは有難いことと思ふ。而してそれは恐らく事實を距る餘り遠からざるものではないかとの自信を私に強めしめるのである。

右十一萬餘といふのは現實の有業者にして目下失業状態にあるもの、數であつて、これを最狹義に於ける失業者と名づけて宜しいのである。これ等の失業者は單身者もあるが、多くは家族持であつて、何人かの人々は災前に於いてこれ等失業者によつて養はれ

てゐたのである。其の總計は、これを間接失業者と看做すべきである。何となれば世帯主が失業状態にある以上、其被扶養者は生計の便りを新たに見出すに非ざる限り、扶養者と共に飢餓の状にあるものと見なければならぬから。そこで其の總數は、如何程に上るか、と推計して見る方法は、現に各バラツクに住む總人員を災前の有業者數によつて除した率を見出し、其の率を失業者數に乗ずるにある。其の率は有業者一人に對するバラツク收容總數人員の平均人數二七二五人である。換言すれば、一人の有業者は更らに一七二五人を扶養して居たのである。そこで十一萬二千餘人に此率を乗ずると、三十萬六千人といふ數を得る。此れが失業者及其扶養者（直接及間接の失業者）總數であつて、今東京市の内外には三十萬六千人といふ多數の人が、其日々の生計を支ふべき道を失つて居る次第となるのである。

五

狹義の失業者に對して廣義の失業者がある。廣義の失業者は或はこれを準失業者とも失業候補者とも名づけ得るかと思ふ。それ等の人は一今現に何か職業は持つて居るが、それは災前の職業其のものでなく、多くは已むを得ず臨時手當り任せに有り付いた職業を營んで居るもの、これを私は轉業者と名づけた。雜貨店の主人がスイトン屋になつたり、旋盤工が焼跡片づけ人夫になつたり、會社の社長が繪ハガキ屋になつたり、其例は實に澤山ある。これ等の中には明日が日にも失業者となり得る危険状態にあるものが多い。たとへ失業者とはならずとも、現在の收入甚だしく、到底十分の生計を立てることが出来ないものもある。殊に此の頃の様に露店追拂ひが勵行せられると、これら轉業者の中から失業者が續出する恐れがある。二災前には何等の職業を有して居なかつたもので、今も尙職業を有つて居らぬが、それでは生きて行かれないから、何か身に相應した職業（本業なり副業なり）を得んとする所謂新求職者がある。これ等の人々の中には、従來營利行爲を營まなかつたものであるから、新たに職を求めても容易にこれを得ることが出来ないで、その生存は痛く危険の状にある人もある。私は一を失業の第一候補者とし、二を第二候補者として、共に廣義の失業者と見なすべきではあるまいかと思ふものである。

然し其總數は前の推計法を用ゆると第一候補者數九萬三千人第二候補者數五萬五千人となるので、合せて十四萬七千人となるが、郊外の避難者や親戚への避難者は、バラツク收容者とは大分状態を異にするから其割合は或は低く見積らなければなるまいかと思ふ。よつて假りに其七割を實數なりとすると總數約十萬人となり、其被扶養者を合算すると二十七萬二千五百人となる。前の直接並に間接失業者總數卅萬六千人をこれに合算すると、無慮五十七萬八千五百人となる。七割に見積らなければ總數は實に七十萬六千人となる此の數は廣い意義に於ける生計困難者の總數であつて、罹災市民總數百六十一萬二千人と報ぜられて居るから其比例を求めると約三割六分に當るのである。罹災者總體の三割六分が直接または間接に、又た狭き或は廣き意味に於いて、震災の爲めに其生存を多かれ少なかれ脅かされつゝあるものと云ひ得るのである。従つて復興事業の第一着手として當局者が絶えず念頭におく可き人々の總數は、六十萬人乃至七十萬人と覺悟して貰はねばならぬのであつて實に容易ならざる事態であるのである。

私は直接失業者の總數を十一萬餘と推定した。然らば其人々は如何なる職業に分布せられて居るか、これは失業者救済を案ずるにあつて甚だ大なる意義を有する問題である。單に總數十一萬餘とばかりでは、如何なる對案を必要とするかを決す可き便りが全く缺けて居るのである。失業者には手當り任せに如何なる業でも與へさへすれば宜しいと思ふのは大なる間違である。否それは寧ろ有害な考へ方である。各失業者はそれらに職業上の適性や熟練や訓練といふ無形の資本をもつて居る、此無形の資本を活用することは救済の實行を著しく可能ならしめる、其の反對に、此の無形の資本を度外に置くのは貴き財産を減す所以である。有形の資本が全滅した今日、我々は無形の資本を極度まで尊重し、これを活用するにあらざれば、失業者救済の事を行ふことは出来ない。否日本の經濟復興には、有形の資本よりも無形の資本に多く頼らなければならぬのである。失業者の職業分類を出来るだけ事實に近く見出すといふことは、必竟するに、此の無形資本の在り處を見出すことである。

六

此の事業は失業問題の取扱ひに最も重要な意義を有することであるにも拘らず、失業問題を論ずる人々の殆んど全部がこれを全く閑却して居るのは慨はしい事である。従つてそれ等の議論は、いづれも空の空なる机上論たるに止る。焼跡人夫廢艦作業、海外移住などと種々な立案があるが、それ等はいづれも失業者の職業的分布を全く無視した想像論たるのである。私は東京市役所の十一月十五日の調査が、この分類の發見に多大の資料を供すべきことを期待するものであるが、前述の様子では、それは甚だ覺束ないやうに思ふ。私は以上述べた推計法によつて、工業失業者六萬五百、商業同三萬二千九百等と算出したが、更らにこれを職業中分類に細別して見て次の如き結果を得た。 數は四捨五入し且つ余り少いものを省き、多いものから順に配列する。

- 一 物品販賣業 一萬九千四百人
- 二 被服、身廻品製造業 一萬七千九百人
- 三 印刷、製版、製本業 一萬三千二百人
- 四 旅宿、料理店、浴場、遊戯、興行業 九千七百人

- 五 其他の有業者（口傭、手間取、田面取、其他の雜業） 六千人
- 六 絨織工業（紡績、織物、染色、洗濯） 三千二百人
- 七 運輸業（鐵道、自動車、馬車、船舶運輸、人力車夫等） 三千百人
- 八 金屬工業 二千九百五十人
- 九 紙工業 二千八百五十人
- 十 機械製造業 二千七百人
- （器具製造業と合算すれば） 四千三百人
- 十一 木竹製造業 二千六百人
- 十二 媒介周旋業 千九百六十人
- 十三 土木建築業 千八百人
- 十四 飲食物製造業 千八百人
- 十五 家事使用人 千七百人
- 十六 藝術家 千七百人
- 十七 器具製造業 千六百人
- 十八 雜工業 千五百六十人
- 十九 化學工業 千五百人

二〇	通信業	千五百人
二一	官公吏雇傭	千二百人
二二	皮、骨、毛製造業	千三十人

(下略)

右の數字は市營バラック收容者に就いて得た百分率を推定失業者總數に乗じたものに過ぎないから實際は餘程差異の生ずべきは云ふまでもない。其れはたゞ極く大體の失業分布の有様を彷彿せしむるに止るものであるが然し多少參考の値はないでもあるまこと思ふ。

七

最高位にある者は物品販賣業者で、其の數の多いのは小賣商の失業者の多數なることが主たる原因であるに相違ない。東京には小賣業者が餘りに多過ぎるとは誰人も認むる處であるが果然震災による失業者番附の横綱の地位を占めて居る。而して災後の轉業

者中、小賣業に轉じた割合は餘程大であるから、災後の東京はいよゝゝ甚だしく小賣業者の都となつたといひ得ると思ふ。唯目前の救済のことばかり考へて、なんでも業を與へれば濟むと云ふ考ならそれでも宜しからうが、日本の經濟復興といふ大局の上から考へれば東京が更により多く小賣業のバラダイスとなる事は寧ろ憂ふべき傾向であるといはねばなるまい。失業者救済のことを考ふる者の先づ考慮すべきは、此一事であらう。

男子に就いて第一位を占むるは物品販賣業であるが、女子に就いて失業者數の首位を占むるは被服品製造業で、男女兩者を通じて、これは第二位を占めて居る。女子の失業率はバラック調査の結果では六割三分といふ驚くべき率を示して居る。而して被服製造業は三割弱(約半數)を占めて居るのである。果然女子の希望業務の首位を占めて居るものも矢張り裁縫であつた。これは甚だ自然の現象で別に絮説を要すまいが、女子失業者の第二位を占むるものは印刷製本業で、而して男女兩者を通じて見ても、この業は失業番附の第三位を占めて居るのである。

これに反して、狹義の工業は全體としては無論失業者の最大多數を示しては居るが、中

分類別けにした各業の失業率は、以上に比べると遙かに下位にあるのである。バラツク調査中には月島といふ純工業地帯が包含せられて居るが其總數は少いから全體として見るとズツト少くなつて居る。月島の失業分類の百分率は工業七一・八四商業二九・一其他二五・二五である。兎に角東京全體として見ての失業者が、商業其他の工業以外の中分類に多い事だけは疑ふべからざる事實である。失業者問題の解決にあつては、この事實は重大の意義を有せねばならぬ。物品販賣、被服製造、印刷の三中分類だけで合計五萬人に上り、更らに右の四 五 十二 十五 十六 二十 廿一等通算すると七萬四千人ばかりとなる。残りの三萬八千人ばかりが狹義の純工業失業者たる勘定である。この兩者は其間餘程異つた取扱を必要とするとはいふ迄もない。少くとも失業救済はこれを二大部に分けて七萬四千の前者と三萬八千の後者とについて別途の考案を要するのである。(十二・十一・二十)

大正十二年自十一月廿八日至十二月四日『報知新聞』掲載

後段十二参考。附記。猶ほ震災後滿二ケ年目即ち大正十四年十月一日に施行せられた

政府の失業調査に就いては『失業統計調査速報』(大正十四年十二月二十四日發行)があつて、其大要を知る便を我々は有することゝなつた。此調査は日本全國に涉り東京外二十ヶの重要工業都市及三ヶの鐵山所在地に就て、月収二百圓未満の給料生活者及雇傭關係にある賃銀労働者の失業の狀態を調査したもので、私共のバラツク調査の様に凡ての職業に涉つて調査したものではないが、東京市及其附近の被調査人口數の失業者總數は三萬九千六百六十人となつて居る。私共の調査に基き失業者推定總數は十一萬人餘である。即ち二年後の失業數の三倍弱の數を示して居るわけで、其れによつて二年間に於ける復興の進行を察することが出来るかと思ふし、又私共の推定數が震災直後の實狀推定としては餘り甚しく事實に遠ざかつて居らぬ一證左と見做しても差支あるまいと思ふ。詳しくは右刊行物に就て見られたい。

十一 エコノミック・デモグラフィより 見たる震災前の東京市

エコノミック・デモグラフィ、今假りに譯して『經濟民勢學』とする。經濟統計の一部でもあり、又た經濟地理の一部でもある。私は之れを主として、經濟統計の一部否其の基

礎的部門として考察したいと思ふ。經濟統計は今日でも未だ甚だ發達せざるものであつて其主要内容は如何なるものたる可きか其のモルフォロギイは如何にす可きかすら判然とは定つて居らぬ。歴史的現實的研究を唱道して奮起した獨逸の歴史派は、經濟史の研究に就ては多大の貢獻を爲したと云ひ得るが、經濟統計の研究はマイツェンを除くの外は殆んど獨立の業績を示さぬ。唯だブエヒアーのフランクフルト人口の研究等が存するに過ぎない。其他は部分的に物價、勞銀所得等に就ての試みが存するに止まつて居る。有名なゲオルヒ・フォン・マイア先生の大著作も總論、人口統計、社會統計の一部分のみが完成せられた丈で、經濟統計に進入して居らぬ。米國の學者メーヨス・ミスの『統計學と經濟學』は決して系統的の著作とは云へない。此くの如にして、今日の經濟統計學は僅かに生産統計、物價統計、勞銀統計に關する若干の斷片的研究を排列して責を塞ぐに止まつて居る。私が見る處此等の部門は何れも甚だ有用のものであるには相違ないが其れは物の統計たるに止る而かも其物たる何れも今日の價格經濟を動きなきものと前提しての物たるに外ならない。價格經濟の組織が變化すれば其等の統計研究は單に

歴史的價值を保つに止り何等統制的權威を有たぬものとなる外なかる可きであらう。更らに其等の物の統計は其の依つて立つ基礎を缺くものである。物價の變動、勞銀の高低所得の増減は之を惹き起す所の人間の經濟生活によつて基礎付けられて居るものである。従つて其等の研究の前提としては、經濟する所の人間の經濟統計がなくてはならぬものである。經濟組織の變遷は此の經濟する人間の生活態様の變遷である。されば現在の生活態様を定めて置けば起り得べき變化に對して相當の準備が與へられるのである。經濟する人間 (der wirtschaftende Mensch) の生活態様の研究は、かくして二様の重要な任務を有するものである。即ち第一は現在の價格經濟の經濟的捕捉 (statistische Erfassung) に其の基礎を供し、物の變動を單なる物の變動として觀察するのみに止まらず、之を人間變動の外的表徵として捕捉することを得せしめ、客觀觀察に必要な主觀基調を授けること是れである。第二は此の價格經濟に起り來る可き并に遠き將來に來る可き諸變動を豫測し、之に向つて準備する爲めの根柢を與ふること是れである。此く二様の重大なる任務を有する經濟する人間の生活態様の統計的研究之れを私は名づけ

てエコノミックデモグラフィと云ひ度いのである。

二

私は現在の統計學者(マイア先生を筆頭として)の統計學の部門分けに満足し能はざるものである。マイア先生は、其大著『統計學と社會學』を分けて 一理論的總論 二人口統計(即ちデモグラフィ又はデモロギー) 三社會統計の三とし、三を更らに分けて道徳統計、經濟統計、狹義の社會統計等として居られるが此分け方は物を本とする分け方であつて、今日の社會科學の根本的要件たる人を本位とする分け方ではない。言ひ換れば十八世紀來傳來の分け方を殆ど其儘に襲踏するものであつて、二十世紀思想の根本基調の上に築かれたものではないと思ふ。統計學を精密社會學なりとし、其の研究對象を『社會群衆』(soziale Masse)なりとすることは、必ずしも不可なりとは思はないが、少しく凶はれ過ぎた考へ方ではあるまいかと思ふ。私は統計學の本體はデモグラフィ(又は、デモロギー)たる事にありと信ずる者である。従つて統計學と社會學とは明かに分界

せられ得るし、又せられねばらぬものと思ふ。何となれば社會學は、社會其ものを社會其ものと見ての立場から觀察する學問であらねばならぬもので、反之統計學は、其社會を構成する民衆を民衆としての立場から、而して主として構成體として、lebende Masse(生きたる群衆)として觀察するものであらねばならぬと信ずるからである。従つて社會群衆の發生史的研究は全く社會學に屬して統計學には屬せぬのである。其れと共に社會群衆の發展史的前進研究も亦た社會學研究の對象たる可く、之に反して統計學は與へられたる社會民衆を與へられたる儘に與へられたる状態と生活態様と其の運動とに就て觀察す可きものであると思ふ。少くともデモグラフィと云ふ名の下に、私が解釋する所は其れであるし、其れでなければならぬものと信ずる。従つて統計學の部門は、一理論的總論に續いて、二生存民勢學 Existenzdemographieとして所謂人口の靜態自然的生存的分試による人口靜態、即ち體性別構成、年齢と、人口の動態一般動態即ち出生、死亡、移出入等別構成、健康狀態別構成、家族的身分別構成、發展動態即ち結婚、離婚、疾病研究する從來の人口統計學の大部分を包含す可く、三經濟民勢學 Wirtschaftsdemographieとして私が茲に考ふる所の全部を取扱ひ、四社會民勢學 (Soziale Demographie)とし

て、マイア先生の所謂社會統計の兩餘の部分に網羅す可きものであると考ふるものである。從來の經濟統計學は、此の三の經濟學の一半たるに過ぎない、而かも其の殘せる一半は遙かに重要なものであると私は信ずる。

三

私は専門の經濟原理の研究に寸暇を剩さざるものであるが爲めに、今日まで徒らに經濟學構成の計劃を保有するのみで、其 *Ausarbeitung* に從事する餘力を見出し得ないことを甚だ残念に思ふこと久しいものである。今日の經濟學教育に於ける統計學は、繼子の地位を有するに過ぎず、統計の講座を受持つ人も、努力甚だ不十分なるの恨なきに非ず。乍去、私の所謂將來の經濟學たる社會政策學の段々發達し行くに伴ひ、其姉妹學としての統計學、デモグラフィキとしての統計學は、前途甚だ多望なものとなるに相違ない。獨斷的な精神體操術以上に出でない、今日多くの經濟原論なるものは、來る可き世界に於いては、必ず落伍者となるであらう。然るとき其地位に入れ換る可きものは、新しい意味

にての社會政策學と此デモグラフィキとしての統計學であらねばならぬと、私は信じてゐるものである。學者の怠慢は、近き將來に於いて、大なる違算を見出すこととなる外はあるまい。否、歐羅巴大戰後の經濟生活の變革は、此傾向を著しく助長せしめた。而して更に本年の日本關東地方の大震災は、日本に在つて學を講ずる我々に對して、デモグラフィキ閑却の非を痛切に感得せしめた。少くとも私は、時間に餘裕なきの故を以つて、多年の宿志たるエコノミックスデモグラフィキ研究を怠つて居たことを甚だ悔ひつゝあるものである。今度東京市社會教育課が商大學生にバラツク避難者の職業調査のことを委囑せられ、學生諸子奮然決意して其任を受けられたについて、私は指導の任を辱める機會を得たのは、多年の宿志の一端を實現するに絶好の便宜であつた。學生數十子の實地踏査の結果は、何れ何かの形に於いて公けにせられることと思ふ。然る場合には、私はバラツク收容者に就いて觀察せられ得た限りの震災後のエコノミックスデモグラフィキに就て所見を開陳する機會を得るであらうと思ふ。今其準備行程若くは開題の企ての意味に於いて、震災前のエコノミックスデモグラフィキに就て若干の卑懷を記述して置

くことは比較の基本を供する上に於いて、必ずしも無益ではあるまいかと考へる。此れは別に學術的研究の結果などと稱し得可きものではない。唯だ國勢調査や市勢調査に顯はれた東京市のエコノミツクデモグラフィの僅か一部に就ての結果に關する私の感想を順序なく排列したに過ぎないものである。材料は凡て東京市臨時市勢統計課刊行の『東京市市勢統計原表』自第一卷至第五卷及比例篇 大正九年十月一日現在、大正十一年、十二年刊行 と東京市役所調査課統計掛より年々刊行せらるゝ老大な報告書『東京市統計年表』 最近刊行は第十九回大正十二年刊 である。序に申す。種々の點に於て甚だ不足なる東京市殊に殆ど無能無爲と稱す可き其の社會政の要求を粗ぼ充して遺憾なきは、我々研究者の深く徳とせねばならぬ所である。殊に國勢調査の職業に關する部分が最も早く我が東京市に就いて發表せられ、 大阪市を主要都市は、此點に就て、全然何事をも爲して居らぬのである。 恰も本年三月を以て全部を刊了したのは、此度の震災によるエコノミツクデモグラフィの變動を考察するに絶好無二の資料を整頓し置いたものとして、甚だ感謝す可き事である。

四

明治四十一年の市勢調査は、種々の點に於いて不満足のものであつたことは周知の事實である。乍去大正九年の國勢調査の結果を吟味考察するに就て、四十一年の數字が色々の意味に於て甚大な興味と利益を有することは又た否定す可からざる處である。此の意味に於いて四十一年の不満足な調査も、決して徒爾でなかつたと斷言し得るのである。殊に大正九年より今日に至る増減の推算更正の爲めには、四十一年に溯る類推は多くの役目を演ずることが出来るのである。前述『東京市市勢統計原表』には兩者を詳しく比較して、實數増減率の計算がのせてある。私は以下此れに基いて若干項目について簡単に考察して見たいと思ふのである。

五

先づ一般的モルフオロギーから始める。

大正九年十月一日現在の東京市の總人口數は二百十七萬三千二百人で、内男百十七萬一千一百八十八人、女百萬二千十二人であつた。此總數の分屬する世帯總數は四十五萬六千八百十六であつて、内普通世帯四十五萬二千四百七、準世帯四千四百九であつた。然るに明治四十一年の市勢調査に顯はれた總人口數は百六十二萬六千三百三人で、内男八十七萬三千百一人、女七十五萬三千二人、其等の分屬する世帯總數は三十七萬六千四百二十八で、普通世帯數は三十七萬三千百十一、準世帯は三千三百十七であつた。ソコで兩者を突き合せて一箇年平均の増減百分率を計算すると、

人口總數に於いて	二・三七
男の數に於いて	二・四〇
女の數に於いて	二・三三
世帯總數に於いて	一・五四
普通世帯數に於いて	一・五三
準世帯數に於いて	二・二七

の増加を爲しつゝあつたのである。即ち人口總數及男と女の數に於いて二三乃至二四の増加率を示して居るのに、世帯總數に於いては僅かに一五四しか増加して居らないのである。此れは主として普通世帯數の増加率が低かつた結果であつて、準世帯の方は、人口増加率と粗ぼ相近い二二七と云ふ増加率を示して居るのである。準世帯の數は甚だ少いから、其の増加率高くとも、世帯總數の増加率を引上げる力を有つて居らない。従つて概して云へば明治四十一年から大正九年に至る期間に於いては、東京市の人口は百分の二四見當で増加しつゝあつたけれども、其れは同比率の世帯數増加率によつて伴はれない、換言すれば、一世帯の所屬人數は、聊か増加の傾向を有つて居たと云ひ得るのである。之を經濟學の術語で言表はして見ると、東京市民の經濟單位は稍々擴大の傾向を示して居ると云ふことになるのである。同じことを反對に云へば、明治四十一年から大正九年に至る十二ヶ年間に於ては、一世帯當りの人口數は増加したる可き筈である。『東京市市勢統計原表』第一卷七頁には、各區に就て兩年の數を示してある。即ち左の通りである。

四 復興經濟の原理及若干問題

區名	世帯平均人口		増加
	市勢調査	國勢調査	
麴町	五・二	五・七	〇・五
神田	四・七	五・三	〇・六
日本橋	五・三	六・一	〇・八
京橋	四・二	四・九	〇・七
芝	四・三	四・九	〇・六
麻布	四・四	四・七	〇・三
赤坂	五・一	五・四	〇・三
四谷	四・四	四・五	〇・一
牛込	四・五	四・九	〇・四
小石川	四・三	四・六	〇・三
本郷	四・六	五・〇	〇・四
下谷	四・〇	四・三	〇・三
浅草	四・一	四・四	〇・三
本所	四・二	四・五	〇・三

深川	四・二	四・六	〇・四
全市	四・三	四・八	〇・五

六

右表に添附した市勢統計課の説明に云ふ。「明治四十一年に比し全市及各區共孰れも其平均人口を増加せり、即ち全市の平均に於いては一割二分の増加を示す、而して其増加の最も高きは

- 京橋區の 一割七分
- 日本橋區の 一割五分

にして最も低き四谷區に於ても尙且つ二分の増加を示せり、是れに依つて之れを観るに、我東京市は十二年前に比し其世帯構成の平均人負寧ろ増大せるの現象を示すに至り、大都市として頗る奇異の感なくんばあらざるなり」と。右書には又云つてある。曰く「各區一世帯の平均人口を見るに最も多きは日本橋區の六人を首位とし、麴町の五・七七分、第二位を占め、第三位は赤坂區の五・八四分にして、神田區の五・八三分、本郷區の五・八二分、芝兩

十一 エコノミック・デモグラフィヤーより見たる震災前の東京市

三〇三

區の四人九分、京橋區の四人八分、麻布區の四人七分等順次之に次ぎ其最も少きは下谷區の四人三分とす。然れども以上述ぶる所の一世帯平均人口と稱するは普通世帯及準世帯を包括したるものなるを以て、麴町區、麻布區、赤坂區の如きは準世帯の一種たる兵營の如き一世帯にして尙且つ五六千人を算し、神田區、本郷區の如きも亦病院、旅人宿、下宿屋等の準世帯に於ける人口を包含するが爲めに、一世帯の平均人口に影響するところ尠からず、故に今普通世帯のみに就き更らに其平均人口を算出すれば、最も高きは日本橋區の五人九分にして、依然として第一位を占む、之れ本區は市内隨一の商業區域なるを以て、大商店等の普通世帯にして、一世帯中營業使用人及家事使用人の多數を包含する世帯多きが爲め、準世帯の存在が一世帯平均人口に及ぼす影響極めて少なきものゝ如し、之れに次ぐは麴町神田の二區にして、孰れも平均五人、赤坂區は稍少くして四人九分、芝、京橋、牛込の三區は四人七分（中略）にして、最も少きは下谷區の四人三分とす、是れに依て之れを觀れば、普通世帯一箇の全市平均四人六分より高きものは

日本橋 神田 麴町 赤坂 芝 京橋 牛込

の七區にして、全市の平均以下にあるは
小石川 四谷 淺草 本所 深川 下谷
の六區とす。而して

本郷 麻布

の二區は孰れも全市普通世帯の總平均人口に等し』 同書と。

各區一世帯平均人口 大正九年 國勢調査

區名	普通世帯人口	準世帯人口	總平均人口
麴町	五・〇	三三・五	五・七
神田	五・〇	一七・六	五・二
日本橋	五・九	一一・三	六・〇
京橋	四・七	一一・七	四・八
芝	四・七	一九・二	四・九
麻布	四・六	三〇・二	四・七
赤坂	四・九	六二・八	五・四
四谷	四・四	一七・三	四・五

十一 エコノミック・デモグラフィキより見たる震災前の東京市

半込	四・七	二八・五	四・九
小石川	四・五	二七・六	四・六
本郷	四・六	二四・〇	五・〇
下谷	四・三	一四・七	四・三
浅草	四・三	一二・四	四・四
本所	四・四	二四・〇	四・五
深川	四・四	二二・五	四・五
全市	四・六	二一・三	四・八

七

右表で明なる一事は、十二ヶ年間に於ける一世帯當り平均人口数の著く増加した日本橋京橋に於ては、準世帯の影響極めて微小なることであつて、其れと共に前にあげた通り、此十二ヶ年に於て準世帯数の増加率は、普通世帯数の増加率よりも遙かに大（一五三對二二七）なる事實が明かであるから、此の經濟單位擴大の傾向は、決して準世帯平均人口

の擴大の結果でないことは之を斷言することが出来る。従つて單位擴大の傾向は主として一般の普通世帯の方面に於ける現象と云はなければならぬ。換言すれば其の傾向は準世帯と云ふ變態世帯の上に於ける現象ではなく、一般普通の現象であるのであつて、右概説に云ふ通り、近世文明國の大都市としては聊か奇異な現象と云ふ可きであらう。右書には『其原因數ふべきもの多々あらんも、近時市内に於ける住宅難の影響する所亦少からざるは蓋し想像に難からず』同書と斷定してある。此斷定に對して私は遽かに當否を判じ兼ねる者である。住宅難は一戸當り平均人口、又は一棟當り平均人口の増加を説明するには有力な事實であらう。即ち住居てふ物の側を説明するには當を得て得るであらう。乍併、一世帯と云ふことは、一棟又は一戸と云ふことと同様に取扱ふ可きではない。其れには物の側もあるに相違ないが、主として經濟生活の態様、其組成の人的事實である。單に住む可き居宅營業す可き店舗が得るに困難であるから、世帯單位が擴大したものは斷言し得られないのである。一戸當りの人口数は却つて減少して居ることとは表の示す通りである。第十九回東京市統計年表一三三頁による

明治	41	4.00
	42	3.78
	43	3.87
	44	3.91
大正	1	3.93
	2	3.91
	3	3.88
	4	3.84
	5	3.79
	6	3.79
	7	3.83
	8	3.79
	9	3.82

一棟の内に別箇の世帯を立つることは決して稀有の現象ではない。市勢調査對國勢調査の上に顯はれた此の經濟單位の擴大的發展の傾向は、單に住宅難てふ物的原因を以て説明し盡さる可きものとは思はれない。私は此現象はモット深き根柢を有することゝ考ふ可きではあるまいかと思ふものである。其れを一口に言表はせば住宅難よりも寧ろ生活難と云ふべきであらう。生活難は種々の方面に顯はれる例へば男女成年に達しても獨立の生計を立て、獨立の世帯を張ることが困難で、親なり兄弟なり其他の親戚なりの世帯内の一員として我慢せねばならぬこともあらう。世帯構成難も亦生活難の一の顯れである。其れと同時に婚姻年齢の晚れることも、其の原因たり結果たることは疑を容るゝ餘地はあるまい。今市勢調査の年から國勢調査の年に至る本籍人口千に付、東京市内の婚姻組數を見ると、次の通りに大體に於いて減少の傾向を示して居るを見出す

のである。表二十九回 東市市統計年 頁より

明治	41	14.01
	42	11.05
	43	9.91
	44	10.08
大正	1	9.88
	2	9.42
	3	9.48
	4	9.19
	5	8.98
	6	9.47
	7	10.43
	8	10.05
	9	10.93

更らに同じく國勢調査に顯れた一世帯當り平均人口を、他の三十九市に較べて見ると左の通りである。第四十一回日本帝國統計年鑑二十九頁による

5.0	國十均
4.8	下平
4.3	京都市
4.4	大阪市
4.9	神戸市
4.7	名古屋市
4.4	濱崎市
4.3	岡崎市
4.6	豊田市
5.0	岐阜市
4.6	愛知県
4.4	名古屋市
5.1	名古屋市
5.1	名古屋市
5.1	名古屋市
4.5	名古屋市
5.3	名古屋市
4.4	名古屋市
4.9	名古屋市
5.5	名古屋市
5.3	名古屋市
4.6	名古屋市
4.3	名古屋市
4.9	名古屋市
4.5	名古屋市
4.1	名古屋市
5.1	名古屋市
4.3	名古屋市
5.0	名古屋市
5.2	名古屋市
4.9	名古屋市
4.9	名古屋市
5.6	名古屋市
4.9	名古屋市
4.6	名古屋市
5.4	名古屋市
4.3	名古屋市
4.7	名古屋市
4.1	名古屋市

六大都市中では、東京が最高位に居るので、神戸、横濱は最下位に居る。其平均數が東京と同數を示して居る全國四十市の中には、東京より低位にあるものが尠からずある。又た統計區別に見ると

海北區	5.2
北東區	5.8
關東區	5.1
北關區	5.6
北東區	4.9
關東區	5.0
北東區	4.6
關東區	4.6
北東區	4.6
關東區	5.0
北東區	4.8

近畿區、中國區、四國區は何れも東京よりも少く、沖繩縣が東京と同じ率を示して居るのである。之を要するに、東京市の一世帯平均人口數の多いことは、之を他の市に比べても又之れを統計區劃別に比べても、大都市且つ首都として、聊か異様の感を惹起せずして已む能はざる所である。震災前に於ける此のモルフオロギーは、震災後のバラツク集團に於ける避難者のモルフオロギーと對照するに方り若干興味を存する所と思ふ。日比谷を除いた市營バラツク集團八ヶ所に於ける一世帯平均人口數は三四九であつた。四八と三四九と此の二つの數字は我々に考ふ可き資料を供するものであらうと思ふ。擴大的傾向を有して居た東京市の經濟單位は、バラツク收容者に於いて著しき縮小的現象を呈して居るのである。其の振ひ落された較差は果して如何なる運命を辿つたものであらうか。私は茲に味ふ可き教訓の存することを豫感するものである。

八

エコノミックデモグラフィの根本事實は職業を有するもの以下有業と稱すと職業を有せざるもの以下無業と稱すとの對照であらねばならぬは云ふまでもない。今日の經濟組織は各經濟主體が何等かの職業によつて生を營み其從屬者を扶養することを原則とする。單に收入に衣食するもの、全く職業なきものは經濟主體としては例外的のものとして取扱はるゝのである。職業は營業とは分たる可き概念であつて、營業は客觀的に見た經濟行為の經營的概念であるに反し、職業は主觀的に見た經濟行為の民勢學的(社會的)概念である。従つて職業は單に行爲としての事實たるに止まらないで、一の狀態一のステータスを言表はすものである。今日の經濟組織にして變ぜざる限り、各經濟主體は其有つ所の職業によつて生を營むと共に其職業によつて、民勢學的に社會的に地位付けられ、又分類せられるのである。之をエコノミックモルフオロギーと云ふ。社會に於ける人間は色々の眼點から地位付けられ分類せられることが出来る。乍併現實の研究に於て最も

重きを成すものは、此經濟民勢學的分類である。而して此分類は今日の社會に於ける一切の人に其の根基を供し、其れに一の社會色(ソシアルカラー)を與へるものである。獨逸の諺に『人は其の食ふ所のものである』“Der Mensch ist, was er isst.”と云ふことがあつた。此れを我々の立場から翻譯して見ると『人は其の職業とする所のものである』“Der Mensch ist, was er als Beruf hat.” “Man is what he professes.”と云ふことになる。

九

社會は經濟主體のみから成るものではない、否各經濟主體は必ず若干の從屬者を有することが原則である。其れは前節に一世帯平均人口のことを述べたことによつて明瞭であらう。其の從屬員の中には有業者あり無業者あり、従つて一世帯當りの平均人口數と、一有業者當りの平均人口數とは必ずしも同一ではない。通例の場合に於いては、一有業者當りの平均人口數は、一世帯當りの平均人口數よりも遙かに少いと云ふのが今日の文明國の實狀である。

國勢調査に顯はれた東京市の有業者總數は九十萬八千四百四十二人であつて、總人口數二百十七萬三千二百人に對比すると、一有業者當りの平均人口數は二三九二人であつて、一世帯の平均人口數四・八よりは遙かに少いのである。此度の東京市營バラック職業調査に顯はれた一有業者當り平均人口數は二七二五人であつた。此比較も前の一世帯平均人口數の問題と共に興味ある資料であるかと思ふ。

國勢調査の結果によれば東京市に於ける總人口數に對し

有業者の百分率	四一・八
無業者の百分率	五八・二

であつた。市勢調査の結果に於いては

有業者の百分率	四二・六三
無業者の百分率	五七・三七

で、有業者の減少、無業者の増加の百分率は〇・八三であつた。之を各區分けにして見ると左の通りである。

四 復興經濟の原理及若干問題

二〇四

	國勢調査		市勢調査	
	有業者	無業者	有業者	無業者
麴町	四一・九〇	五八・一〇	三八・八〇	六一・二〇
神田	四五・〇三	五四・九七	四三・九一	五六・〇九
日本橋	五一・〇三	四八・九七	四六・七一	五三・二九
京橋	四七・一三	五二・八七	四五・〇五	五四・九六
芝	四一・四八	五八・五二	三九・六二	六〇・三八
麻布	三七・二五	六二・七五	三八・一〇	六一・九〇
赤坂	三八・八三	六一・一七	四〇・〇一	五九・九九
四谷	三七・三七	六二・六三	三七・二九	六二・八一
牛込	三四・三八	六五・六二	三五・一六	六四・八四
小石川	三四・七三	六五・二七	三五・三二	六四・六八
本郷	三五・八八	六四・一二	三五・七七	六四・二三
下谷	四〇・四二	五九・五八	四〇・四三	五九・五七
淺草	四四・四一	五五・五九	四四・六三	五五・三七
本所	四四・〇〇	五六・〇〇	四六・二三	五三・七七

深川	四三・六〇	五六・四〇	四五・六〇	五四・四〇
全市	四一・八〇	五八・二〇	四二・六三	五七・三七

私共の此度の調査では日比谷を除いた各バラックに於ける震災前の有業者と無業者の百分比は左の通りであつた。

	有業者		無業者	
	外苑	三九・四七	六〇・五三	
竹の森	四〇・一〇	五九・九〇		
馬場先	四二・三九	五七・六一		
池の端	三五・一四	六四・八六		
月島	三七・〇一	六二・九九		
九段上	三四・八二	六五・一八		
芝公園	三五・二三	六四・七七		
芝離宮	三一・三五	六八・六五		
平均	三六・七〇	六三・三〇		

右数は或は私共の調査に重大な錯誤があつたものではあるまいかと思はるゝほど、國

勢、市勢兩調査の結果と相違して居る。何れ精査の上卑見を陳するつもりである。

十

我が國勢調査に於ては、一職業を有するものと職業を有せざるものとの分類と相並んで、二本業有業者と本業従屬者との分類を爲して居る。此兩者は一寸聞いた所では同一物のやうに思はれるが、實は異なるのである。統計局の説明によれば

A 職業を有する者……職業分類の第九までの本業者
職業を有せざる者……職業分類の第十の無職業の本業者及各職業の本業なき従屬者
及家事使用人(分類第九に非ず)

B 本業有業者……世帯主及其他の有業者
本業従屬者……世帯主以外の無業家族及女中、子守、小間使、乳母等の家事使用人
としてある。即ち

本業有業者＝職業を有する者(有業者)＋分類第十の世帯主

となるのである。此の稱へ方は甚だ誤解を惹き起し易いのみならず、言葉の使用法とし

ても無職業の世帯主を本業有業者と稱するは妥當を缺くものと思ふ。寧ろ詳細に世帯主及其他の有業者とするか、若くは有業者及扶養義務者ともする方が當を得て居ると思ふ。

さて此意味に於ける本業有業者と本業従屬者との割合如何と見ると、國勢調査の結果では

本業有業者 四六・六

本業従屬者 五三・四

であり、市勢調査の結果は

本業有業者 四三・八

本業従屬者 五六・二

であつて、十二年間に本業有業者は増加し、従屬者は減すること二八であつたのである。換言すれば、市勢調査の結果では本業有業者一人は一二八三人を扶養して居たのが、國勢調査に顯はれた所では、一二四四人を扶養するに止まつて居るのである。言ひ改めれば、扶養人數に於ては百分の一三九を減じたものである。茲に市勢統計原表の編者は甚だ

解し難い言を成して居る。曰く『之を換言すれば本業有業者の扶養負擔は過去十二年間に於て殆んど半減せられたるの觀あり』原表第三と。一二八三の負擔が一一四四に減じたのは如何なる計算法によつて半減などと云ひ得るか、甚だ不思議な算術もあればあるものである。思ふに右編者は一二八三と一一四四との兩數中に扶養者自らが算入せられて居るものと見て一〇〇を差引き其の殘餘の二八三と一四四とが扶養負擔なりとし、かくて半減云々と云ふ算法を用ひたものではあるまいか。さりとは不可思議な算術である。

十一

遮莫明治四十一年から大正九年に至る十二年間に於いて、本業有業者の扶養負擔人數が百分の一三九を減じたとは事實である。此事實は果して何事を暗示するか、エノミツクデモグラフィに於て甚だ興味ある研究題目である。右編者は云ふ『これ果して喜ぶべき現象なりや否や未だ遽かに之が斷定を下し難しと雖も、而かも被扶養者に比し

て之が扶養の任に當たる本業有業者の増加てふ事實は、亦以て本市經濟上の好事象なりと稱するを得んか』同上と。遽かに斷定し難しと云ふ口の下から經濟上の好事象なりと遽かに斷定して居らるゝは、私としては遽かに贊同し兼ねる所である。否、私は前に經濟單位の擴大的傾向を見たのと同じ目を以て、此現象を見る方が當を得て居らぬかと考へつゝあるものである。即ち一般に生活が困難になつて、單に被扶養從屬者たりしものが、何かの業を營み聊かたりとも收入を得て、世帯主を助ける必要が増加したとが、本業有業者の増加從屬者の減少即ち有業者の扶養負擔の減少となつて現はれたので之れは經濟上の好事象たるよりも寧ろ餘り希はしからざる事象と見る方が真相に近いかと思ふのである。職業を有つと云ふことは、今日の經濟主體に取つては原則である。併し其れは決して同時に凡べての國民が職業を有つことが結構なりとの推論を伴ふものではない。教育年齢にあるもの老衰の境にあるもの、家庭の主宰者たるものまでが皆悉く有業者となることは、決して經濟上喜ぶ可き好事象ではないのである。乍去喜ぶ可きか喜ぶ可からざるかは、單に右の百分比丈けでは決せられない。百分比の變化の内容を、或る度

まで追究して見た上でなければ決し難いのである。老弱男女悉く是れ障礙として營利行爲に従ふは、如何なる文明状態に於いても、決して理想的なりと云ふことは出来ない。『勞働國家』の意義をはき違へて『營利國家』若くは Nation of Shopkeepers, Krämerstaat と同意義とするのは、寧ろ危険なる考へ方である。

十二

エコノミック・デモグラフィに於いて主題となるは、無業者でなく有業者である。殊に扶養の義務を有つ世帯主を含みたる所謂本業有業者である。此の本業者に就て、先づ起り來る問題は、其の本業の種類如何と云ふ一事是れである。國勢調査に顯れた東京市の本業者百一萬三千六十二人に就て其大分類を人数の多少の順に配列して見ると左の通りである。

工業	實數	百分比
1	三七七、八一九	三七・二七

2	商業	三一〇、五五〇	三〇・六四
3	公務、自由業	一一八、三七一	一一・六八
4	無職業	一〇五、二三八	一〇・三八
5	交通業	六四、一〇三	六・三二
6	其他の有業者	二一、三二一	二・一〇
7	農業	八、九四五	〇・八八
8	鑛業	三、一八〇	〇・三一
9	家事使用人	三、〇六四	〇・三〇
10	水産業	一、〇八四	〇・一一

右國勢調査の結果を四十一年の市勢調査の其れと比較する時は、農業、水産業、鑛業、工業、交通業、其他の有業者は、割合が減じて居り、之に反して、割合の増加した職業は、商業、公務、自由業、家事使用人、無職業であつて、殊に無職業は、四十一年には總數百中二六八に過ぎなかつたのが、大正九年には一〇三八といふ驚く可き程の激増を呈示して居るのである。茲に市勢原表の編者は、前に指摘した誤算を再び繰返して云ふ、『十二年前に比し本業有業

者に對する從屬者の割合が殆んど二分の一に減じたるに拘はらず、無職業が同期間に於て右の如く増加したるは甚だ奇異の感なくんばならず」同書と。此は二分の一減と云ふ奇妙なる算術から生じた奇異の現象で、之に對して奇異の感なくんばあらざるものは、右の事實其ものよりも寧ろ其奇異の算術である。無職業の激増は驚く可きとたるには相違ないが其れは大都會たり殊には首都たる東京としては、必しも奇異の感を生ぜしむ可き現象ではない、寧ろ甚だ多くの蓋然性を帯びて居る現象である。但し市勢調査と國勢調査との間に無職業の分類方に手心上の違ひがなかつたものと前提して 兎に角無職業の激増家事使用人、公務自由業、商業等の増率は世人が屢々指摘する如く、東京市が消費的の都會であり、より益々非云はずは生産的の都會となりつゝあることを裏書するものと言つて誤なしと信ずる。現下の失業救済に就て此點を大に参考せねばならぬことは、何れ他の機會に申述べるであらうが、此度の震災後少くとも今日までの傾向では、東京の此の消費的モルフオロギーを彌々益々強めたは事實歴然たることは忘れてはならぬ點である。

十三

職業分類による全體の構成と、其の消費的傾向とは、此度の震災による失業者の割合と、從つて其の救済法の適當なる按排とに就て、重大なる意義を有することである。而して其れは又地理的分布と體性的分布との差違によつて著しく影響せられるに相違ない。今十五區に分けた其の分布の有様を見ると、工業有業者の最高率を示して居るは本所區で、總有業者の五割五分八一を示して居る。之に次ぐは淺草區の四割三分三一、深川區の四割二分三八、下谷區の四割二分一〇である。三割臺なのは小石川區、芝區、京橋區、神田區である。其割合の最も少いのは日本橋區の一割八分、麴町區の一割八分六五、赤坂區の一割九分七六である。之れに反して商業有業者の最高率を示すのは、日本橋區の六割〇九五で、嶄然として群を抜いて居る。之れに次ぐのは割合がズット下つて神田區の三割七分一七、京橋區の三割四分三二、淺草區の三割二分八七である。最少率を示すのは、小石川區の二割二分四六、本所區の二割三分一四である。公務自由業での筆頭は赤坂區の三割

三分八〇之れに次いで麴町區の三割一分九四で、他區は遠く之れに及ばない。即ち第三位は一割九分三一の牛込區、一割六分四五の麻布區である。最少率を有つのは深川の四分八七、本所の五分六二である。

體性別に見ると男有業者百に對する女有業者の割合は、國勢調査では、三割三分一八（市勢調査では二割二分六一）であつた。之を業別に見ると、女の割合の最も高いのは、無職業の十割二九八と云ふ非常な率を外にしては、其他の有業者の五割八分六七、公務自由業の三割二分一四、家事使用人の二割五四であつて、最少率を示すのは、鑛業、水産業を除いては、交通業の九分三七、工業の一割一分六二である。市勢調査に比べると女の有業者の割合は少しく増加して居ること前に示す通りであるが、之を業別に見ると、鑛業、工業、商業、家事使用人は割合が減じ、農業、交通業、公務自由業、其他の有業及無職業等は割合が増して居る。殊に増加の著しいのは、公務自由業と農業とである。前者に於いては男百に對する女二割二分六一が三割二分一四に殖えて居る。是は所謂婦人職業の増加的發展の趨勢を明かに示して居るものである。有業者の多い處殊に經濟單位擴大傾向の現はれる處、

其處は又何かの事變起るとき失業者を多く産出す可き處である。此度の震災による女子有業者の失業に就ては何れ他の折に考察するであらうが、災前の事實と其傾向とは、其適當なる判定に基調を成すものであらねばならぬと思ふ。

此外猶若干陳述したいと思付いたこともある。殊に有業者の職業上の地位、業者の副業との關係等に就ては、市勢原表に非常に豊富な材料が満載されて居るから、其れに就て考慮を下すことは甚だ趣味深いことではあるが、今は其追がないから、甚だ杜撰粗笨な以上數項の叙述を以て責を塞ぐこととして置く。（十二、二十一、二十一稿）

『復興叢書』第一輯掲載

十二 失業調査と其に基く若干の推定

失業問題は今日の文明國に向つて一大呪ひである。殊に歐洲大戰後の世界は、他の多くの問題と共に此問題の爲めに痛く悩まされて居る。比較的好況を呈すと信ぜられて居る英國ですら、一九二一年六月二十四日の調査によると、無慮二百十七萬七千人が明かに失業の状態にあつた。更らに半失業又は準失業所謂短時間雇傭者に至つては、百萬人を突破すると信ぜられて居る。此等の純半兩種の失業者に其家族を合算するときは、現在に於て約八百萬人が失業の爲めに生計維持の道を絶たれて居る。最近の調査による歐洲諸國の失業率をあぐれば粗ぼ左の如くである。

カーコネル『失業の國際的面目』九十六頁による

國名	百分率
英國(勞働組合總員)	一四・八
瑞典	二六・二
ノルウエー(登録勞働者のみにて)	一九・一
デンマルク	一六・六——二〇・八
和蘭	一六・五
白耳義	一七・七——三二・二
米國マサチューセツツ	一九・一——二二・二
カナダ	八・五
オーストラリア	一一・四

實數で云へば米國は同年九月に於ては約七百萬、イタリイは純失業四十五萬五千、半失業十三萬、西八萬である。獨逸は現在に於いて三百萬と稱せらる、失業者數を有すること最も少い國は獨りフランスあるのみで、人口二十分の一パーセントしか失業者はなかつたと云はれて居る。

十二 失業調査と其に基く若干の推定

我邦の失業者總數其の人口に對する比例等は全く之を窺知ることが出来ないから、右と比較することが出来ない。但前段附言參考(二〇二頁)歐米諸國に就ても失業統計なるものは甚だ不備であつて其多くは眞の統計でなく概略の推算に屬するものである。殊に失業と云ふことの定義が判然と一定して居ないから、或邦で失業と看做することも他の國では左様認めないものがある。従つて各國を通じて正確に比較することは甚だ困難である。ロントリイは失業者を定義して『賃銀雇傭労働を爲さんとする人にして、才能に適し並びに其地方の標準に應じて合理的なる條件の下に其求むる職を見出し能はざる人』と云つて居り、ビグーは『英國國民保險條例』の定義を採用して云ふ『失業とは一労働争議の爲めでなく二從來労働して居た場所に於て從來得て居た賃銀又は條件に於て若くは從來労働して居た場所以外に於て、雇主労働者各團體の協約若くは其地方に於ける善き雇主が定むる賃銀又は條件に於いて職を得る能はざることの謂であつて、普通失業と認めない短時間労働も亦其中に含まる可きである』と云つて居る。

我邦に於ては労働團體が事實上未だ公認せられて居らず、職業紹介機關の機能十分に

發達せず、殊に労働統計が甚だ不備であるから労働者保護の法案を立つるに方つても、大抵暗中模索でやるより外仕方がない。然るに幸か不幸か過般の大震災によつて、突如として出現した失業問題に就いては若し適當な手段を盡くすならば、稍々精確に統計的調査を爲すことが出来る。恐らく此機會が我邦に於て初めて稍々系統的な失業調査を爲し得る機會であらう、此機會を外づしては、次の機會は之を見出すこと却々困難であらうと思はれる。幸ひ去る十一月十五日に行はれた東京市役所の罹災者總調査は我々に好資料を供することであらう。乍去私が既に前段指摘して置いた通り、彼の調査は其の成功を保す可き條件の幾つかを全く缺いたものであつて、私の推察する所では殆んど其の所期の結果を擧げることには出来ない様である。是は如何にも残念千萬なことであつて、再び到來せざる絶好の機會を永久に逸して仕舞つたのである。幸にして、私の此の杞憂が裏切られ、彼の調査が効果を示めすことにならないう限り、罹災者失業の問題は、一般の失業問題と共に依然として暗中模索の状態に放置せられるより外はないのである。若し果して然りとすれば、私が此頃商大學生と共に試みた市直營バラック丈けに就ての調

査と之に基く私の推計とは、此の暗中摸索を若干にても減ずるを得可き資料たるであらう。私は實は之を悲むのである。何となれば、私共の調査は平生其様の事に全く經驗のない學生の仕事であつて、而かも僅かの人數が單に奉仕の念から試みたに過ぎないのであつて、失業調査としては、元より甚不完全、極るものであるから、此れのみを頼ることは實に甚だ心細い次第であるのである。併し若干の試みではあるが、兎に角誠實を以て、且つ與へられた境遇の下に於いては、最善を盡したつもりであるから、東京市の行つた調査が失敗に終るか、若くは其結果の公表が遅れるによつて、當面の參考資料を缺くかする場合には、多少の材料となることは出来るかと思ふ。依つて以下其れに就いて少しく記述して、大方識者の是正を仰ぎたいと思ふのである。

二

震災による失業の狀態を正しく判斷する爲めには、震災前の東京市民の職業狀態は如何なるものであつたかを知つて置くことが肝要である。從來は此事も全く未知に屬し

て居たのであるが、去大正九年十月一日に行はれた國勢調査には、職業調査も伴つて居て、而かも其結果は日本全國に就いては、三年後の今日に至る迄一も公表せらるゝに至つて居らぬ、我々が最も知りたいと思ふ重要都市の何れに就ても何事も知ることが出来ないのであるが、茲に甚だ幸なるとは、東京市丈けに就ては、市統計課の非常な努力と勉強によつて、本年の三月迄に合計六冊の甚だ浩瀚な報告が刊行せられて居る。恰かも九月一日の大災を豫知し、比較の材料を豫め提供して置いて呉れたかのやうである。此れは他の多くの點に於いて、甚だ無能無爲なる東京市役所としては、異常なる例外とも稱ふ可き功績である。反對に他の點に於て、殊に其社會部と勞働調査課東京市よりは遙かに勝つて居る大阪市は、此一事に就いて何ごともして居ないのである。若しも九月一日の地震が東京でなく大阪に起つたとしたら、我々は比較の材料を見出すことが出来なかつたであらう。私は怠慢無爲なる役人を責むることに少しも遠慮しないと同時に、此くも忠勤であつた東京市の統計擔任吏員に對しては、深厚な敬意を表することなくして、已む能はざるものである。

さて災前の東京市民を職業を有する者と職業を有せざる者とに二大別すると前者は四割一分八厘後者は五割八分二厘を占めて居た。明治四十一年の市勢調査の結果に比較すると前者は減じ後者は増すこと八厘三毛である。十二年間に八厘三毛の推移があつたのであるから假りに此割合で推移の傾向が繼續して居たものとするときは大正十二年に於ては右割合は前者減後者増(三年と見て)二厘一毛(四捨五人)であつた筈で震災當時の東京市民は職業を有する者四割一分五厘九毛有せざる者五割八分四厘一毛であつたる可き勘定となる。

國勢調査による東京市の大正九年十月一日現在の總人口數は二百十七萬三千二百人であつたが震災當時の人口數は何程であつたらうか之れを推計するには大正九年の右數を明治四十一年の市勢調査の數と對照して其の増加率を見出し之を大正九年十月一日から大正十二年九月一日迄に就いて算出するのが最も妥當な方法である。其結果震災當日の東京市の總人口數は二百三十四萬六千九百八十二人となる。二階堂保則氏の調査によると其の中罹災者は百五十一萬七千六百六十八人であるから罹災率は六割四

分六厘七毛となる勘定である。或調査には此數を百七十餘萬としてあつたから其方が實に近いものとすれば罹災率は今少しく高くなるわけであるが其の根據が判明せぬから今論外として置く。ソコデ右推計の九月一日の東京市人口數に推定の割合を乗じて見ると、

職業を有する者

九十七萬六千百人

職業を有せざる者

百三十七萬八百七十二人

となる勘定である。此の職業を有する者の總數へ右の罹災率六四六七を乗すると職業を有する者にして罹災した人々の總數は六十三萬一千二百五十八人になる。震災の爲め業を失つた人は罹災者以外にもあることであらうが、例へば山手に住居して市外の工場つても其工場が働けた爲め失業する如き其れば大體の推計上度外に置いても差支あるまいから、現前の失業者は此六十三萬餘人中に含まれて居るものと推定して大過はなからうと思ふ。私は本文の終りに至つて此數から算出した失業者數を掲げて、他の方法による推定數と甚だ相近いものなることを指摘するであらう。

國勢調査に於いては、右の職業の有無による區別と相並んで、本業有業者と本業従屬者との區別を立て、居る。本業有業者とは、職を有する者の外に、無職業者にして世帯主たるものを含み、本業従屬者とは無業の家族と家事使用人(家庭内に住居する、僕婢)とを總稱するものである。此區別は失業調査に取つては無論問題外に置かれなければならないものである。國勢調査に於ける無職業とは全く何等の職業をも有たざるものと、收入に依つて衣食する者とを包含して居るのであるが、其兩種とも失業者とはならないものである。何となれば此等の人々は初めから失ふ可き業を有たぬものであるから。之れに反し、家庭内の僕婢は失業者となり得るものである。彼等は疑もなく一の雇傭労働者であつて、雇傭主が焼け出された爲めに解雇せられ、他に之を雇入れて呉れる人がなければ純然たる失業者であるのである。されば私共の市直營ブラック調査に於ては、此の本業有業者、本業従屬者の區別を取らず、一に前の職業を有する者と職業を有せざる者との二大別のみを採用したのである。

三

國勢調査に顯はれた本業有業者各職業の百分率は左の通りであつた。

農 業	〇・八八
水 産 業	〇・一一
鐵 業	〇・三一
工 業	三七・二七
商 業	三〇・六四
交 通 業	六・三三
公務自由業	一一・六八
其他の有業者	二・一〇
家事使用人	〇・三〇
無 職 業	一〇・三八
合 計	一〇〇・〇〇

今對照の便の爲めに、右比例を補正して無職業を除きたる數を百とし、各其百分率を算

出して上段に掲げ、下段には此度私共の調査の結果たる市直營バラック九ヶ所に於ける
災前有業者の職業別を示めせば左の如くなるのである。

農 業	〇・九八	〇・三五
水産業	〇・一二	〇・〇五
鐵 業	〇・三五	〇・〇四
工 業	四一・五九	四七・五七
商 業	三四・一九	二八・〇七
交 通 業	七・〇六	八・六六
公務自由業	一三・〇三	七・四四
其他の有業者	二・三四	六・九八
家事使用人	〇・三四	〇・八四
合 計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

私共の調査は職業を有する者有せざる者に分ち、且又國勢調査に於いて本業從屬者及
職業を有せざる者中に計上した家庭内の僕婢は、之を有業者として家事使用人の分類へ

算入したのであるから補正數に於いても少し誤差が生ず可き筈である。私が國勢調査
と比較するとき、此くの如き誤差が生ず可きを覺悟して、右の様にした理由は現實の問
題として、失業と云ふことを考ふるに方つては、其方が妥當であると信じたからである。

茲に更らに特に明かにして置かねばならぬことは、私は現在の問題としての失業問題
を取扱ふに方つては、ロイントリー氏やピグー氏の定義に従はざるものであり、又従ふ可
きものでないと考ふることは是れである。兩氏共に失業雇傭労働にのみ限られた問題と
して考へた。平生の失業問題に於いては、無論左様可き筈で、若し左様でないのなら其
事を特に明白にしてかゝらねばならぬ。私が今日現在の罹災者失業問題は、平日の失業
問題とは、其性質を異にする、と主張する理由の重要なものゝ一は、實に此點に存するのであ
る。平生の失業とは、適切に云へば、失雇傭のことであつて、雇はれ口のない賃銀労働者の
ことを失業者と云ふに外ならないのである。今日謂ふ所の失業者の大多數は無論其れ
であるに相違ないが、併し其れのみではない、廣く職業を失ひ之を恢復し能はざるものゝ
全部を意味して居るのである。故に若し言葉の上で區別しようとならば、平生の失雇傭

者を失職者と云ひ、其以外の職業を失つたものを失業者と云ひ、兩者を總稱するときは、失業者として失職者と失業者を包含することゝしても宜しいであらう。兎に角私以下失業者と稱するは、此失職者失業者の兩者を併稱して云ふので、何等の職業をも見出す能はざるが爲に自己の意思によらずして（インヴォランタリーに）遊んで居る人々を總稱するのである。而して私は準失業者又は失業候補者として轉業者なるものを算ふ可しと信ずるものである。ピグー氏は短時間労働者即ち一日所定の時間（八時間とか九時間とか）丈の仕事を得る能はず、其れより短い時間（四時間とか五時間とか）丈の仕事しか見出し得ず、従つて、其れ丈け少い賃銀しか得ることの出来ない労働者は、失業者と見做す可きものであると云つて居るが、我邦今日現在の問題としては、之に該當するものは轉業者である。轉業者中には自己の營利能力を十分發揮する能はざるものが多數存する。例へば、旋盤工が焼跡片付け人夫になつて居たり、畫家が看板書きになつて居たり、ダイビストが新聞賣子になつて居たりするのは、其れであつて、此數が甚だ尠くない。又殊に失業者に接近して居る者は、三日に一日しか仕事に有付かぬものゝ如き、所謂カジ

ユアルレーボアの甚しきものは是れである。職業紹介所の門前には朝未明甚しきは前晚から求職者が押しかけて順番の來るを待つて居る、早い順番に當らなければ、其日一日は所謂アブレるのである。是れは求職者に取つて甚しい苦痛であつて、何れのバラツクに就て聞いても、一日の賃銀が十錢や十五錢低くても厭はぬから、何とかして毎日必ず仕事にあり付けるやうな職業を得たいものであると訴ふるものが尠くなかつた。此等は半失業者又は四分の三失業者とでも名く可きものであらう。さて此等の半失業者又は四分の三失業者と純粹失業者とを如何にして區別す可きかは、甚困難な問題であるが、失業調査の模範たるロイントリーの調査では、査調當時に於いて職を有するものは、皆有業者とし、其然らざるものを皆失業者としてある。私共の調査に於いても、此標準による外ないとして取扱つた。其他の點に就ても、私はロイントリーの調査を藍本とした。何となれば、其れが今日まで行はれたアンケート的失業調査中最も典型的なものであるから。

四

ロイントリー調査は、一九一〇年六月七日に英國ヨーク市(總人口八萬二千)に於いて、ロイントリー氏が其日現在の失業者を其日及び次の二日に互りて六十人の調査員を指揮して同市居住の労働者を戸別訪問して失業者なりや否や、職を求むるや否や、其人の男なるか女なるか、並びに其求むる職は何なりやを質問して廻つたのである。氏は三日を限り其間に凡ての労働者の家を訪はしめることとする爲め、質問事項を極く簡單にした、而して不在其他の爲め答を得ざるものは、後日改めて訪問することとした。以上を第一回調査とし、之れに續いて第二回調査を行ひ、失業者と判明したものの丈けを、更らに訪問して、次ぎの様な調査票に調査員をして其得た處の答を書き入れしめたのである。

調査票

- 一 調査票番號 姓名 居所 年齢 世帯主との続柄
- 二 最終の職業
其種類、毎週の所得高、雇傭期間、雇傭主の姓名及居所 解雇の時日及其理由。

三 其以前の職業。

種類	期間		雇主の姓名 居所	解雇の理由	失業の期間
	自	至			

- 四 最高所得高。
 - 五 失業期間の所得。何によりて、毎週の所得高。
 - 六 所屬労働組合。共済組合。教會其他。組合員の種類。組合より受くる利益は何。
 - 七 出生地。ヨーク市居住年數。學校退學年數。教育の程度。
 - 八 最初の職業。職業修得の練習。補習教育。海陸軍従事の時其期間。
 - 九 求職。求める職の種類。求職の理由。
 - 十 家族。數世帯主との續柄性、年齢、職業又は學業、一週の所得。
 - 十一 住居の狀態。室數。家賃。
 - 十二 世帯の總所得。其他の收入(贈與、慈善、救助) 借金。
 - 十三 其他(略之)
- 調査年月日
- 調査員姓名

十二 失業調査と共に基く若干の推定

猶ロレントリー調査の詳細は、同氏及ラスカー共著『失業。社會的研究』B. S. Rowntree & B. Lasker, Unemployment: a social study. London 1911 にのせてある。

五

私共の調査は、若干の點に於て右ロレントリーの調査に似て居る。即ち私共は東京市營の集團バラック八ヶ所、日比谷竹の臺池端明治神宮外苑、月島芝公園、芝離宮、九段上並にテント町一ヶ所即ち馬場先合計九ヶ所に於ける罹災避難者約三萬七千人に就て、去十一月二日より十日に至る間、日曜を除きたる八日間左の日割によつて調査を施行したのである。

職業調査日割表

バラック所在地	調査		整理	
	調査日	調査班數	整理日	擔當班名
世帯數	東京市調	班	班	
一	一	一	一	
二	二	二	二	
三	三	三	三	
四	四	四	四	
五	五	五	五	
六	六	六	六	
七	七	七	七	
八	八	八	八	
九	九	九	九	
十	十	十	十	
十一	十一	十一	十一	
十二	十二	十二	十二	

日比谷	外苑	竹ノ臺	馬場先	月島	池ノ端	芝公園	芝離宮	九段上
一、五〇六	一、八〇一	四五〇	七〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	一、四七八	一、〇二八	六八五
二日	五日	七日	七日	八日	八日	九日	十日	十日
八	七	三	四	二	五	七	四	三
一〇五	一一九	一五〇	一二五	二〇〇	二〇〇	二一一	二五七	二二八
三日	六日	八日	八日	九日	九日	十日	十一日	十一日
第八班	第五班	第二班	準備班	第三班	第六班	第四班	第二班	第二班

* 此數は私共の實査とは、かなり異つて居る。

△調査班 集合時間 班長午前六時四十分 班員同六時四十五分

集合所 前日委員長之ヲ定ム

十二 失業調査と共に基く若干の推定

四 復興經濟の原理及若干問題

1023

調査本部 同前
 調査時間 前日之ヲ定ム
 △整理班 集合所
 調査本部 同前

調査員の数は、日によつて多少の異同があつたが、初めから終まで一日の缺勤なく従事した學生調査員の数は四十七名、一回にても調査に加はつた人の總数は百三名で、平均毎日七十名であつた。第一日には八十九名集つた。之れを十名毎に一班とし、各班に班長一名を定め、其人に大體の監督と責任とを負はしめ、更らに調査員以外に、學生中から委員長一名、副委員長二名、準備班長一名、傳令四名を選出した。私はロントリー調査の第一回第二回を合して一回の調査とし、調査事項を氏の第二回よりは遙かに簡單に、第一回よりは複雑に、其中間に當るものとした。但し氏の第一回調査に當る可き仕事をする爲めに準備班なるものを別に設け、調査日の前日に調査バラツクに就いて世帯票の番號、居住姓名丈けを書き入れ置き、之れを調査の時の索引兼目錄に充てしむることとした。世帯票の様式は左の通りで、×印を附した項は準備班之れに記入し、◎を附した項は調査員之

れを記入し、希望業の種類は集計のとき之を記入することとした。但し最後のものは事實其用なきことを發見するに至つたから、記入せざにある。

世帯票

世帯票 No.	×	×	バラツク		町	棟	號
			ヨリ	氏名			
個人票 No.	◎	世帯ノ氏名	×	×	現在世帯ノ收入	◎	◎
從來世帯ノ生計費	◎	日	◎	◎	日	◎	◎
希望業ノ種類	◎	日	◎	◎	日	◎	◎
副本業ノ種類	◎	日	◎	◎	日	◎	◎
合計	◎	日	◎	◎	日	◎	◎

大五十二年十一月 〇 日 調査員 〇

十二 失業調査と其に基く若干の推定

1024

調査員は、右の世帯票若干（初日は一人約十世帯擔任としたから十枚以下各員の熟練するに従つて擔任數を増加した）と、其れに該當す可き數の個人票とを、各班長から受取るので、其れによつて、各員は其調査す可き場所と世帯とを指定せらるゝことになる。調査員は世帯票の◎項と個人票の各項とを記入するのである。個人票の様式は次頁に掲げた通りである。

茲で特に注意したいと思ふ事は、世帯票、個人票を通じて、私は 一他計式を採用して、自計式を取らなかつたこと 二票（ビュレタン）式を用ゐて、表（シェジュール又はリスト）式を用ゐなかつたことの二點である。而して若しも此度の調査が多少役に立つことありとせば、其の原因は、先づ第一に右の二點にあることと思ふ。東京市役所の十一月十五日の調査を始め、各所に於いて色々な團體が行つた避難者調査は、此の二點に於いて用意不十分であつたものゝやうに思はれる。自計式は結構なことであるが、之は國勢調査の時のやうに、豫め被調査者に宣傳豫習等によつて十分要點を呑み込んで置いて貰つた上でなければ、如何に、何を記入して然る可きや、一寸判断に苦むので、其結果甚だ誤つた記入

個人票

世帯票 No.		男	女	年 齡		世 帯	
個人票 No.				年	月	家	族
本 業	従来	地	位	タ	イ	ム	
	現在	1	2	田	月		
副 業	従来	内		日			
	現在	内		日			
希望ノ副業	種類	内		日			
	時間	外		日			
		夜		日			
		希望ノ収入		月			
		備考		月			
		備考		月			

大正十三年十一月 日 調査員

をして用を爲さないことになる恐れがある。此度の如く速成を第一とする調査にあつては、自計式は甚不適當で、然る可き練習を有する調査員による他計式の方が當を得て居ることと思ふ。ロントリー氏も他計式によつたのである。次に簡単な者として立ち乍ら片手に持つて居て記入し得る様の票(ビュレタン)として、形の大きな表としなかつたのは、一記入のとき甚だ便であり、二後日集計するに方つて直ちに其票を但し一應監利用し得るによつて、手數と時間とを著しく省き得るの便がある。現に青山外苑では自治會に於て餘程周到な調査をやつたやうであるが、表から票へ轉記する手數が大なる爲め折角調査はしたが、之を迅速に集計すること出來ず、其儘實の持腐れとなつて居るのを私は實見したのである。末弘博士が私共に示された調査用紙も此點から云へば甚だ不實際的なものであつた、農商務省で作成したとして示されたもの、社會局某氏の試案せられたもの、何れも皆實際の便利を全く度外に置いたものゝ如くであつた。

六

さて、他計式を用ゐる以上、調査員に出來る丈の練習を與へて置かなければならぬ。唯奉仕心の厚いのを頼みとし、無準備にバラツク村に飛込んだのではない。私は次の如き要綱を作り、其れについて稍々長い時間に互つて調査員に講話を爲し、更らに若干の假例に就いて、調査票記入法の練習を課した。

職業調査要綱

本調査は「センサス」(Census)に非ず、「アンケート」(Enquete)なり。(十一月十五日社會局の失業調査は「センサス」)

- (A)「センサス」の要件 (一)同時的 (二)網羅的 (三)計數的
 (B)「アンケート」の要件 (一)適時的 (二)徹底的 (三)記述的
 「アンケート」調査員の心得は (一)懇 勤 (二)精 確 (三)詳 密(殊に具體的)なるを要す。
 其の避くべき事は (一)横 柄 (二)臆 断 (三)粗 雑 是れなり。
 (一)懇 勤 被調査者に對する言辭應對は極めて鄭重なるべし。
 (二)精 確 一度奪ねて要領を得ざる事も少時の後他の「交錯質問法」(Cross questioning)を用ゐて再問三問し要を得るに勉むべし。
 (三)詳 密 職業種類、副業の希望等は成るべく詳密に且つ具體的に記入すべし、例へば單に某

十二 失業調査と其に基く若干の推定

會社職工とせず某會社工場何々擔任の工長平職工又は助手等とするが如し。

職業調査記入凡例

- (一) 世帯票は一世帯毎に個人票を綜合したる目錄たり索引たるものに付き個人票記入に方つては必ず之を携帶するを要す且つ其の記入は個人票に先立つて之を爲すべし。
- (二) 被調査者の姓名は世帯票の世帯主欄にのみ之を記入し其他には凡て記入を要せず各個人は各世帯番號に分屬し世帯内に於ては男女別年齢の二項によりて辨別するものとす、故に世帯票番號、個人票番號、男女別、年齢の項は必ず脱漏なきを期す可し。
- (三) 凡て擇一事項は當該項を存し不當該項の上に斜線を引くべし。

例、(イ) 男女 男ナルトキ、(ロ) 日月 月給ナルトキ、(ハ) 晝夜 晝ナルトキ、(ニ) 内外 外勤ノトキ、の如し。

(四) 同上にして其別明かならざるときは其儘に爲し置くべし。

例 時間 晝夜ニ拘ラズ 副業ノ内外別判然セザル 場合

晝	5	時間	晝夜ニ拘ラズ	副業ノ内外別判然セザル	場合
夜	5	時間	五時間ノ副業ヲナシツ、アル者	内外	
			又ハ其ヲ希望スルモノ、場合		

(五) 希望職業のI, II, IIIは希望の順位なり、即ちIは第一希望、IIは第二希望、IIIは第三希望なり一種のみを申出づる場合は第一希望欄にのみ記入す、以下同じ。

(六) 金額(日月給、月収、生計費)は凡て洋數字を以て左の如く記入すべし。

例	15.00	十五圓六十錢	0.70	七十錢
---	-------	--------	------	-----

(七) 職業上の地位1, 2, 3.とあるは(公務、自由業、其他の有業者、家事使用人に就ては區別せず、農工、商業、交通業のみに就て分つ)

1. 業主 業務を主宰經營する者
2. 職員 業主の下に在りて事務又は技術に従事する者
3. 労働者 業主職員の下に在りて單に勞務に従事する者

其別明ならざるときは強ひて臆斷を用ゐず其儘に爲し置くべし、但し職業種類を成る可く詳記し集計の際地位の分別に資することを勉むべし。

(八) 「タイム」(Time) 時間給賃銀「ピース」(Piece) 出來高給賃銀は雇傭者(職員、労働者)の場合に記入し更らに「月収」の欄に一ヶ月合計の收入高を記入す。

業主に就ては「月収」の欄にのみ記入し「タイム」「ピース」欄に記入せず。
以上

更らに調査の行程を左の如くに定めた。

職業調査行程

十二 失業調査と其に基く若干の推定

一、毎調査日、各班長は調査開始の二十分前に各バラック園内所定の集合點に參集すべし
(日比谷に於ては花壇内に參集のこと、其他各バラック園に就き集合點を定めて豫め
通知す)

二、調査員は調査開始の十五分前に、同前。

三、班長は調査の前日委員長より世帯票及個人票を受取り、當日所定の員數に應じ各調査
員に交付すべし。

四、委員長第一合圖をするときは、各班長は即時集合點に集るべし。

五、委員長第二合圖をするときは、各調査員右同斷。

第一合圖及第二合圖は傳令を以て之に代ふることあるべし。

六、所定の調査を終りたる調査員は調査票を一括して其の班長に交付すべし、班長は之を
即時委員長に報告して其指押を乞ふべし、指押なくして調査員の退散するを許さず。

七、各班長は毎日調査終了後委員長の指押により其所轄調査員全部の調査票を本學構内
臨時職業調査事務所へ持參し委員長に交付し、次日分の調査票を受取りたる後退散す
べし、而して其調査票は次の調査日に被調査バラック内所定集合點に持參し所轄調査
員に配付すべし。

八、委員長は各調査日の終りに受取りたる調査票を所定の容器に收む可し、決して他の箇

所に放置することを得ず。

九、委員長又は副委員長の中一名は必ず當日の集合點に駐在するものとす、但し差支ある

ときは代人を依頼することを得。

一〇、凡そ疑は班長之を決し、其の及ばざるものは委員長之を決し、猶及ばざるものは輔導者
之を決す。

一一、調査は原則として毎日午前正七時より之を開始す、但し臨時變更する場合は前日之を
告知す。

一二、調査時間は毎日約四時間を見當とす。

一三、凡て時間は嚴守するものとす、殊に集合時間は之を勵行す。

かくて豫定の通り滞なく實地踏査を終つたのは十一月十日のことである。一日四時
間を調査時間としたが、種々の理由から其れよりも遙かに延長して、班によりては七八時
間の長きを要した。殊に重病者の訴へ、三日間絶食者の續出などの爲めに冷かな調査は
先づ拙いて、其人々の訴を聞き、臨機の處置を取つた班などに至つては、朝七時から夕五時
までもかゝつたことがある。又た全家不在の者に就いては別に整理班を組織し、再訪再

調を行つた爲め、人數に著しく不足を感じた。日比谷に於ては、再訪猶不在の世帯數が一區劃丈で六十にも及んだ故、私共は有志の調査員と共に更らに夜五時半から八時半まで夜間訪問して調査したことがある。八時半で打切つたのは、夜間訪問の無禮を恐れたからで、現に芝では、某團體某大學の人々が十時過に調査を行つた爲め、甚だ憤つて居た人々を多く見出したから、私共は日比谷以外の他の箇所就ては、夜間訪問を全廢することにした。其の爲め全く調査不能に終つたものが尠からずある。又各バラツク事務所の原簿に記入した姓名と異つた人が居住して居たものも尠からずある。其れは何れも、バラツク事務所の怠慢又は粗漏を立證するもので、中には權利金を以つて、バラツク居住權其んな權利が新たに發生したのである。を買取つて入り來つた人もあるとか云ふが、其等は何れも無届で、事務所では、依然元の人が居住するものとして取扱つて居たのである。更らに又た原簿に何等の記入なき人々の居住して居るものもある。其れ等を合計すると九ヶ所通算で一千七十七世帯に及んで居る。調査不能であつた總數は、其の大多數は原簿にあつて、一千七十一世帯であつた。其から再度訪問しても不在であつたものゝ總數が九百八十八で

あつた。其詳細をバラツク別にあげると次の如くである。

再調不在及バラツク事務所原簿と符合せざる世帯數

	再 不 在	事 務 所 原 簿 に 無 居 世 帯	事 務 所 原 簿 に 無 居 世 帯	事 務 所 原 簿 に 無 居 世 帯
日比谷	127	205	147	
外苑	148	89	101	
竹之臺	86	93	61	
馬場先	21	48	91	
池之端	78	179	101	
月島	44	38	48	
九段上	233	176	226	
芝公園	184	202	189	
芝離宮	67	47	107	
總計	988	1,077	1,071	
備考	次頁表本調査世帯數に算入す	次頁表本調査世帯數に算入す	次頁表本調査世帯數に算入す	

再訪不在のものも世帯數合計中には通算し個人數には一人として計上して置いた。

此點亦一の誤差の原因となるに相違ないが、私共の調査としては四訪五訪することは不可能で已むを得ないのである。

總人員及世帯數表

	總人員	世帯數	一世帯平均人員
日比谷	6,942※	1,670	4.157
外苑	6,888	1,956	3.265
竹之臺	4,411	1,310	3.367
馬場先	1,727	508	3.399
池之端	4,269	1,140	3.367
月島	1,151	287	4.014
九段上	2,711	790	3.432
芝公園	4,979	1,483	3.359
芝離宮	4,530	1,180	3.839
總計	37,108	10,324	3.594

※ 日比谷の總人員は調査不十分なりし爲め仲町實査によつて得たる世帯當り平均人員數を總世帯實査數に乗じて算出したもの

	總人員	世帯數	一世帯平均人員
日比谷仲町	男 699	279	2.505
(三井集團) (三所を除外)	女 461		1.652
計	1,160		4.157

七

右の如くにして、總計一萬三千二百二十四の世帯票、有業者一萬三千四百一人の調査票、一千九百三十の女子求職者の調査票を得た。外に男子求職票も若干あるが、それは集計先づ左に一覽表を掲げ其れに就て説明して見よう。失業調査統計

有業者總數一萬三千四百一人を男女に分けて見ると、男一萬二千六百六十六、女三千三百三十五人である。此れ丈けが、震災前何等かの職業を有つて居た人で、現に九ヶ所の市營バラツクに收容せられて居るのである。さて其の内何人が災前と同一の職業を繼續して居るか、之れを完全有と云ふと總數五千五十八人、内男四千三百六十九人、女六百八十九人である。之れを有業者總數に割り當てると男女合計では總數の三割七分七厘四毛となり、男女別にして見ると男四割二分五厘六毛であるが、女は遙かに割合が少く、僅かに二割一分九厘八毛にしか當らないのである。換言すれば、震災の爲めに元の業を繼續し得る者は男は四割強であるが、女は其半分の二割にしか當つて居らないのである。而し

て此數を除いた残りは完全又は不完全の失業者である。完全失業者とは純失業者のこと、現在に於いて全く何等の職業（本業副業とも）を有たないものを云ひ、不完全とは轉業者のことで、従來の副業を本業としたり、又は震災前とは全く異なる職業を營んで居る人のことを云ふのである。其割合は純失業者三割四分一厘六毛、轉業者二割八分一厘であるが、之を男女別々に見ると、其間大なる差違がある。即ち男の純失業の割合は二割五分三厘であるが、女の其れは驚く可し六割三分一厘六毛に昇つて居るのである。即ち女は災前の職業を繼續するものが少い反面に於いて、今全く失業の状態にあるものが、此く多數に及んで居るのである。之れと反對に轉業者は、男の方が多く女の方は少い。即ち男は三割二分一厘四毛であるのに、女は一割四分八厘六毛しかない。女は轉業と云ふことが中々困難で、大抵は本當の失業者となつて仕舞つて居るが、男の方は約三分の一は兎に角何か他の職業を見出して之れを營んで居るのである。此事實は、我々に色々な教訓を與ふることと思ふ。男の大多數は一家の主人で何とでもして收入を得る重い義務を負ふから、好き嫌ひを問はず又た適不適を論ぜず、得られる限りの職に就くが、女は必ずし

も左様で、
く轉業者
の失業者
へ職を得
要を充た
比べて甚
ふ様な有
職者少し
する制度
は其れに
る、婦人
右表の
て直ぐに

(失業調査統計 第一表)

	世帯數	實						現 者率
		従來有業者數			完全有業			
		男	女	計	男	女	計	
日比谷	1,790	1,827	503	2,330	863	107	29.49	
外苑	1,956	1,944	577	2,521	749	123	33.68	
竹之臺	1,310	1,310	450	1,769	418	84	41.27	
馬場先	508	589	143	732	252	26	35.99	
池之端	1,140	1,162	338	1,500	402	68	38.13	
月島	287	295	131	426	139	14	42.96	
九段上	790	692	262	944	327	60	36.55	
芝公園	1,483	1,345	414	1,759	653	120	30.36	
芝離宮	1,180	1,112	308	1,420	566	87	29.09	
總計	10,324	10,266	3,135	13,401	4,369	689	34.10	

2088-9 挿入

が右の如
は、即ち女
女はタト
其希望必
の其れに
らぬと云
る婦人求
して紹介
本業若く
に求めら
であつた。
やうにし
あるが猶

災前 有業者 現状 一覽表

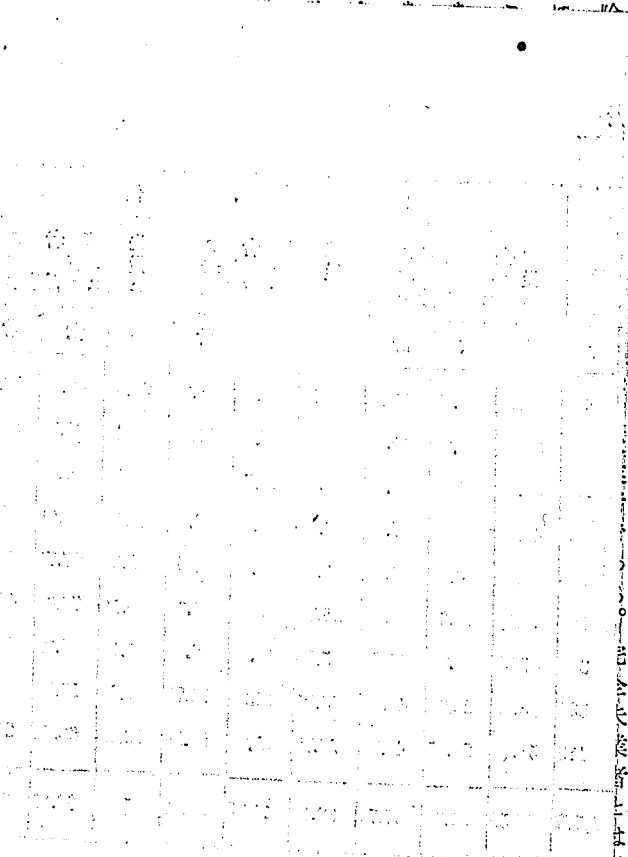
(失業調査統計 第一表)

世帯 数	實 数													比 例											
	従来有業者数			現在有業者数									現在失業者数			完全有業者ノ 従来有業者 ニ對スル百分率			轉業者ノ 従来有業者 ニ對スル百分率			失業者ノ 従来有業者 ニ對スル百分率			
				完全有業者			轉業者			合 計						男	女	計	男	女	計	男	女	計	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計										
日 比 谷	1,790	1,827	503	2,330	863	107	970	580	93	673	1,443	200	1,343	384	303	687	47.23	21.27	41.63	31.75	18.49	28.88	21.02	60.24	29.49
外 苑	1,956	1,944	577	2,521	749	123	872	701	99	800	1,450	222	1,672	494	355	849	38.53	21.32	34.59	36.06	17.16	31.73	25.41	61.52	33.68
竹 之 臺	1,310	1,310	450	1,769	418	84	502	451	86	537	869	170	1,039	441	289	720	31.91	18.30	28.38	34.43	18.74	30.35	33.66	62.96	41.27
馬 場 先	508	589	143	732	252	26	278	177	14	191	429	40	469	160	103	263	42.78	18.18	37.98	30.05	9.79	26.09	27.17	72.03	35.93
池 之 端	1,140	1,162	338	1,500	402	68	470	417	41	458	819	109	928	343	229	572	34.59	20.12	31.34	35.89	12.13	30.53	29.52	67.75	38.13
月 島	287	295	131	426	139	14	153	76	14	90	215	28	243	80	103	183	47.12	10.69	35.91	25.76	10.69	21.13	27.12	78.62	42.90
九 段 上	790	682	262	944	327	60	387	177	34	211	504	94	598	178	168	346	47.95	22.90	41.00	25.95	12.98	22.35	26.10	64.12	36.65
芝 公 園	1,483	1,345	414	1,759	653	120	773	401	51	452	1,054	171	1,225	291	243	534	48.55	28.98	43.94	29.81	12.32	25.70	21.64	58.70	30.36
芝 離 宮	1,180	1,112	308	1,420	566	37	653	320	34	354	886	121	1,007	226	187	413	50.90	28.25	45.99	28.78	11.04	24.92	20.32	60.71	29.09
總 計	10,324	10,266	3,135	13,401	4,369	689	5,058	3,300	466	3,766	7,669	1,155	8,824	2,597	1,980	4,577	42.56	21.98	37.74	32.14	14.86	28.10	25.30	63.16	34.10

2088-9 挿入

とが中々困難で、大抵は本當の失業者となつて仕舞つて居るが、男の方は約三分の一は兎に角何か他の職業を見出して之れを營んで居るのである。此事實は、我々に色々な教訓を與ふることと思ふ。男の大多數は一家の主人で何とでもして収入を得る重い義務を負ふから、好き嫌ひを問はず又た適不適を論ぜず得られる限りの職に就くが、女は必ずし

て此數を以て、現在に轉業者の人のことあるが、之分三厘では災前の多數に及男は三割とが中々に角何かを興ふる負ふから



完全とはんで居る分一厘では二割五。即ち女。のが此く。と云ふこ。の一は兎。々な教訓。い義務を。女は必ずし

も左様でなく、又左様までする必要を有たないものも尠くはあるまい。此理由が右の如く轉業者の男女別に著しい相違を生ぜしめたのであらう、而して此事實の反面は、即ち女の失業者の割合の甚だ大なりてふ事實を伴ふのであらう。併し其れと同時に、女はタトへ職を得る必要は大であり、其希望は甚だ強いにも拘らず、今日の状態に於いて、其希望必要を充たす道を持たない。例へば職業紹介所の状態を見ても、婦人求職者は男の其れに比べて甚だ少い。殊に現在の様に朝暗い内から紹介所へ詰めかけなければならぬと云ふ様な有様では、女はとて紹介所へ行くことが出来ない。紹介所へ申込み来る婦人求職者少しとて樂觀するは大なる誤である。是は、急速に婦人求職者の方へ出張して紹介する制度を作らねばならぬ。ソコデ一般の求職者は男女を通じて、失業した其本業若くは其れに類似した業なる可しと推定して大過なきものとして、私共は殊に新たに求めらるゝ婦人内職の希望を調査して見た。其調査の結果は實に次の第二表の通りであつた。

右表の分類は、農商務省が企てつゝある内職授産計劃の種類に成可く應ずるやうにして、直ぐに授産實行の参考資料として、何分なりとも役立ち得るやうにしたのであるが、猶

其以外の希望職業と雖も洩らさず之を計上して置いたのである。

八

次に甚だ重要なことは、一 失業者の職業別 二 轉業者の從來職業別と現在職業別とである。一に就ては次の様な二つの方法を以て比例を算出して見た。第一は、各バラツクに於る失業者總數を百とし、之に對する失業者其れくの震災前の職業別人數の百分率を算出する之である。第二は、同じく各バラツクに於る各職業の有業者數を百とし、之に對する其業の失業者數の百分率を算出する之である。私は假りに前者を失業者職業分類率 (Berufsgruppenrate der Beschäftigungslosen) と名づけ、後者を各職業失業率 (Beschäftigungslösungsrate der Berufe) と名づけた。今前者を各業に分けて示せば、左の通りである。

失業調査統計第三表 失業者分類率表

一、農 業 一、農耕、畜産、蠶業。

失業者職業分類率 〇〇四

(失業調査統計 第二表)

女子希望副業ノ分類	日 比 谷	外 苑
1 裁縫、ミシン、足袋	107	113
2 絹物、造花、刺繻、袋物	20	46
3 麻絲ツナギ、絲卷	2	3
4 紙箱、玩具	4	9
5 紙袋、封筒、熨斗、製本	35	47
6 鼻緒、爪皮、草履	6	9
7 女給、飲食店女中	2	2
8 女中(子守ヲ含ム)	22	19
9 事務員、店員 給仕(官廳、會社等)	14	10
10 電話交換手	3	2
11 女工、雜役婦	8	28
12 教員、遊藝及手藝師匠	5	3
13 看護婦、助産婦	4	—
14 其ノ他	63	51
15 { A 種類ヲ指定セザルモノ (家庭内ニ於テ) B 種類ヲ指定セザルモノ (家庭内外ヲ問ハズ)	35	50
	16	16
計	(51)	(66)
總 計	346	408

2090—1 挿入

女子希望副業分類表

(失業調査統計 第二表)

女子希望副業ノ分類	日比谷	外苑	竹之臺	馬場先	池之端	月島	九段上	芝公園	芝離宮	合計	總數ニ對スル百分率
1 裁縫、ミシン、足袋	107	113	89	41	56	23	42	44	62	577	20.92%
2 編物、造花、刺繡、袋物	20	46	13	3	3	2	11	11	14	123	6.37%
3 麻絲ツナギ、絲卷	2	3	1	—	2	—	—	1	8	17	0.88%
4 紙箱、玩具	4	9	7	6	5	1	—	4	4	40	2.07%
5 紙袋、封筒、熨斗、製本	35	47	19	20	4	22	18	25	34	224	11.62%
6 鼻緒、爪皮、草履	6	9	29	2	7	2	1	4	12	72	3.73%
7 女給、飲食店女中	2	2	1	—	5	—	—	2	2	14	0.72%
8 女中(子守ヲ含ム)	22	19	2	4	8	6	2	3	2	68	3.52%
9 事務員、店員 給仕(官廳、會社等)	14	10	9	1	6	3	2	5	6	56	2.90%
10 電話交換手	3	2	—	1	2	—	—	1	2	11	0.57%
11 女工、雜役婦	8	28	11	4	5	22	2	10	20	110	5.69%
12 教員、遊藝及手藝師匠	5	3	2	—	—	—	—	—	—	10	0.52%
13 看護婦、助産婦	4	—	1	—	—	1	—	—	2	8	0.41%
14 其ノ他	63	51	24	10	19	8	10	26	60	271	14.05%
15 { A 種類ヲ指定セザルモノ (家庭内ニ於テ) B 種類ヲ指定セザルモノ (家庭内外ヲ問ハズ)	35	50	33	6	17	—	16	26	4	187	9.68%
	16	16	25	4	37	1	3	14	26	142	7.35%
計	(51)	(66)	(58)	(10)	(54)	(1)	(19)	(40)	(30)	(329)	(17.03%)
總計	346	408	266	102	176	91	107	176	258	1,930	100.00%

2090-1 挿入

一、農 業

一、農耕、畜産、蠶業。

〇〇四

失業者職業分類率

率を算出する之である。第二は同じく各バラツクに於る各職業の有業者数を百とし之に對する其業の失業者数の百分率を算出する之である。私は假りに前者を失業者職業分類率(Berufsgruppenrate der Beschäftigungslosen)と名づけ後者を各職業失業者率(Beschäftigungskategorie der Berufe)と名づけた。今前者を各業に分けて示せば左の通りである。

其以外の希望職業と雖も洩らさず之を計上して置いたのである。

二、水産業	二、林業	〇・〇七
三、鑛業	合 計	〇・一一
三、漁業、製鹽業	三、漁業、製鹽業	〇・〇四
四、探鑛、冶金業	四、探鑛、冶金業	〇・〇二
五、土石採取業	五、土石採取業	〇・〇二
合 計	合 計	〇・〇二
六、窯業	六、窯業	〇・四二
七、金屬工業	七、金屬工業	二・六二
八A、機械製造業	八A、機械製造業	二・四〇
八B、器具製造業	八B、器具製造業	一・四九
九、化學工業	九、化學工業	一・三八
一〇、纖維工業	一〇、纖維工業	二・八八
一一、紙工業	一一、紙工業	二・五三
一二、皮革、骨、角、甲、羽毛品製造業	一二、皮革、骨、角、甲、羽毛品製造業	〇・九二
一三、木竹類ニ關スル製造業	一三、木竹類ニ關スル製造業	二・二九
一四、飲食料品ノ嗜好品製造業	一四、飲食料品ノ嗜好品製造業	一・六三

十二 失業調査と共に基く若干の推定

五、商 業	
一五、被服、身ノ廻リ品製造業。	一五・九三
一六、土木建築業。	一・六八
一七、製版、印刷、製本業。	一一・七三
一八、學藝、娛樂、裝飾品製造業。	三・八〇
一九、瓦斯、電氣及天然力利用ニ關スル業。	〇・七四
二〇、其他ノ工業。	一・三九
合 計	五三・八三
二一、物品販賣業。	一七・二八
二二、媒介、周旋業。	一・七五
二三、金融、保險業。	〇・七九
二四、物品貸貸業、預り業。	〇・五〇
二五、旅宿、飲食店、浴場業等。	八・六三
二六、其他ノ商業。	〇・三三
合 計	二九・二八
二七、通信業。	一・三三
二八、運輸業。	二・七三

七、公務、自由業	
二九、陸海軍人。	四・〇六
三〇、官吏、公吏、雇傭。	一・〇五
三一、宗教ニ關スル業。	〇・一五
三二、教育ニ關スル業。	〇・三五
三三、醫務ニ關スル業。	〇・九〇
三四、法務ニ關スル業。	〇・〇四
三五、記者、著述者。	〇・二〇
三六、藝術家。	一・五三
三七、其他の自由業。	一・六〇
合 計	五・八二
三八、其他ノ有業者。	五・三一
三九、家事使用人。	一・五三
通 計	一〇〇・〇〇

更らに後者を示せば、左表（失業調査統計第四表）の如くなるのである。

四、復興經濟の原理及若干問題

104

一、農 業

一、農耕、畜産、蠶業。

五〇〇

二、水 産 業

二、林業。

四二・八六

三、鑛 業

三、漁業、製鹽業。

三三・三三

四、工 業

四、探鑛、冶金業。

二五・〇〇

五、土石採取業。

五、土石採取業。

二五・〇〇

六、鑛業。

六、鑛業。

二五・〇〇

七、金屬工業。

七、金屬工業。

一九・四八

八A、機械製造業。

八A、機械製造業。

四七・〇一

八B、器具製造業。

八B、器具製造業。

二五・四七

九、化學工業。

九、化學工業。

五〇・八一

一〇、纖維工業。

一〇、纖維工業。

五七・三九

一一、紙工業。

一一、紙工業。

五五・五〇

一二、皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業。

一二、皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業。

四二・八七

一三、木、竹類ニ關スル製造業。

一三、木、竹類ニ關スル製造業。

二七・二八

一四、飲食料品、嗜好品製造業。

一四、飲食料品、嗜好品製造業。

二八・〇三

一五、被服、身ノ廻リ品製造業。

一五、被服、身ノ廻リ品製造業。

五六・一二

一六、土木建築業。

一〇・七七

一七、製版、印刷、製本業。

四四・三四

一八、學藝、娛樂、裝飾品製造業。

五三・七一

一九、瓦斯、電氣及天然力利用ニ關スル業。

一四・九一

二〇、其他ノ工業。

六六・六六

二一、物品販賣業。

三二・六六

二二、媒介、周旋業。

四二・七八

二三、金融、保險業。

三一・五八

二四、物品貸貸業、預リ業。

三七・一〇

二五、旅宿、飲食店、浴場業等。

四一・七六

二六、其他ノ商業

四六・八八

二七、通信業。

三一・九四

二八、運輸業。

一二・八八

二九、陸海軍人。

一〇・八六

三〇、官吏、公吏、雇傭。

二九・一七

三一、宗教ニ關スル業。

二九・一七

五、商 業

六、交 通 業

七、公務、自由業

十二 失業調査と共に基く若干の推定

105

三二、教育ニ關スル業。	一八・一八
三三、醫務ニ關スル業。	三六・六一
三四、法務ニ關スル業。	二五・〇〇
三五、記者、著述者。	三九・一三
三六、藝術家。	五一・〇九
三七、其他ノ自由業。	四五・六二
三八、其他ノ有業者。	二五・九九
三九、家事使用人。	六二・五〇
總計	三四・一六

以上は何れも實數と其れに基いて算出した百分率であつて、一も推計を用ゐないもので、現に九ヶ所のバラツクに居住する避難者實際の狀況を各々比例的に表はしたものである。元より前にも云ふ通り、短日月の間の調査であり、殊に集計を僅か數日間で仕上げたもので、國勢調査の様に三年も経つても猶未だ結果をあげない程丁寧周到にやつて居るものとは比較することの出来ない拙速的のものであるから誤算もあらうし、又は票の

集計分類等にも誤謬があるであらう。私自ら決して之を十二分に信憑す可き計數なりと云ふ勇氣を有たぬものである。去り乍ら、今日までバラツクに就て調査を試みた團體や吏員や有志家其の數は莫大なものであつたやうだが、何れも其結果を集成して公表したものを聞かない。随分甚しいのは、私共が三十人がかりで五六時間もかゝつてやつと調査した或バラツクへ僅か二人の女學生が來つて、二時間ばかりで調査を完了して歸つて行つた實例を知つて居る。其類の調査は果して如何云ふ風に其結果を計算するか實に不可解である。又市役所とか社會局とかでも未だ纏つた數字を公けにしない。否此頃彼等の公けにして居る數字は、實は私共の集計表の而も以下に述ぶる所の推計の部分に如何にも實數であるかの様に新聞記者に物語つたものなのである。或る吏員は私共感謝して云ふ、我々も此等の數字を作る可きだが、未だ其暇がなく、新聞記者に尋ねらるゝ毎に困難を感じて居る、御蔭で向後は彼等に責められないで済むと。此種の吏員は新聞記者に尋ねらるゝことなくば、其の様な調査の必要は感ぜぬものと見える、實に驚いた次第ではないか。此くの如き現狀に於いては甚だ不十分なる私共の調査も、或は多少

の資料となり得るかと思ふのであつて、私共の與へた此刺戟に促されて責任ある吏僚が更らに遙かに完備した實地調査を急施するやうになるならば、私共の本望は達せられるので、私共のあげた結果は其時の至るまで生命を有し得るに過ぎないより、完全なものが出現せば、私共のあげた結果の如きは全く其用を失ふ可きものである。

九

兎に角現在に於いては、他に何の頼る可きものがないのである。ソコで私は更らに右の實查の結果を取つて若干の推計を試みて見た、推計は飽迄も推計であつて、實查の結果とは同日を以て談ず可きものでない。如何によき方法を以て推計するとしても、其の學問的價値は少いものである。況んや私の試みた推計は其の方法に於て甚だ不十分なものである。多くの時間を有するならば、今少しく精密な方法を用ゐることも出来るが、急速に目前の參考資料を得ようとするには、其様する暇がないのである。私の推計は次ぎの如くである。

失業調査統計第五表 失業者總數及其職業別推計

(一) 大東京區域内に現住する罹災避難者總數	
A 市内〔警視廳警務課調査係發表避難民收容場所人員及機跡復歸者數。十月十日調市内の部合計數〕	三六四、四二四人
B 市外〔東京市非常災害事務總務部調査課乙第四十二號大東京區域内避難民數調査總數〕	五三一、三二七人
合 計	八九五、七五一人
(二) 右合計人數に今回調査の結果たるバラック收容總避難民數に對する災前有業者數の百分率(之を有業率と名づく) 三六・七を乗ずるときは	三二八、七四一人
避難者總員中の災前有業者總數を得。	
(三) 右災前有業者推定總數に今回の調査の結果たる有業者數に對する現在失業者數の百分率(之を失業率と名づく) 三四・二六を乗ずるときは	一一二、二九八人
大東京區域内に住居する避難者總數中失業者を得るなり。	
(四) 右失業者數に有業者一人に對する避難者數一・七二五を乗ずれば	

十二

失業調査と共に基く若干の推定

四 復興經濟の原理及若干問題

三〇〇

失業者及其扶養人數合計
を得。

三〇六、〇一二人

〔五〕右失業者總數を災前の職業別によつて分類推計せんには、今回の調査の結果たる失業
者職業別の失業者總數に對する百分率（之を失業者職業分類率と名付く）を各總數に
乗ず。

其結果は次の如し。

一、農 業	一、農耕、畜産、蠶業。	四五
二、水 産 業	二、林業。	七九
三、鐵 業	三、漁業、製鹽業。	四五
四、工 業	四、探鐵、冶金業。	二二
	五、土石採取業。	四七一
	六、窯業。	二、九四二
	七、金屬工業。	二、六九五
	八A、機械製造業。	一、六七三
	八B、器具製造業。	一、五五〇
	九、化學工業。	三、三三四
	一〇、纖維工業。	二、八四一
	一一、紙工業。	一、〇三三
	一二、皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業。	二、五七二
	一三、木、竹類ニ關スル製造業。	一、八三〇
	一四、飲食料品、嗜好品製造業。	一七、八八九
	一五、被服、身ノ廻リ品製造業。	一、八八七
	一六、土木建築業。	一三、一七三
	一七、製版、印刷、製本業。	四、二六七
	一八、學藝、娛樂、裝飾品製造業。	八三一
	一九、瓦斯、電氣及天然利用ニ關スル業。	一、五六一
	二〇、其他ノ工業。	一九、四〇五
五、商 業	二一、物品販賣業。	一、九六五
	二二、媒介、周旋業。	八八七
	二三、金融、保險業。	五六一
	二四、物品賃貸業、預リ業。	九、六九一
	二五、旅宿、飲食店、浴場業等。	

十二 失業調査と其に基く若干の推定

三〇一

四 復興經濟の原理及若干問題

二〇三

六、交 通 業	二六、其他ノ商業。	三七一
	二七、通信業。	一、四九四
	二八、運輸業。	三、〇六六
七、公務、自由業	二九、陸海軍人。	—
	三〇、官吏、公吏、雇傭。	一、一七九
	三一、宗教ニ關スル業。	一六九
	三二、教育ニ關スル業。	三九三
	三三、醫務ニ關スル業。	一、〇一一
	三四、法務ニ關スル業。	四五
	三五、記者、著述者。	二二五
	三六、藝術家。	一、七一八
	三七、其他ノ自由業。	一、七九七
八、其他ノ有業者	三八、其他ノ有業者。	五、九六三
九、家事使用人	三九、家事使用人。	一、七一八
	總 計	一一二、二九八

右推定を更らに學生諸氏が訂正したものは左の如くであつて、此の後者の方がより正しと信ずるから之をも掲げて置く。

失業調査統計第六表 職業中分類の失業者推定(訂正)

職業大分類	職業中分類	有業者總數に對する失業者百分比	推定總人員	前掲の推定と	數差	
I、農業	1. 農耕、畜産、蠶業	0.01	33	+	12	
	2. 林業	0.02	64	+	15	
	合計		97			
	II、産業	3. 漁業、製鹽業	0.01	33	+	12
	III、礦業	4. 採鑛、採石、採金業	0.01	33	—	11
	5. 土石採取業	—	33	—	—	
	合計		33			

十二 失業調査と其に基く若干の推定

二〇三

四 東京府の産業及振替目録

1108

6. 窯業	0.15	492	-	21
7. 金屬製造業	0.90	2,957	-	15
8. A 機械製造業	0.82	2,695	-	0
8. B 器具製造業	0.51	1,675	-	2
9. 化学工業	0.47	1,544	+	6
10. 纖維工業	0.99	3,254	-	20
11. 紙業	0.87	2,859	-	18
12. 皮革、骨、羽毛品類製造業	0.31	1,019	+	14
13. 木、竹類=關スル製造業	0.78	2,596	-	24
14. 飲食料品、嗜好品製造業	0.55	1,808	+	22
15. 被服、身廻品製造業	5.44	17,883	+	6
16. 土、木建築業	0.58	1,905	-	18
17. 製版、印刷、製本業	4.01	13,182	-	9
18. 學藝、娯樂、裝飾品製造業	1.30	4,273	-	5
19. 瓦斯、電氣、天然力業	0.25	821	+	10

20. 其他ノ工業計	0.48	1,577	-	16
合計		60,539		
21. 物品販賣業	5.90	19,395	+	10
22. 媒介、周旋業	0.60	1,971	-	6
23. 金融、保險業	0.27	888	-	1
24. 物品、貨物、預業	0.17	558	+	3
25. 旅館、飲食店、浴場	2.95	9,697	-	6
26. 其他ノ商業計	0.11	362	+	9
合計		32,871		
27. 通信用業	0.46	1,511	-	17
28. 運輸業計	0.93	3,057	+	9
合計		4,568		
29. 陸海軍雇人	—	—	—	—
30. 官吏ノ人	0.36	1,179	—	0
31. 宗教ニ關スル人	0.05	163	+	6

十二 失業調査と共に甚く若干の推定

1109

業 業 業 業 業 業	業 業 業 業 業 業	業 業 業 業 業 業	業 業 業 業 業 業	業 業 業 業 業 業
32. 教育ニ関スル業	0.12	394	-	1
33. 醫務ニ関スル業	0.31	1,018	-	7
34. 法務ニ関スル業	0.01	33	+	12
35. 記者、著述者	0.07	229	-	4
36. 藝術	0.52	1,708	+	10
37. 其他ノ自由業	0.54	1,775	+	22
合計		6,499		
38. 其他ノ有業者	1.18	5,950	+	18
39. 家事使用人	0.52	1,703	+	10
合計	34.16	112,298		0

【註】 前回の失業者総数の推定は平均失業率と失業分類率と二つを用いた為め若干の誤差を生じて居る。依つて今回は従来有業者の推定数に従来有業者総数に對する各業別失業者の百分率を乗じて推計したその推定数と前回推定数に對する誤差を示したものである。

茲に繰返して斷らなければならぬことは右は全く一の推計に過ぎないもので而かも數簡の推計を重加したもので實數の根據は一もないこと之れである。従つて失業者總數の十一萬餘は多少の確らしさを有するとしても其内譯たる各職業者推定數は實際とは決して合致するものでないは當然のことである。唯だ或度迄の接近性を有すると云ふに過ぎない。其れも中間に近い場合に於て然るので、中間を距ること上下共に遠いほど實際とは距りのある可きものである。更らに失業の率は男と女とは大いに異なるから、兩者合計の率を以つて算出した右數は更らに誤差を生ず可きは當然である。

十

更らに轉じて、各職業失業率を罹災有業者推定數に乘ずるのも一法である。併し乍ら之は、右の推計よりも更により、多く事の實際とは遠ざかるであらうと考へられる。若し各職業の實際罹災者の實數が判明して居り、而して其數に各職業失業率を乘じたら、或は實際に近い數が得られるであらうと思ふが、實際罹災者の職業別實數が判明する程な

十二 失業調査と共に基く若干の推定

ら、失業者の實數も同時に判明す可きであらうから、其の様な推計は無用である。此くの如き實數が得られないからこそ推計を試みることが許されるので、實數を得る見込が少しでも存するなら、初めから推計などは全然斷念す可きことである。仍て私は、此の第二の方法は用ゐなかつたのである。例へば、國勢調査の結果では、物品販賣業者の實數は男女計十八萬八千人である。之に本文の初めに言つた二階堂氏調査の罹災率六割五分を乗ずると十二萬二千人の罹災物品販賣業者を得る。此推定數に罹災者現住率（百五十一萬七千七百六十八分の八十九萬五千七百五十一）五九〇〇を乗ずると七萬二千人を得る。此數に各業失業率中の物品販賣業者率三二・六六を乗ずると、二萬三千五百人の失業者推定數を得ることになり、第一の方法で推算し得た一萬九千四百人よりは、大なる數が出るが、私の推測では、此の一萬九千餘と云ふ後の數の方が、前の數よりも遙かに多く實際に接近して居るやうである。乍去箇々の職業に就ては、此くの如くであるが、全體に就て推算すると、第二の方法による推定數と第一の方法による推定數とは、餘り大なる差を示さない。此れは、少くも第一の方法が全體に就ても、餘り大なる誤差を生ぜないことを裏書

する所以であらうと思ふ。即ち第二の方法による可く本文の初めにあげた有職業者の罹災推定數六十三萬一千二百五十人に、罹災者現住率五九を乗ずると三十七萬二千四百三十八人を得、之に全體の失業率三四・一六を乗ずれば、十二萬七千人と云ふ失業者推定總數を得るので、第一の方法による推定數十一萬二千人と大差なきを見出すのである。前段八の拙文に於いては、全く他の方法で推計して得た數を掲げて置いたが、其數も亦右兩者に甚だ近いものである。即ち十一萬五千人と云ふのが、其の數である。此等の種々なる方法で得た數が、相近いものであることは、私が此度の調査から第一の方法によつて推定した十一萬二千、若くは第二の方法による推定數十二萬七千人の何れかに近く實際の失業者數は位して居るものとの推測無論推測に過ぎない、を確めしめるやうに思ふのである。各職業別の推定數は、此總數に比すれば、蓋然性を有すること無論遙かに少いものである。併し兎に角多少の參考材料とはなり得るか、と考へて居る。

失業者に次で考察を要するは、一從來職業を有せずして、災後新たに業を有するに至つた者（之を新有業者と名く）二未だ職を得るに及ばないが、之を求めて居る者（これを

(失業調査統計 第八表)

	I		II		III						
	1	2	3	4	5	6	7	8A	8B	9	10
日比谷	男女計	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2
		1	-	-	-	-	-	1	-	-	2
外苑	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	17
竹之窪	男女計	-	-	-	-	-	2	-	-	1	7
		-	-	-	-	-	2	-	-	1	7
馬場先	男女計	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	1	2	-	-	-
池之端	男女計	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
		-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
月島	男女計	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
九段上	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
芝公園	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
芝離宮	男女計	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
總計	男女計	1	-	-	-	-	4	1	1	1	2
		1	-	-	-	-	4	1	1	1	34

2110-1 挿入(第一)

失業調査統計第七表 災後の新有業者及新求職者一覽表

	新有業			新求職			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
日比谷	29	56	85	30	161	197	63	217	282
外苑	37	110	147	50	157	207	87	267	354
竹之窪	21	54	75	23	116	139	44	170	214
馬場先	13	9	22	24	42	66	37	51	88
池之端	14	43	57	18	62	80	32	105	137
月島	9	4	13	5	24	29	14	28	42
九段上	19	23	42	18	49	67	37	72	109
芝公園	18	36	54	39	84	123	57	120	177
芝離宮	21	35	56	19	97	116	40	132	172
總計	181	570	551	232	791	1,023	418	1,162	1,575

四 復興經濟の原理及若干問題

1110

新求職者と名く、三災後業を得ては居るが災前の業と同じからざるもの(之を轉業者と名く)の三種の人々である。今市直營バラック避難者中此三種に屬する人々に關する調査の結果を次ぎ次ぎ表に示して置く。

右の内新有業者を職業別にして見ると第九表の通りである。

右に示した數字は、又た同時に集團バラック以外に於ける一般罹災者の現状を推測するに多少の參考となるであらうと思ふ。

職業中分類に分ちたる新有業者の現状--覽表

(失業調査統計 第八表)

	I			II		III					IV										V						VI		VII									IX	合計		
	1	2	3	4	5	6	7	8	8A	8B	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36		37	38
日比谷	男女計	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	1	-	-	1	6	1	9	-	-	6	27	-	1	-	7	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	7	-	20
	男女計	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	1	-	-	1	6	1	10	-	-	33	-	-	1	-	9	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	8	-	58	
外苑	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	1	-	-	-	2	2	1	-	1	8	-	-	-	-	3	-	2	-	-	3	-	-	-	-	-	-	12	-	37
	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	1	-	-	-	2	2	1	-	1	30	-	-	-	-	4	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	5	2	110	
竹之窟	男女計	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	1	2	-	-	7	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	4	-	21		
	男女計	-	-	-	-	-	2	-	-	-	7	-	3	-	-	1	1	1	2	-	-	11	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	54			
馬場先	男女計	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	13		
	男女計	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	9			
池之端	男女計	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	2	-	-	-	11	1	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	43		
	男女計	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	2	-	1	13	1	-	-	-	-	16	-	-	-	-	6	-	1	-	-	-	-	-	1	7	57				
月島	男女計	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	9		
	男女計	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	13			
九段上	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	1	7	-	1	1	-	5	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	7	-	19	
	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	1	8	-	-	1	1	-	8	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	23			
芝公園	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	5	9	-	1	-	-	9	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	18		
	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	5	9	-	7	-	-	-	7	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	6	-	36				
芝離宮	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	21		
	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3	4	-	5	-	1	-	12	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	35			
總計	男女計	1	-	-	-	-	4	1	1	1	2	3	-	1	3	6	5	9	1	2	-	50	1	1	-	16	-	3	3	-	8	-	1	1	-	-	58	-	181		
	男女計	1	-	-	-	-	1	1	2	1	34	9	-	1	12	109	7	21	1	1	1	8	112	-	-	32	-	1	3	-	5	-	1	1	2	16	4	370			

2110-1 挿入(第一)

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

新有業者の現在職業中重要並に特色ある五中分類の細別表

(失業調査統計 第九表)

	日比谷		外 苑		竹之証		馬場先		池之端		月 島		九段上		芝公園		芝離宮		合 計			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
土木建築業	工	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	工	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	他	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
	計	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
製被服、造身題品業	縫	-	6	2	30	1	10	-	2	-	1	-	-	1	-	1	-	-	3	66	69	
	縫	-	-	-	9	-	-	-	3	-	7	-	-	6	-	5	-	4	-	34	34	
	縫	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	1	-	1	-	-	-	2	2	4	
	他	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	7	8	
物品販賣業	賣	-	6	2	48	1	10	-	5	2	11	-	1	7	-	9	-	4	6	100	115	
	賣	-	-	2	1	2	-	-	-	1	2	1	2	1	1	-	-	-	9	4	13	
	賣	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
	賣	-	2	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	2	-	4	4	8	
旅街、飲食店、浴場等	賣	-	1	1	5	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	3	8	11	
	賣	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	6	
	賣	-	3	1	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	6	7	
	賣	1	6	1	9	1	5	-	-	4	-	-	-	1	4	-	5	4	33	37		
其他ノ有業者	賣	2	4	-	6	2	1	-	1	1	2	-	1	-	4	1	1	2	11	17	28	
	賣	3	9	2	4	2	2	6	2	-	2	-	2	5	1	2	1	4	17	30	47	
	賣	6	27	8	30	7	11	7	3	3	13	1	1	5	8	9	7	4	50	112	162	
	賣	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	4	5	
其他ノ有業者	賣	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
	賣	1	4	1	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	4	7	11	
	賣	4	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	-	3	10	6	16	
	賣	6	8	3	1	-	1	2	-	2	-	2	-	2	2	-	6	15	21	36		
其他ノ有業者	賣	1	1	-	1	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	1	6	7	
	賣	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	5	5	
	賣	7	9	3	4	-	1	2	-	6	-	1	2	1	2	2	8	16	32	48		
	賣	1	-	3	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	1	-	8	1	9	
其他ノ有業者	賣	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	7	-	7	
	賣	-	-	5	-	-	-	1	-	1	-	6	-	6	-	8	-	8	30	-	30	
	賣	2	1	4	5	2	3	2	-	-	4	-	1	1	1	1	1	1	13	15	28	
	賣	7	1	12	5	4	3	3	-	3	4	7	1	7	1	10	-	58	16	74		

更らに前表の中、重要若くは特色ある職業中分類五種を細別して見ると左の如くである。

3 4 5 6 7 8 9 (80) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (90) 1 2 3 4 5 6 7

轉業者の従來職業別は下表の通りである。

(失業調査統計 第十表)

I		II			III			IV													V						VI		VII									VIII	IX	合計
1	2	3	4	5	6	7	8A	8B	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
31	2	3	3	1	31	275	81	98	47	67	56	32	140	82	281	104	372	115	53	16	664	76	15	19	300	5	11	286	—	24	11	11	18	3	6	40	38	173	26	3,766

2110-1 挿入(第三)

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

(失業調査統計 第十一表)

職業中分類に分ちたる轉業者の現在職業一覽表

	I		II		III		IV													V					VI		VII							VIII	IX	合計					
	1	2	3	4	5	6	7	8A	8B	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34		35	36	37	38	39
日比谷	男女計	1	1	-	-	-	5	1	1	-	-	2	1	-	5	-	15	42	9	1	9	2	104	2	-	1	75	-	1	25	-	31	1	-	2	-	-	2	185	-	580
	男女計	1	1	-	-	-	1	1	-	-	2	1	-	5	-	7	-	22	42	12	1	9	2	44	-	-	24	-	1	25	-	1	-	-	-	2	9	-	93		
外苑	男女計	-	3	-	-	2	8	4	-	1	1	6	-	9	3	9	67	8	2	7	1	100	2	1	-	17	-	3	24	-	35	-	-	4	1	-	1	1	379	2	701
	男女計	-	3	-	-	2	9	5	-	1	10	1	-	9	3	50	67	1	2	7	1	16	2	1	-	1	-	3	24	-	35	-	-	7	1	-	1	5	99		
竹之塚	男女計	-	-	-	-	3	8	1	1	-	4	3	-	5	2	3	23	-	4	1	2	96	6	-	-	27	1	1	5	-	3	3	3	-	-	2	-	244	-	451	
	男女計	-	-	-	-	3	8	1	2	-	8	12	2	5	2	31	23	3	1	1	2	14	6	1	-	11	1	5	-	3	3	-	-	-	2	-	2	86			
馬場先	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	3	11	1	-	3	-	80	2	1	1	10	-	-	6	-	1	1	-	-	-	106	-	177			
	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	6	11	1	-	3	-	2	1	1	3	10	-	-	6	-	1	1	-	-	2	14	-	14			
池之端	男女計	-	2	-	-	-	1	1	4	2	1	-	-	6	1	8	32	2	5	2	2	125	6	-	-	13	-	-	7	-	16	-	2	-	-	-	179	-	417		
	男女計	-	2	-	-	-	1	1	5	2	2	-	6	1	11	32	2	6	2	2	2	15	6	-	-	7	-	-	7	-	16	-	-	-	3	2	41				
月島	男女計	-	-	-	-	2	2	4	-	-	1	-	-	-	1	-	2	1	-	-	-	10	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	52	-	76			
	男女計	-	-	-	-	3	2	4	-	-	1	-	-	-	1	2	1	3	-	-	-	1	-	-	-	1	-	3	-	1	-	-	-	-	5	1	14				
九段上	男女計	-	-	-	-	-	4	1	2	1	1	1	-	1	2	2	8	6	-	2	-	72	1	1	-	13	1	-	7	-	5	-	-	-	-	1	42	-	177		
	男女計	-	-	-	-	-	4	1	2	1	3	1	-	1	2	11	8	7	-	2	2	11	1	1	-	5	1	-	7	-	5	-	-	-	1	2	34				
芝公園	男女計	-	1	-	-	3	5	2	3	-	1	5	-	7	2	7	20	7	2	5	2	40	-	-	-	20	-	-	22	-	11	-	1	1	-	-	234	-	401		
	男女計	-	1	-	-	3	5	4	3	-	1	7	-	7	6	9	20	9	2	2	2	14	-	-	-	7	-	-	22	-	11	-	2	1	-	4	2	51			
芝灘宮	男女計	-	1	-	-	-	5	2	3	-	-	2	-	2	1	3	19	5	4	1	-	54	1	-	1	18	-	1	13	-	2	1	-	1	-	180	-	320			
	男女計	-	1	-	-	1	5	2	3	-	1	2	-	3	4	6	19	8	4	1	-	14	1	-	1	2	-	1	13	-	2	1	-	-	1	2	34				
總計	男女計	1	8	-	-	10	38	16	14	4	8	17	-	36	12	50	222	40	18	30	9	691	20	3	3	193	2	6	112	-	104	5	4	12	3	4	1,001	2	3,300		
	男女計	1	8	-	-	12	40	19	16	4	40	34	2	37	21	181	222	54	20	32	11	822	21	4	3	252	2	6	112	-	107	5	4	16	3	5	1,634	13	3,766		
比例	0.03	0.21	-	-	0.32	1.06	0.50	0.42	0.11	1.06	0.90	0.05	1.03	0.56	4.80	5.89	1.43	0.53	0.85	0.29	21.82	0.56	0.11	0.08	6.69	0.05	0.16	2.97	-	2.84	0.13	0.11	0.42	0.08	-	0.08	0.13	43.39	0.34	100.00	

2110-1 挿入(第四)

轉業者の現在職業別は左の如くである。

2 3 4 5 6 7 8 9 480 1 2 3 4 5 6 7 8 9 490 1 2 3 4 5 6 7

(失業調査統計 第十二表)

轉業者の現在職業中重要並に特色ある九中分類の細別表

		日比登		外 港		竹之置		扇場北		池之端		月 島		九段上		芝公園		芝公園		合 計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
金工	トク、服、フクリ、製造	1	1	1	4							1		1						7	1	8
	其 他	0	7	1	4					1		2		0	4			0	0	31	1	32
	計	1	8	2	8					2		3		1	4			0	0	32	2	34
	機 械	1		2						1		2						2	1	10	1	11
	計	1		2						1		2						2	1	10	1	11
機 械	自 動	1		1							1			1					2	2	4	
	計	1		1							1			1					2	2	4	
器 具	自 動	1		1	1					1	1			2					4	3	7	
	計	1		1	1					2	2			2					6	3	9	
土 木	大 法	0	2	1	4					1				2					3	6	9	
	計	0	2	1	4					1				2					3	6	9	
建 築	日 道	0		1	2					1				1					2	3	5	
	路	1												1					1	1	2	
	人	1																	1	1	2	
	計	2		1	2					1				1					2	2	4	
被 服	初 期	1		1	60			11		32			8		20			10	22	22	22	
	計	1		1	60			11		32			8		20			10	22	22	22	
物 品	草 紙	1	4	1	3	1	1	3		3			2	2	2				11	8	19	
	計	1	4	1	3	1	1	3		3			2	2	2				11	8	19	
販 賣	手 續	1	4	1	3	1	1	3		3			1	3	2	1	3		18	4	22	
	計	1	4	1	3	1	1	3		3			1	3	2	1	3		18	4	22	
藥	飲 食	18	18	4	6	6	8	4	1	10	3	1		0	5	5	0	4	5	53	49	102
	計	34	36	32	30	30	32	4	1	25	3	3	13	1	10	2	17	1	168	21	189	
旅 館	牛 飯	14	6	1	1	1	1	1		1			1						18	3	21	
	計	14	6	1	1	1	1	1		1			1						18	3	21	
食 店	和 食	34	10	3	6	4	4	1	4	1		1	8	2	4	2	10	1	73	22	95	
	計	74	24	12	10	10	10	1	12	6		1	18	5	10	7	18	2	181	56	237	
遊 樂	自 動	2		5															7		7	
	計	2		5															7		7	
其 他	夜 間	1		3						1									4		4	
	計	1		3						1									4		4	
其 他	自 動	88	2	278	1	171		84	140	1	35	2	30		108	1	143		1,170	7	1,177	
	計	24	7	26	4	10	2	8	2	18	1	3	2	0	2	8	2	13	123	22	145	
		188	9	370	6	244	2	100	2	170	3	62	5	42	2	234	4	180	1,001	38	1,039	

更に同じく轉業者に就て其現在職業中重要なるもの若くは特色あるものを細別して示して置く。

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

以上を以つて、私は私共の失業調査の結果の概要を紹介し終つたが、之れに關連して、失業對案に就て一言して本文を終らうと思ふ。

先づ婦人の失業及新求職者に對しては、餘り大なる困難なく職を與ふことが出來やうと思ふ。副業求職者の内最多數を占むるものは裁縫であり、之れに次ぐものは、第二表二〇九〇、に其他とした種々な職業であり、第三は紙類に關する仕事、第四は種類を指定せず唯家庭内に於て職を得んとするもの、第五は同上にして別に家庭の内外を問はざるもの、第六は編物其他、第七は女工、第八は鼻緒製造等、第九は女中其他、第十は事務員等であつたが、此の割合は集團バラツク收容民のみに就てでなく、粗ぼ一般の罹災女子に就て當つて居るであらうと思ふ。幸ひ農商務省では色々其紹介、授産方を工夫して居ると云ふことであるから、豫算が取れる取れないなどと意氣地のないことを言はず、最善の努力を以つて授産なり紹介なりに勉めたなれば、著しく失業女子の數を減ずることは出來るで

あらうと思ふ。呉々も豫算々々と云ふことを已めて貰ひ度い。第一、九月一日の地震と云ふことは、何處の官廳の豫算にも繰まれては居なかつたことを考へて呉れなくては困る。親が焼死んでも豫算がないからとて葬を出さない官吏もあるまい。自分が丸焼に遭へば豫算がないとて何とかして居るであらう。此點を篤と考へて呉れれば、豫算が取れずとも、若干の工夫を案出することは出来る可き筈である。併し政府なり又は團體なりに於いて、折角結構な思ひ付きをした農商務省に、出来る丈け經費を給して、其實行に當らしめるやうにせられたい。濟生會とか善後會とか名前許り結構な團體もあるが、下らぬ雜誌を出したり、掛け持先生の夜學校をやつたりすることを全廢しても、此くの如き事の爲めに費用を出すやうにして貰ひ度いものと思ふ。

最後に一般失業者に對する對案は、決して千篇一律なるを得ない。右に實數をあげ且又推定總數を示めた様に、失業者は各種の職業に分布せられて居る。唯一途の救濟法を以てしては此等失業者が災前の職業に於いて有して居た營利能性を利用することが出来ない。ピグー氏の云ふ様に其の能性に適し、其災前得て居た收入に相當する所得あ

る職業が與へられない限り、彼等は全然失業状態を脱したものは云へないので、唯一時凌ぎの業を興ふることは、純失業者を半失業者、四分の三失業者とするに止るのである。失業對案の標的は失業者を全く失業状態から脱せしめること並びにデカジュアリゼーション（職業の不安定を排除くこと）でなければならぬ。即ち以上失業調査の結果を極く大體に就て紹介して、失業對案に考慮を施しつゝある志士仁人の参考に供して置く次第である。（二十二・十一世）

|| 大正十三年一月及二月『太陽』掲載 ||

本書に對する批評一斑

——日刊新聞紹介欄より——
中外商業——時事——東京日々——讀賣——國民——東京朝日

中外商業新報（大正十三年八月七日）——博士自身もゲートルばきで震災后學生達と一楮に活躍した所の所産で、その時々各雑誌などに發表されたものが多い。勿論博士のお手の物の問題でどれもソツのありやうはないが書名の所謂若干問題中住宅立法と失業防止策とはそれらの機關に博士自ら委員としてこれに臨んで主張して實現せしめたものである。確に力強い博士の所論であることを證明する。また本書におさめた東京市内バラックについての失業調査は全く博士及商大學生の實地踏査に成るもので、他の同種調査の企て及ぶ所でないのは勿論、これに基く「若干の推定」なるものもお座なりでないことは言ふまでもない。時事新報（大正十三年八月廿二日）——大震に直面して此の絶大の人間の試練に應ずる爲め經濟學者當然な任務としての調査勸説に努めつゝ復興經濟に關し思索せるところを雜誌に發表せるものを蒐集したものである。著者震災による經濟的損失は復興によつて得ら

るゝ利用に超過する回復の費用の總計に外ないと斯う云つて經濟學上の再生産費の法則から見たる復興經濟の第一原理なるものを提唱してゐる。其説の卓抜なる一方住宅法及び火保失業問題にも深く立ち入つて研究し、適切な意見を述べてゐる。理論と實際とに涉つた堂々たる論文集である。

東京日日新聞（大正十三年七月廿八日）——著者が其の専門とする經濟政策社會政策のよき試練の時として、震災當時より今日に至るまで蔭となり日向となつて、一般社會のために努力してゐることは周知の事實である、この書はその尊い體驗の主張を收めたものである。著者の努力が各方面において報いられつゝある今日、著者のためにも、またわれらのためにも記念すべき好著である。

讀賣新聞（大正十三年八月廿三日）——震災后約一年の記念すべき時期に此の著の刊行された事は慶讚に堪えない。記念文献も數多いことであるが、救濟事業に親炙した一人であり、且帝國經濟會議の委員として急救と復興とに献身的な努力をした一人であるところの福田博士が、東奔西走多忙の裡に執筆した該論文の集積こそ、生氣の躍動する専門文献の粹と云はねばならぬ。

國民新聞（大正十三年九月十八日）——説く所該博調べる處精密の博士一流の經濟觀を以て終始してゐる。苟くも災後の社會經綸に抱負あるの士は須く一讀すべきである。

東京朝日新聞（大正十三年十月十九日）——博士一流の犀利な理論と博士の所謂の厚生經濟の見地から、震災破壊に依る經濟の復興は常時に於ける經濟と異り特殊の厚生の施設を要すと力説し、特異性ある經濟概念に出發すべきものであると稱して復興經濟の名を冠したものである、その内容をば復興經濟の第一原理、歐洲の戦後經濟と日本の復興經濟、復興經濟の厚生の意義、復興日本當面の問題、以下全十二項目に分ち前半に於ては復興經濟の可能性を後半に於ては博士が提唱された社會的施設の急務等實際問題を記録し世論の喚起を促したのである、震災後一箇年未だ復興事業はその端緒にも着いて居ない此の際直に復興とは如何なるものかを考察せんとする人々にとつては唯一の羅針盤として一讀を薦める。

——著者への書簡集より——

HN博士—M博士—T博士—HS博士—SI博士—K教授—O教授

HN博士——此度の貴著は本邦未曾有の大厄災に對する善後策を科學的に解決せんとするのであるから其重要なるものなるは申す迄もありません。法治神のいやちこなる威徳を論ぜらるゝあたり、并に生存權の神聖を説かるゝあたりの超越的法理論は襟を正して拜讀いたしました。

M博士——丁度震災一週年日に初めから順々に讀んで行きました。大部分は一度雜誌で讀

んだ記憶の有るものですが斯く纏まつて見ると更に異つた感じを以て讀みました。いつもながらの御雄辯には敬服に堪へません。御議論に聊か極端の傾が有りはせぬかと思はれますが（例一九五頁半倒壊物を爆發せねば生存危殆など）大體に於て賛成致したいと思はれることのみです。

T博士——篇々皆冷靜ナル科學者の態度ト熱烈ナル江戸ツ子の意氣トニ充テ滿テ讀過裨益ト感激トヲ享クル所多大デ、小生ハ立場上最モ面白ク拜讀シタノハ失業調査ニ關スル御論文デス。御調査ノ結果バイツシカ利用サセテ戴キタイト考ヘテ居リマス。

HS博士——震災一週年の記念日を如何にして過ごすかと云ふことを人に聞かれたりしましたが御蔭様で無上の方法を頂きました。即ち御著書を読むことであります。既に半ば以上讀了はしましたが過去を顧み將來を思つて感慨無量であります。これから丁會館に於ける記念講演に参りますが御免を蒙つて御説の受賣りを致すかも知れません。

SI博士——歸りの汽車の中で拜見して今更ながら昨年の震災に際して先生の述べられた意見がその後着々事實となつて現はれたことを發見して心から驚き入る次第であります。唯若も當局者が此れ以上先生の云はるゝ通りやつたならば尙一層良い結果を得たらうと思はれる點が少くありません。殊にあの地震位では中々先生の希望されたやうに舊勢力は破壊されませぬ。世の中は又もとの空阿彌に歸つて仕舞つたやうです。私にはそれが残念で

なりませぬ。

五 教操 全篇を貫く樂天的精神が復興市民に取ては最も貴重なるものと存じます。而して半ば此の樂天的精神の産物たり半ばその根據たる再生産費の御説は最もよき意味に於て學者的なることゝ經世家的なることゝを兼ねたるものと存じます。此の點には全然御賛成申し上げます。

小生が改造に寄せたる雜錄詳細御批評下されし段難有御禮申上ます。小生は右記の通り「再生産費説」には全然賛成でありますから、若し御引用の拙文章句がこれと抵觸するものゝやうに御解釋下されしものならば何卒その然らざることを御諒察願ひます。小生の句は専ら日清戦争の戦費はいくら、日露戦争の戦費はいくら、それに比較して今回震災の損害は云々といふ種類の説が頻りに行はれたのに向けられたものであります。震災の損害いくらといふ時には兎に角物の滅失毀傷額を意味して居る（その見積が再生産費法則に準つて行はれねばならぬものであるにもせよ）のに、日露戦でいくらが、つたといふ時には、現れて来る數字は必しも物の滅損のみを意味しないといふつもりで、兩者間に趣の異なる點があると申したのであります。それは嘗つてビグウに學んだ事でありますから、五はビグウに捉はれ過ぎてゐるといふ御批評は甘受致します。（實はビグウの厚生經濟學はそれまで僅かに拾讀をしてゐましたが、地震を機會に全部通讀して其梗概を書いたりなどしました。鎌倉の一部では九

月末近くまで電燈が復舊しなかつたので彼の書の大部分は蠟燭の灯で讀みました。どうでもいゝ事ですが思ひ出の一つとして記しました。右遅延乍ら御禮申上ります。

數日前横濱の市中を一廻りして見ましたが、山下町邊は秋草離々といふ有様で元のオリエンタルホテルの隣り邊には僅かに荒削りの板圍で海員宿所なるものが出来た外、人間の力で新に造出したものは殆んど一つもないといつても好いようであります。此邊はまだすいとん、ゆで小豆の境を脱してゐません。

〇 教操 此の書が先生の當時の血と汗との結晶のやうに思はれます。勿體ないやうな氣が致します。そして先生の街頭に於ける御活動に思ひ至りますと、あのお強くない御健康でよくあれほど迄の活動に堪へられたと、たい襟を正して、先生の熱情を思ふより外ないのであります。

貴書を拜讀いたしましたして何よりも幸福に存じましたことはこれらの論を通じまして、先生の従來の高遠な思想の理解をたとへ少しなりとも——自分の力に及ぶだけ——進め得たことであります。之は萬人同感であらうと存じます。またその間にも先生の新研究が現はれて居ります。この混亂の時にあたつてさへも、先生の新研究に接し得ますことは、實に私共の幸福であります。殊に私は震災當時の先生の諸論文を拜讀する機會がありませんでしたので、只今その全部を拜讀することの出来たのをこの上なく幸福に存じます。